南丹高校も分会結成！

全学校に分会確立

7月1日

七月一日、亀岡の南丹高校で分会が結成されました。これによって、府立のすべての学校に分会が組織されたことになり、関係者はもとより、広く府民の皆さんからの祝福を受けることになります。

分会への加入者は三六名で、全教職員の八割強。総会では分会長に小谷一郎先生、書記長に田中生夫先生など役員を選出しました。分会長に選ばれた小谷先生は「私たちの待ち望んでいた組合をとうとうつくることができました。生活や権利、教育を守るためにみんなで力を合わせてがんばりましょう」と呼びかけられました。

真新しい分会旗をかこんで

講師に川口是さん

期待される中央学習会

8月25日～27日

府立高教組の八一年度中央学習会は、八月の二十五日から二十七日にかけて亀岡ハイツで行われます。

この学習会は、一学期の各分会のたたかいの経験・教訓を交流し合い、二学期以降のたたかいの展望を学び合うものとして、府高の運動の前進に大きな力をはたして来ました。

今年は、講師として民主勢力が知事選の候補として相次いで出馬要請を続けている川口是京大教授と、千代田総行動の中心的指導者として知られている丹下孚（まこと）千代田区労協事務局長が招かれ、その成果が期待されます。

主な要項は次のとおり。

■とき　8月25日(火)2時～27日(木)12時半
■ところ　亀岡ハイツ（電〇七七一二一六一二三四五）
■講　演
(1)「憲法とくらし」
川口是京大教授
(2)「やる気をひき出す要求実現運動のすすめ方」
丹下孚 千代田区労協事務局長
■日　程
25日(火)　2時半開会　丹下講演　第一次分散会
26日(水)　9時開会　川口講演　第二次分散会　レクリエーションと交流会
27日(土)　第三次分散会　総括集会
■参加対象　分会三名（班は他に各一名）

府高に新しい武器——待望の宣伝カー購入

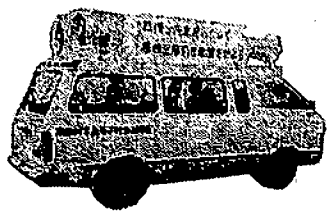

府立高教組に待望の宣伝カーが購入されました。この宣伝カーは、知事選を一年後にひかえて各ブロックや分会の署名や宣伝活動が前進する中、「音の出る宣伝ももっと強めよう」という声が強まり、「民主府政確立闘争資金」の中から購入することが、この五月末の府高定期大会で決定されたもの。

宣伝カー自体はそれほど大型ではありませんが、スピーカーは一級品で「たとえ勝共連合の宣伝カーが妨害に来ても負けない」と自負されています。

すでにいくつかの分会から「使いたい」の申しこみがあり、府高運動の新しい武器として、その活躍が期待されています。

高校三原則と京都の教育（6）

野中副知事らも小学区制充実派?!

小学区制攻撃で珍論

六月府会の教育論議から①

六月二十九日から七月十五日まで行われた六月府議会は「教育府議会」とよばれるほど教育問題、とりわけ高校教育の論議が盛んであった。しかし、高校三原則を初めとする京都の教育を攻撃する反動勢力の“主張”はきわめてオソマツで、およそ“教育論議”とは言いがたいものであった。以下にその主な点を見てみよう。

◇　◇

新政会の西山議員は、市内などの高校の総合選抜区域の問題をとり上げ「兄弟姉妹でありながら同じ高校に通学できないという不合理な面もある。小学区制は改めるべきではないか」と質問した。これと同じ論は野中副知事も主張して、小学区制攻撃の材料にしている。

少し考えれば誰にもわかることだが、この論は実は“小学区制をもっと充実せよ”と主張しているのと同じである。

“兄弟なら同じ高校へ行けるような地域に一つの高校”という小学区制のもとで初めて成り立つ。小学区制のない地方県では高校の数が多ければ多いほど「兄弟が同じ高校へ行けない」ケースが増える。そのため、子どもがグレたり家庭不和が生ずるなどの悲劇が続発している。まさに、野中氏や西山氏が“心配”している「兄弟姉妹でありながら同じ高校に通学できない不合理」が、他府県では日常的に起こっているのである。

「同じ公立でも兄弟の通う学校が違うことがある」という総合選抜区域の現象（それでも、公立に入学する限りは兄弟の間に優越感や劣等感が生じにくいのも小学区制のおかげである）は、区域内の各行政区や市町にまんべんなく高校をつくれば解決できることである。さらに私学を含めて京都のすべての高校を小学区制に組み入れるなら、西山氏や野中氏の“心配”はほぼ完全に解決することになる。これらは小学区制充実の具体的手だてにほかならない。すなわち「西山、野中両氏の論は『小学区制充実論』だ」と指摘するゆえんである。

先に言ったように、そもそも「兄弟なら同じ高校へ」という、このきわめて教育的な常識は、小学区制の京都だからこそ生まれるものであり、小学区制の崩された他府県では生まれようもない。「存在が意識を決定する」とはよく言ったものである。小学区制を守って三十数年。風刺の利いたマンガのような話であるが、京都では小学区制の恩恵を今や西山氏や野中氏のような人物の心の中にも定着していることを、図らずも氏は問わず語りに示してくれたのである。

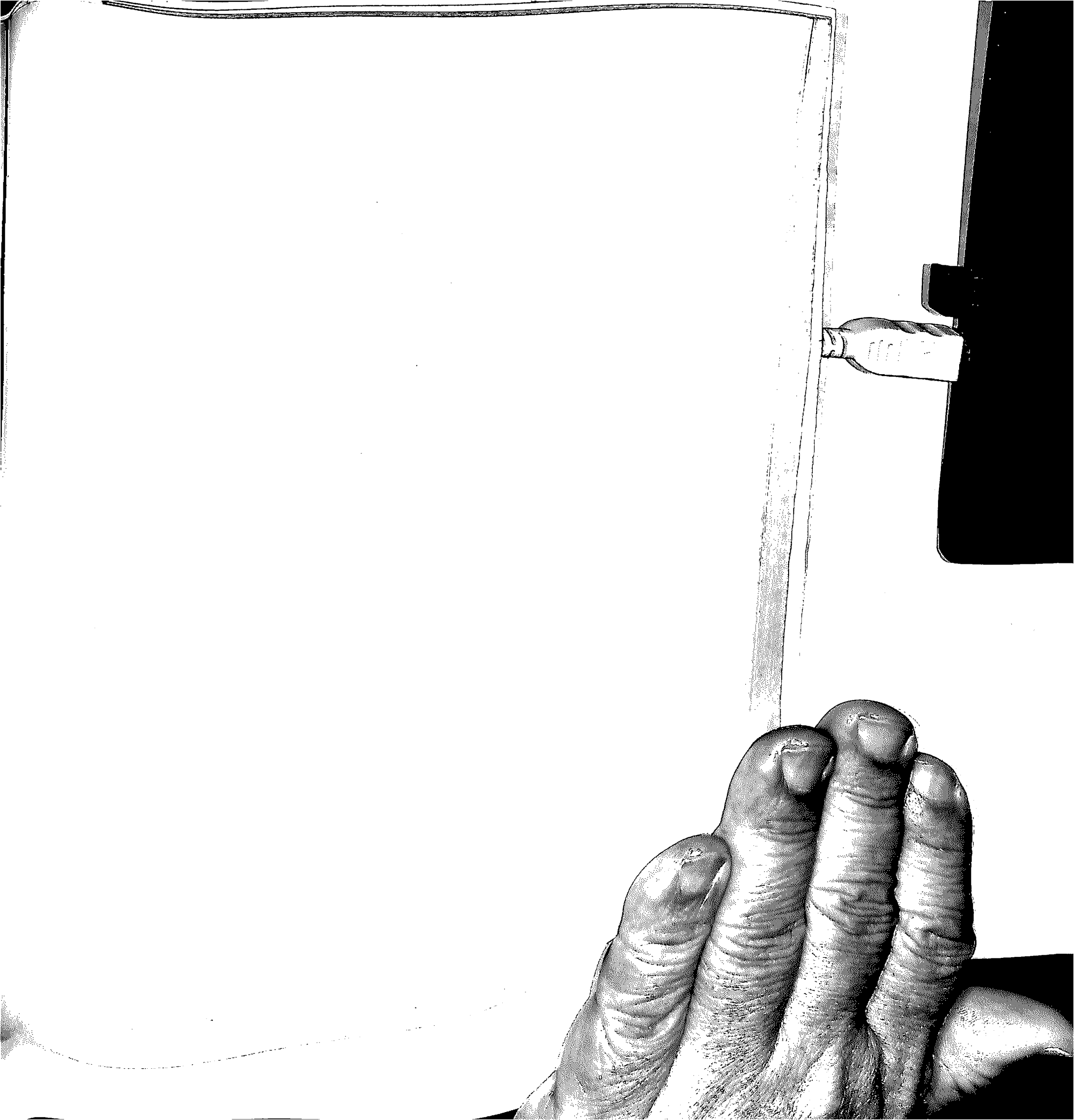

【府庁資料(3)】

京都府高

号外

府高情宣部
京都市左京区丸太町新道上ル
教育会館内
TEL（七五一）一六四五

知事選

いまこそ、勝利の体制づくりへ
川口先生を先頭に奮闘しよう

知事選等をめぐる現局面と当面する課題について十月十三日、各界連分野代表会議での大江各界連幹事長代理の報告を一問一答形式でまとめたものです。（前職新聞10月21日第919号より転載）

共闘への努力は自民党林田陣営の革新分断攻撃とのたたかい

問…自民党林田陣営のうごきについて、どうみるのでしょうか。

自民党は十月五日、林田知事に正式に出馬要請をしました。九月下旬の民社・公明につづくもので、自民党林田陣営は社会党とりこみ作戦を、いまも執拗にすすめていることをみておかなければなりません。（福岡市長選、久保田町長選などはその一例）

問…社会党府本部のうごきについて基本としてみておくことは、どんな点ですか。

このような自民党戦略のもとで、共闘拡大をもとめる各界連は、社会党府本部の動向をたいへん注目しています。同党の運動方針では革新的スローガンをうちだしていますが、全国方針は反共・社公路線の立場をかえていませんし、府議会中心の立場をかえていません。

問…社・共と地評・各界連が、寿岳章子氏に要請しましたが、その経過について。

経過からいいますと、社共会談が八月下旬にはずまってしまったと聞いています。そこで九月の中旬に、地評と各界連が大衆運動レベルで要請して、社・共両党にはいっていただきました。九月の中旬に社共会談が再開され、社会党の側から「共闘をやりたい。党内事情から寿岳氏でしかまとまらぬ。ともにおねがいにいこう」旨の提案がありました。それで、九月二十一日社・共の委員長が寿岳氏宅へ要請にいかれ、地評と各界連もその後要請しました。

ではこの間ずっと林田知事の予算案に賛成するなど、そのおかれている状況は複雑です。

誠実に共闘をもとめる立場から
寿岳章子氏へ出馬の要請

問…「一方で川口先生、一方で他の人に要請」とは、よくわからないの声もありますが…。

各界連と共産党の方針は、六・一八府民アピールにあるとおり、川口先生への要請をつよめつつ、どんな共闘の可能性でも誠実に対応するというものです。これまでも社会党が共闘追求には寿岳氏しかないといってきたときに、共闘がなりたつまわり道してでも、共闘がなりたつことでふみきった訳です。社共共闘がなりたつ条件が、社会党の全国方針からみてきわめて少ないもとで、共闘を実現するための対応だということです。自民党林田陣営の社会党とりこみの戦略や、社会党の全国方針というもとでの対応ですから、予想が複雑になればなる程、あらわれてくる姿も複雑になってくるものです。

問…川口先生も寿岳氏への要請をおこなわれたと聞きますが…。

川口先生もこの間二度、寿岳氏へ要請されています。社・共・経評・各界連の四者懇談会の席上でも、寿岳氏擁立の可能性はすべてやりぬこうということで、四、八〇〇をこえる団体から要請をうけておられる川口先生が一番力をもっておられるし、なによりの説得力があるということで、川口先生にお願いしたのです。川口先生は革新統一のお役にたつならどんな努力でもするし、その結果がどうあろうとがんばると常々いっておられるように、たいへん努力をされました。現に寿岳氏は、川口先生から要請されるのが一番つらいと話されています。こうした四者や川口さんの努力があったのですが、寿岳氏は固辞され、四者は十月十七日そのことを確認しました。

6月18日府民大集会で多くの府民から激励をうける川口是京大教授

あさの許しは関係ないり戻れない闘とれ共

問…知事選挙勝利へのたたかいの一段階の幕がひかれたということですが…。

寿岳氏自身、婦人の会や学者・宗教者・文化人の会で、家庭や大学の事情、知事としての適性などで訴える意向を表明されてきました。各界連の中野幹夫代表にもこれと同主旨の「心情書」がとどいています。このように寿岳氏の意志がかたく、四者は、寿岳氏擁立を不可能と判断しました。問題はそのあとどうするのかです。寿岳氏はダメでした、ハイサヨナラでは府民に笑われますし、責任だと思います。大事なことは、今後いかに共闘実現への努力を四者が誠実にするのかということであり、とくに社会党の態度表明がせまられています。

問…十月十七日の四者懇談会ではどのような点が確認されたのですか。

社会党が共闘への動きをしていることが新聞にでるや、府民の間で共闘への期待が大きくひろがりました。統一への幅は絞一への現実の条件でない状況です。府民的世論がおこっています。現に経評の代表も、共闘の関係をあと戻りさせてはならない、寿岳氏で傷まった四者の努力を次の共闘運動にうまく発展させようと発言しています。私たちがきいています話では「寿岳氏が不成立なら、共闘やめて独自候補」と社会党はいっていたようですが、この世論のなかで、そういう方針はとれなくなってきています。このような状況のもとで各界連は十七日の四者懇談会に、寿岳氏の「心情書」にある、私がだめだからすべてはだめでは、あまりにもむざんで悲しい」という共闘をもとめる大切な立場を堅持してのぞみました。その結果、四者懇談会では、寿岳氏を断念する場合でも、四者が事実上、共闘にむけての努力や話し合える場をつくってきたわけですから、今後も引きつづき努力しようではないかということが確認されました。

府知展
な事で
の範集
広結
勝利
こう
の選開
より
民事望

問…現局面での課題として、どの点が大切ですか。

くりかえしていいますが、情勢は複雑であり、それだけに対応も複雑です。自民党林田陣営の社会党とりこみ策が成功するのか、それとも共闘をもとめる府民的世論が勝つのかの激烈なたたかいが一層はげしさをましてくると思います。各界連は、社会党が全国方針など、共闘獲得の方針がないもとでの共闘を追求していることを腹にすえて、勝利の体制づくり（川口擁立運動）と共闘の追求とをしっかり結びつけて進んでいきたいと決意しています。

問…川口先生の擁立のいまの意義や、共闘の課題は。

川口先生の出馬要請決議は、五、〇〇〇団体に近づきました。この力が革新陣営の主流としての力となっています。これをいっそう広げ深めていきたいと考えています。各界連は、川口先生で地評や社会党が一致するところまで運動を広げる必要があると思っています。その条件は十分あります。たとえば総評の各単産の共通点は、①反自民、反林田、反独占、②四回のように労働者階級が反自民したたかい、③ローカルユニオンとしての地評の役割を期待するの三点であり、色の分野でも大いに可能性があります。したがって、どんどん外へうってでる、要請にいく、これが第一です。第二はパンフの普及です。思いきって広げて下さい。そして新しい陣地をつくっていきたいと決意しています。第三は、ニセ「行革」とのたたかいです。ニセ「行革」に基本的に共闘する林田府政の姿が、府民の前に明らかになればなる程、府民的怒りをよぶことは必至です。ニセ「行革」が林田府政のアキレス腱となるよう奮闘したいと思います。当面のヤマ場を地評大会（十一・五～六）において、運動の局面を大いにきりひらきましょう。

川口是京大教授への出馬要請運動のスピードをあげ、新たな前進をきりひらこう

一九八一年七月二二日

京都民主府政労組連絡会

一、出馬要請運動が当面の最大重点

折しい民主府政の実現をねがう京都の労働者・労働組合の当面の活動の最重点は、川口是京都大学教授への出馬要請決議をすべての職場からあげきって、たたかいの戦線を大きく広げるところにあります。

熱い夏にこの課題をやりとげる必要性は、つぎのところにあります。

第一に、現職である自民党林田知事をうちやぶり、折しい民主府政を樹立するうえで、候補者の擁立は最大の課題であるからです。候補者なしで知事選挙に勝利できない況ですから、時をあらそう決意で出馬要請運動を展開する必要があります。相手陣営が現職であるという新たな闘争経験をつんでいる現在、一日のばしの傾向を厳にいましめて川口是京都大学教授への出馬要請決定を追求しなければなりません。現職である林田陣営と対時できる状況を早く広くつくるという意味で、まさに現局面における政治闘争の焦点といえます。

第二に、出馬要請運動のスピードと折たな前進・ひろがりが、知事選の情勢を大きく前進させるカギとなっていることです。七八年知事選や大阪府知事選などの経験がしめすように、広範な労働者・労働組合の結集を「政党待ち・労組指示待ち」で放置するのではなく、自主的自覚的に追求することが共同闘争の前進に寄与できる道です。七八年知事選以上のスピードと規模で、反自民・反林田で一致するすべての労働者・労働組合が出馬要請決定をする状況のなかでこそ、京都総評が定期大会で決定したことを実行させる条件をつくりだせると確信するものです。更に共同闘争の状況がどうなろうとも、われわれの力で勝利できる趨勢をきずくとの決意にたって、情勢をきりひらくリードオフマンとして、労働者階級の戦闘性を大いに発揮していかなければなりません。

二、川口是京大教授への熱い期待

六・一八府民大集会の大規模な成功と川口是京都大学教授への出馬要請運動の開始によって、府知事選挙は大きくうごきはじめました。七月二二日現在出馬要請を決定した団体は一、一二二（内労組八四七）にのぼっており、前回知事選の約五千団体（内労組二、三〇〇）を一日も早く突破することがもとめられています。

こんにちまで出馬要請決定した各労組からの報告では、次に紹介するように川口是京都大学教授への熱い期待とたたかう決意がみなぎっているのが特徴です。

- かって保育所づくりにもかかわってこられた実績をみても、子供を大切にし、働く婦人の立場にたつことができる人（私保労）
- 和通会労組不当解雇事件で三氏を守る会のよびかけ人になってもらえるなど、私たちにとって身近な方（京医労）
- 国鉄の民主的再建をめざして奮闘する労働者として……青年の正義感と行動力を発揮する（国労青年部）
- 府職員になじみの深い、府行政に精通した人（府職労）
- 松橋民主市政の継承発展・来春の知事選挙における民主府政の回復のために全力をあげて闘う（京都市労連）
- 故蜷川前知事と共に二十八年間府民と共に築いてきた民主府政を万難を排して取り戻さなければならない。（全日交京都労組）
- 京都府知事選の結果は、八〇年代の国政革新へ向けても大きな影響を与える（国公・全法務）
- 中小零細業者が現在の不況の中で非常に苦しんでおられる癸……中小零細業者の期待にこたえるためにも（全国一般・新町労働組合）
- 現在、憲法の改悪がたくらまれ、日本を軍国主義化しようとする攻撃が強まる中で、川口先生は憲法学者として憲法を守りくらしに生かす知事として最適の方（第二日赤労組）
- 川口先生は京都大学において憲法学を教えられており、また労働運動の中に憲法を生かす先頭に立っておられる（国大教定期大会）

労働者の力で新しい民主府政の建設を
労組連絡会ニュース
討議資料
■発行
民主府政推進労組関係連絡会
上京区下立売新町上ル
府職労気付 451-1477
■発行責任者 湯浅晃
1981.7.25 号外

【付属資料(5)】

府民の団結で新しい民主府政をつくるために

二五〇万府民へのアピール

京都府民のみなさん

わたしたち府民の仕事とくらし、日本の進路にとって重大な影響をあたえる京都府知事選挙の告示日は、いよいよ五〇日後に迫りました。

いま、わたしたち府民をとりまく状況はたいへん深刻な事態であり、自民党政治による異常なまでの軍備拡大と国民大収奪を基本とする「臨調路線」によって、仕事や暮らしは圧迫され、このままでは生活設計のメドもたたない今日このごろです。

さらに、日本をも核戦争の場とする危険なアメリカの核戦略のもとで、戦争と従国主義、憲法改悪の道が進められつつあり、日本の平和と民主主義も重大な岐路にたたされています。まさに、日本国民の生存そのものが問われる大切な時期にきています。

府民のみなさん

この四年間の林田府政の実態が、自民党の悪政に直結し、財界奉仕・府民不在の府政であることが明らかになるなかで、いま、広範な府民のなかに不満と怒りがうずまき、切実な要求実現をめざすたたかいが燃え上ろうとしています。

今回の知事選挙は、林田自民党府政の四年間に審判を下す絶好の機会です。

すべての民主勢力・府民が団結してたたかうならば、京都の府政を自民党から二五〇万府民の手にとりもどし、憲法と住民本位の地方自治、府民のくらしを守る新しい民主府政を実現することは必ずできます。

わたしたち京都府民のたたかいの勝利は、こんにちの軍拡・国民大収奪の自民党政治による反動化路線にストップをかける上で大きな役割を果たすでしょう。そして、平和と民主主義をもとめる全国の人々にかぎりない激励をあたえることでしょう。

府民のみなさん

自民・公明・民社の反動・反府民連合の「林田再選」への激しい選挙活動の実態をみるとき、もはや一刻の猶予も許されません。勝利のために必要なすべてのことをやりぬきましょう。

一、自民党・林田府政の反府民の実態を知らせるために、パンフ「新しい民主府政」をすべての府民の手にとどけましょう。

一、新しい民主府政の実現をめざし、若さ、誠実、勇気の人、川口是氏への支持を大きく拡げましょう。

一、自民党の悪政とたたかい「憲法を暮らしの中に生かし、人間一人ひとりを大切にする」川口是京大教授をはげます「川口是後援会」への入会を呼びかけ、拡げましょう。

一、「臨調路線」推進の林田府政と対決し、住民要求運動を大きく展開しましょう。

実現させよう憲法知事！　府民の団結で新しい民主府政の実現を！

一九八二年一月二六日

新しい民主府政をつくる府民大集会

【付属資料(6)】

どんな困難があっても がんばって下さい

東京都教組委員長　増田　孝雄

いま、みなさんが激烈なたたかいに入っておられる知事選は、日本の八〇年代の命運をかけた、民主勢力と反動勢力のたたかいの頂点に立つものだと思います。私は、このどう反動勢力について「こわいなあ」と思うことがあります。相手が強くてやられそうだからとわいというのではなく、相手はもう正気ではない、正気でない乱れ撃ちをもっている、そういう恐れです。

一例をあげますと、今大きな工場にはロボットが入っています。ロボットは絶対にストライキはしないし賃上げもしない。そして物をもとどおりに、もっと安くつくりだすことも知っています。

こういう反動勢力の手足をしばり、勢力をそぐということが眼目になっています。

こういう反動勢力の手足をしばり、勢力をそぐということが眼目になっています。

いま、みなさんが激烈なたたかいに入っておられる知事選は、日本の八〇年代の命運をかけた、民主勢力と反動勢力のたたかいの頂点に立つものだと思います。私は、このどう反動勢力について「こわいなあ」と思うことがあります。相手が強くてやられそうだからとわいというのではなく、相手はもう正気ではない、正気でない乱れ撃ちをもっている、そういう恐れです。

一例をあげますと、今大きな工場にはロボットが入っています。ロボットは絶対にストライキはしないし賃上げもしない。そして物をもとどおりに、もっと安くつくりだすことも知っています。

こういう反動勢力の手足をしばり、勢力をそぐということが眼目になっています。

激励にかけつけた各県教組のみなさん

一博利登三郎雄利助助實他敬助
民武寛昇信幸幸幸之之多　一
田林ノ石井井井田岡岡環春春山南
八小井関一福地西小笠原藤藤西佐藤
長長長長長長長長長長長長長
長長　委員　委員　委員

【付属資料(4)】

新しい情勢の進展をふまえ、あらためて川口是教授に京都府知事選挙への御出馬を要請する決議

一、京都民主府政各界連絡会は、「新しい民主府政をつくる六・一八府民大集会」のアピールにもとづき、日本共産党京都府委員会と共同して、川口是・京都大学教授に革新統一知事候補としてご出馬いただけるよう要請するとともにこの運動を積極的に展開してきました。

私たちの呼びかけにこたえ、新しい民主府政実現への願いをこめた、川口是教授への出馬要請・支持決議団体は、現在五、四八三団体をかぞえ、前回知事選挙時を上回る状況に到達しています。

また、パンフレット「新しい民主府政」を二五〇万府民に普及する活動や、川口是教授を講師に招いての全府下で開催された「憲法講演会」のとりくみなど、地域・分野・団体で知事選挙をたたかう態勢が日を追って強められています。

二、わたしたちはこの間、府民の暮らしと経営を守る・憲法擁護・自民党政治反対の三つの立場で一致する広範な民主勢力の共同闘争を求める努力をねばりづよくすすめてきました。

わたしたちが、川口是京大教授こそが、府民のねがいにもとづく識見の代表として出馬を要請しながら、四者（各界連・共産党・社会党・京都総評）の代表で、寿岳章子・府立大学教授・杉村敏正・龍谷大学教授が川口是教授を最適の知事候補として推されているのを熟知しつつも、両者に四者の共同の努力として出馬辞退をしたのも、革新的共闘が成り立つ可能性がある限りそれを追求し、何としても広範な民主勢力の共闘を実らせたかったからであります。

一方、わたしたちが出馬要請した川口是教授自身、六・一八府民大集会で「私は革新勢力の長い列車ができるため〝連結器〟の役割を果たしたい」と述べられたとおり、共闘を前進させるためのわたしたちの活動に大いなる援助を為されました。わたしたちは、川口是教授の革新統一へのひた向きな御努力にあらためて敬意を表するものです。

三、すでに自民党林田陣営は、自民・民社・公明の三党連絡会議を設置し、林田支持団体・個人を「活力ある京都をつくる会」に結集させるなど、本格的な選挙体制づくりを着々とすすめています。

私たちが、現職知事を相手に知事選挙を勝利するためには、告示まで二カ月余に迫ったいま、選挙をたたかう組織はもとより、候補者を確定し、一刻をあらそって選挙体制を確立しなければなりません。そのことは、新しい民主府政を願う広範な府民に対する責務であります。

四、革新的共闘の実現をめざす努力過程のなかで、川口是教授以外の幾人かの方が、さまざまな事情で出馬を固辞されたいま、川口是教授こそが最適の革新統一知事候補であることが、広範な民主勢力・府民のなかでいっそう明らかとなってきています。

より広範な共闘の実現と戦線の拡大のための努力を最後まで誠意をもって追求する私たちの立場はいささかも変るものではありません。

それと同時に、反動陣営の本格的な選挙準備の実態と、知事選告示日三月十七日、投票日四月十一日と決定したいま、一刻の猶予も許されないもとで私たちは、こんにちの新しい情勢の進展をふまえ、あらためて川口是教授に革新統一知事候補として出馬のご決断をしていただくことを要請し、あわせて残された期間、いっそうの戦線の拡大と知事選必勝態勢の確立をめざし、次の諸課題に総力をあげて奮闘することを決意するものです。

五、告示日に向けての運動の基本計画

1. パンフ大作戦の遂行。告示日までに六〇万部普及
2. 「川口後援会」の設立・入会のよびかけ。告示日までに会員六〇万人達成
3. 支持拡大運動の準備、一〇〇万人目標
4. 「一・二六府民大集会」の成功。宣伝行動（ポスター・ビラ等）、参加者組織（整理券の活用）
5. 林田府政と対決する住民要求運動

一九八一年十二月二十六日

京都民主府政各界連絡会
第三七回拡大常任幹事会

ナルホド、こんな方法も…

各職場でさまざまの創意

知事選勝利に向けて各職場のピッチが上がりはじめました。全員の立ち上がりをすすめ、支持を広げるための知恵とエネルギーは無限だなあ」の感を覚えさせます。以下に紹介するのはそれらの工夫のいくつか。「労働者の

職場食会がエネルギー源

――個人部員が毎日昼休みに集まって〝昼食会〟。きのうのA中会の経験やまわりの動きを自由に出しあい、エネルギーをうんとためこんでいます。

ナルホドアンケート方式

――要求アンケートを配布、分類、分析ごとに集めたら何と一四六項目もなおし、全員が一項目ごとに賛成、保留、反対」して〇△×をつけるナルホドアンケート方式のB分会――本部の提起をつけています。「へえ、ようけ出てきたなあ」と職場でも話題になり、具体化しながら〇△×をつけるこの分会ありの雰囲気があちこちで頭をひねりながら〇△×をつけるこの分会ありの雰囲気が職場にもできて知事選のとりくみにも活気が。

職政一覧に「ウーン」

――「林田のやってきた悪政にらいくつ出てくるC分会――この四年間の府高の大いことを挙げたら、この四年間の府高の大いことと、と、くってみると何と二一やろ」と、それを一覧表にして配る予定。

威力バツグン、職場のニュース・ビラ

一気に七百、年賀状作戦

E分会――「あしたはみんなの年賀状を持ってきて」と分会役員。集まった年賀状は六〇〇名分。みんなが自分の年賀状をもとにあたるとふえるわふえるわ。一気に七〇〇名あまりの支持拡大。そんなもり上がりの中で、組合にまだ入っていない二人の人も、それぞれ二十名をこえる支持者をつくってくれるという出来事もあり、みんな大喜び。

一日でステッカー百枚

F分会――これまで職場の要求署名に協力してくれた商店などを一軒ずつたずねて、府教委への要求ハガキを買ってもらい、政策ステッカーを貼らせてもらう。誰でも支持できる要求・政策だけにほとんどの店が快く応じてくれ、一日で一五〇枚のステッカーを消化。「前は林田さんに入れたけど、今度は入れんとこうと思ってます」という家が次々とあってびっくり。理由の多くは、高校募集定員減が立つからとのこと。「やっぱりねえ」とみんな一段元気に。

〝たまり場〟で和気アイアイ

G分会――学校の近くに、〝たまり場〟をつくったら、毎日、なかまが入れかわり立ちかわり出入り。地域の民主団体の住宅街へ。行動から帰って来たでつくった要求署名を持って地域人が元気にようすを話し合う和気アイアイとした雰囲気。「みんなでやると楽しいもんやなあ。元気でるなあ」と、ある分会員の弁。

威力バツグン、職場のニュース・ビラ

評判呼んだ 平和教育の実践

のべ一六〇名が活発な討論

定通教研

本年度の定通教研・京通研の四団体の主催で、二月十二日(金)・十三日(土)の両日、教育文化センターで開かれ、のべ百六十名が参加しました。

全体会では日教組中央執行委員の宇野弘氏が「教育をめぐる情勢と研修権」と題して講演。今日の教育の反動化は、政府・独占資本の軍拡路線と軌を一にしたものであり、「平和と民主主義」は政治スローガンであるが、教育実践のスローガンとしても重視されなければならないと指摘。またそのような中で教師の研修権への攻撃が全国的に行なわれているが、創造的教育は創造的研修によってのみ行われると強調。定時制の研修日開争の重要さが述べられました。

その後「全国定通大会の報告」と「昼間定時制の実態」の二つの問題提起がなされ討論に入りました。この間、山城定の教職員と生徒会代表による「給食の歌」が披露され参加者の共感をよびました。

分科会では、今年の特徴としての分科会が設けられ、直営給食廃止の攻撃の中で、あるべき給食の姿について活発な討論が展開され、参加された四所定の業者の方が「直営が理想」と発言され注目をひきました。

また「教科指導と定通制の将来展望」の分科会では、伏見工定の山口先生の「私の平和教育」のレポートが大きな反響をよび、戦争体験をいかに次の世代に伝えるか、今、学校教育の中で何をなすべきか等について熱気あふれる討論となりました。

その他、洛陽工定の生徒会活動を記録した8㎜フィルムの上映や、朱雀通の将来展望を模索する夜警団を続ける仲間たちの姿が参加者に大きな励ましを与えました。

参加者のひとこと

伏見工定の平和教育の実践からいろいろ討議が発展し大変おもしろかった。広島の全国教研に参加して、反戦平和の想いが自らに燃えに燃えている現在の私にとって、さらにその決意がつのりました。「平和教育は人権教育なのだ」といわれた言葉をしっかりうけとめていかねばならないと思います。

最後に苦言をひとつ。いつも参加する顔ぶれが同じ。なつかしい人反面もっともっと新人が、若い人が来てほしい。集会成功はこのメンバー入れかえも要因のひとつです。私も来年はレポートと新人をつれて来るゾ!!

【付属資料(7)】

一九八二年四月執行の京都府知事選挙における統一選挙のための協定書

協定書

目前に迫った京都府知事選挙にあたり、われわれは自・公・民反動・反府民連合とたたかい「反自民、反林田、憲法と地方自治擁護、府民の暮らしを守る民主府政をきずく」ために、二五〇万府民の広範な人びととともに団結してたたかうことを決意し、革新統一候補者として川口是氏を共同して推せんし、その勝利のために奮闘するものである。

統一選挙を具体的に推進するために

一、京都府知事選挙政策についての協定

二、統一選挙体制についての協定

三、統一候補者についての協定

を確認し、ここに協定する。

一九八二年二月六日

一、京都府知事選挙政策についての協定

政策協定の前文

歴史的な京都府知事選挙が、いよいよ目前にせまっています。

今回の知事選挙は、二十八年間つづいた民主府政から自民党府政にかわったもとでおこなわれるはじめての選挙として、京都府民が林田自民党府政の四年間に審判を下す絶好の機会です。

こんにち、わたしたちの仕事と暮らしはたいへん深刻な事態になっています。

高物価と重税で勤労者の生活は年々くるしくなっています。

個人消費の落ち込みなどで不況にくるしむ中小零細業者をとりまく状況は破局の方向へすすんでいます。

また、政府の農産物輸入の自由化・農業の縮小再編成の方針のもとで農業への未来が失なわれています。

自民党は行政改革の名のもとで老人医療の有料化や四十人学級の凍結など福祉・教育の切りすての構築な攻撃をかけてきています。

また、日本を核戦争の場とする危険なアメリカの核戦略のもとで、戦争と軍国主義への道がすすめられようとしており、平和と民主主義も重大な危機にたたされています。

このように、わたしたちをとりまく状況は、日本国民の生存そのものが問われる大切な時期にきています。

今回の知事選挙では、これらの府民の仕事と暮らし、平和と民主主義にかかわる問題として、次の基本スローガンと基本政策を明らかにし別途政策大綱及び詳細を策定します。

二五〇万府民の仕事と暮らしを守るために、これらの政策実現に向けていまこそ〝憲法を暮らしの中に生かす〟新しい民主府政建設めざし、この戦革戦をたたかいぬくことを確認します。

基本スローガンと基本政策

基本スローガン

反自民、反林田、憲法と地方自治擁護、府民の暮らしを守る民主府政をきずく

基本政策

一、自民党の企む軍備増強・福祉きりすての国際路線をゆるさず、府民のいのちと暮らしを守り、福祉を充実する。

二、暮らしを高める経済の基礎づくりをすすめ、中小企業・伝統産業の育成、農林水産業の振興をはかる。

三、府民の総意を結集して、科学的で民主的な開発計画をたて、豊かで住みよい都市と農村をつくる。

四、たくましく、かしこく、心豊かな子どもを育てる教育をすすめ、学術・文化・スポーツの発展をはかる。

五、婦人の働く権利を守り地位向上につとめ、おとしより・障害者のしあわせを守るあたたかい行政をすすめる。

六、二五〇万府民を主人公とする公正で民主的な府政・治績でムダのない地方政治をうちたてる。

七、憲法を暮らしに生かし、平和と民主主義を守り発展させる。舞鶴港など軍事基地に反対する。

二、統一選挙体制についての協定

府民本位の新しい民主府政をつくる会（略称「新しい民主府政の会」）

会則

（目的）

「反自民、反林田、憲法と地方自治擁護、府民の暮らしを守る民主府政をきずく」ために、「府民本位の新しい民主府政をつくる会」（以下「会」と称す）は、広範な府民と革新・民主勢力の総力を結集して統一的に奮闘する。

この「会」は、その目的と統一選挙政策を支持賛同した政党、労働組合、民主団体、個人が広く結集して構成される共同闘争の組織である。また、この「会」は、選挙後も公約実現のためにひきつづき活動する。

（性格と組織原則）

この「会」は、統一候補として、川口是氏を推薦する選挙法上の届出団体とする。

（事務所）

この「会」の事務所は、京都市内におく。

（機構）

この「会」の機構は、つぎのとおりとする。

① 代表委員

四団体の代表をもって代表委員として本会を代表する。

② 顧問

顧問若干名をおく。顧問は必要な助言をおこなう。

③ 幹事会

幹事会は、四団体及び分野・地域の「会」の代表によって構成し、この「会」の目的を遂行するために必要な基本事項を討議し決定する。

④ 常任幹事会・事務局担当幹事

常任幹事会は、四団体及び選挙事務所・専門委員会の代表によって構成し、幹事会の方針を具体化するため、必要に応じて会議をもつ。

常任幹事会の選出にもとづき、日常活動の指導責任をもつ事務局担当幹事を若干名おく。

⑤ 代表者会議

代表者会議は、常任幹事会が必要に応じて招集し、全参加団体代表によって構成する。

⑥ 会計幹事

会計幹事は、政党およびその他の団体から若干名を選出し、この「会」の会計を担当する。

⑦ 会計監査

会計監査は、四団体より若干名選出し、会計の監査をおこなう。

⑧ 事務局

事務局は、事務局担当幹事の指導のもとに、業務を執行する。事務局員は、四団体よりの出向従業員で構成する。

⑨ 専門委員会

この「会」の運動をすすめるため、政策・宣伝・組織など専門委員会を設置する。

⑩ 選挙事務所

選挙事務所は「会」の指導のもとに運営する。選挙事務所には、事務長、事務長代行及び出納長をおく。四団体は参加団体から必要な人数を派遣する。

（選挙）

① 財政

この会の財政は分担金・寄付金などによってまかなう。

② その他

その他必要な事項は幹事会において協議しきめる。

三、統一候補者についての協定

以上のとおり、統一選挙で新しい民主府政を確立するため、われわれは統一選挙政策、統一選挙体制を堅持し、広範な府民のいっさいの勢力を結集したたかう統一候補者として、「新しい民主府政の会」推薦の川口是氏を決定し、その当選のため奮闘する。

四、四団体にあたってその構成要件

一、社会党・京都総評からの参加をえた場合については、政策・組織など協定内容について調整・再確認がありうる。

二、候補者と「会」代表との間で、協定に際しても政策・組織など協定内容について調整・再確認がありうる。

三、本日の四団体を以って第一次の四団体とする。

八二年京都府知事選の勝利のために

京都総評

はじめに

京都総評は十二月十一日の第三一回定期大会において、京都府知事選勝利に関する特別決議を行い、三月十七日告示、四月十一日投票で行われる京都府知事選挙は、林田自民党府政を打倒し、革新民主府政奪還及び新らしい民主府政の推進にとって重要であるばかりでなく、日本の平和と民主主義、そして軍備拡大・財界奉仕・国民犠牲の「行政改革」を阻止し、憲法と府民のくらしを守るためにも重要な闘いであると規定して、われわれ自身の運動の任務と役割りを積極的に見い出しつつ、反自民、反林田の革新統一とその選挙体制による革新統一候補の実現のために努力し、労働者、労働組合が一致団結できる地方自治の確立と自治体の民主化闘争を強化、知事選挙の勝利にむけて奮闘することを決意した。

知事選に臨む基本要求について

われわれは、中小企業労働者の生活と権利を守るために革新民主府政に多くの要求をもっているが細部については各単産が必要に応じて掲げることとし、全体的には、次の五項目を集約的な基本要求にすえてたたかっていく。

①「憲法をくらしの中に生かす」民主府政の確立と擁護。日本の平和と民主主義を守る府政をすすめる。

②国民と自治体を機性にする「行政改革」に反対し、労働者と府民の生活と権利を守る府政の確立。

③府民福祉の向上をめざし、福祉、医療、保健などの施設と機関の整備拡充をもとめる。

④公共料金値下げ物価の引き上げに反対し、インフレから府民のくらしを守る行政機能の確立。

⑤地方自治の確立のために闘い、中央集権に反対し、自民党の自治体下請化に反対する民主的府政の推進をはかる。

川口候補支持について

①知事選勝利にむけてとりくんできたわれわれの経過及び方針、要求、そして今日の情勢から判断して川口候補を支持して知事選挙を闘うよう提起する。

②その主な理由は次の通りである。

(イ)われわれはこの四年間「林田自民党府政」に反対して闘ってきた。

(ロ)第三〇回大会において、知事選挙を展望しつつ、革新的民主地方自治体推進の闘いをすすめ、その基本自綱を「反自民、住民のくらしを守る」ことにおいて諸団体、諸勢力との協力関係を深めることを決定した。

(ハ)その後、社共両党との定期会合や各単産、府市民団体との話しあい、統一候補づくりの関係団体懇談会を重ねてきた。

(ニ)第三一回大会では、この共闘づくりの前進をあともどりさせることなく民主勢力との共同の努力をつよめ、労働者、労働組合が前回の知事選の不幸をくり返さずに、自民党林田陣営の選挙体制、選挙戦略に打ち勝つことを決定すると同時に、京都府知事選挙に関する特別決議を行ない、知事選勝利にむけて奮闘することを決意した。

(ホ)地方自治確立の闘いは、ローカル・センターの主要な課題であり、知事選挙は勝れて民主府政推進の闘争課題である。したがって、地方組織としての指導性から、組合員に積極的に知事選挙強化をよびかける必要がある。

(ヘ)今回の知事選は、自民党を中心とする林田対革新川口の二極対決が明白になりつつあり、また、川口候補の出馬表明と支援団体の政策（基本政策及びスローガン）をみても明らかに革新的であり、われわれと基本的に一致するから、これを支持するのが運動のスジである。

(ト)同時に、このような状況のもとでは、傘下労働者に対して、各単産の内部事情と運動的な立場に配慮を加えつつも、京都総評として知事選の指導的、運動的指導をきしじめる必要がある。

(チ)川口氏自身と率直な意見の交換を行った結果

理解を深めあい、共通の課題を拡大することができた。とくにわれわれの知事選五項目要求は、全面的に受け入れられ、京都総評労働運動に深い理解と協力を得ることができた。

(リ)また、川口氏の推薦団体がかかげる基本スローガンである「反自民、反林田、憲法と地方自治擁護、府民の暮らしを守る民主府政をきずく」は、京都総評も第三〇回、第三一回大会でかかげた基本方針であり、同時に基本政策であると理解において大幅、われわれの要求と一致する。

(ヌ)このような経過、内容、状況から判断して、革新の大義にたった運動を展開し、組合員が動けるように、その結集の可能性を高める立場にたつべきである。

知事選闘争強化について

① 知事選を闘争的に闘うため京都総評対策委員会を軸に「京都総評知事選挙対策委員会」を設置する。

この対策委は組織内に対する政治啓蒙宣伝、具体的行動の提起、選挙上の選挙調整などを行うとともに、組織外の対策や選挙調整をあわせて行う。

また、公選法上の協議団体との関係については、選挙推進上連携の必要性が多く、選挙となりくみの場合も、行動が出来やすくする必要があり、対策委員会を通じてその整理をはかる。

② 知事選闘争を闘うために次のとりくみを強化する。

(イ)機関紙等による政策宣伝、知事選の重要な意義をわれわれの要求の確立などを行う。

(ロ)すべての地方自治確立の闘いであり、すべてを生活と権利防衛の闘いであるとの立場からの職場討議を組織し、職場における要求活動に結びつけ、その積みあげによる支持の拡大を図る。このために大小さまざまな集会と学習会討論などと組織する。

(ハ)各組合の交流やとりくみの経験交流などを計画しつつ、職場オルグ体制をつくっていく。

また、出張説明や経済的時間などの組合員に対する訪えを組織し、職場オルグとの相乗効果をはかる。

(ニ)可能な限り組合員の地域活動を組織し、職場と家庭を結ぶ運動の展開を求めていく。

組織的には地区労協の地域対策の中での家庭オルグを計画するようにする。

(ホ)組合員一人五票獲得運動を展開する。

そのために、近隣、知人、友人、親類などへの具体的で積極な働きかけと支持拡大に努力し、大きっぱな運動のすすめ方をいましめること。

(ヘ)今回の知事選挙は、物理的には民間容認の選良中で闘われる。政部・活動家にとって大変であると同時に、運動的には支援拡大の機会でもある。それぞれの行動の成果をかみ合わせるような努力を払う。

【付属資料(9)】

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751)1645

1982年
1月21日
第24号
(No263)

さあ 知事選へGO!

府高執行委 方針を決定

こうすれば効果的

要求署名と結んだ 支持拡大 パンフ普及

この執行委員会では、自民党、林田後援会が行政機構を総動員しての「林田後援会組織」の強化などを次々と打ち出してきたことを受けて、府高教としても、府民総決起集会を初めとする諸行動の成功、民主府政運動の強化、署名の推進にもとづいて、民主府政運動会が提起している方針について討議が行われました。民主府政連絡会の拡大常任委員会（一月十二日）の方針は大略次のようになっています。

①　百万人総当たりの支持拡大運動。

②　六十五万人の川口後援会づくり。

③　パンフ「新しい民主府政」の六十万部普及運動。

④　林田府政と対決する住民運動の強化。

⑤　一・二六府民総決起集会を初めとする諸会の成功。

ますます重要 代表的要求の運動化

執行委員会では、どうすれば効果的に支持拡大運動や川口後援会加入運動をすすめることができるかについて熱心に討議されました。その中でくり返し出されたのは、「要求と結んで」とりくむ」ということです。

「新しい民主府政」というパンフでは、「主府政」ということを、今、二十余りの地域及び職場の代表的な要求のまとめにとりくんでいる所では、「地域・職場」ということを、それぞれ

社会党有志アピール

革新の大義にたち社会党の再生かけ、革新府政の奪還を

多くの労組代表と日本社会党府本部関係の幹部のみなさんが反自民・反林田の路線をつらぬき、社会党の再生と革新の勝利をめざし、つぎのようなアピールを発表しました。アピールは、たたかいにのぞむ立場とともに、三月二十三日に有志の決起集会をよびかけています。

本来、日本社会党は、その名のように、日本において社会主義の実現を目的とする政党であり、社会主義を実現することによって、国民大衆の生活を物質的・文化的に保障し、もって究極の目的である自由・平等その他基本的人権を保障し、人間性を完全に解放する社会を実現しようとする政党です。

その目的を達成するために、党は労働者階級を中核とし農民・漁民・中小商工業者・知識層その他大多数の勤労階層を組織する必要があり、この組織化を推進するためには、党は議会内外において国民大衆の利益を守る日常闘争を展開し、実際の闘いをとおして広範な国民大衆の間に指導性を確立しなければなりません。

革新府政奪還は社会党の至上命令

いま、京都で展開されている知事選挙に際して、我々が決起することは、党府本部第三九回大会で決定した「革新府政をとりもどすことは、党に課せられた当面の至上命令である」ことの具体的闘いの実践なのであります。

もし、「反自民・反林田」を標榜して、具体的な闘いを組織せず推移するならば、党の指導性を問われることはもちろん、その存在価値すら問われ、党は存亡の危機をさまようことになるでありましょう。

われわれは党内外に満ち溢れている社会党の再生と革新の勝利を願ってやまない多くの人々の「革新の大義に生きよ」と訴える心意気を階級的、積極的に発展させ、保守との二極対立となった現状に即応して、〝林田自民党府政〟と闘うことを決意し、川口候補の当選を目ざして奮闘することを宣言するものであります。

社会党とともに歩み、
闘う労働組合の仲間のみなさん

独占資本の貸金抑制策と体制的な合理化攻撃に抵抗し、八二国民春闘勝利をめざして闘っている皆さんと力強く連帯し、この度の知事選挙も共に闘ってまいりたいと思います。

再び、訴えます。われわれがいま闘わなければ、京都における革新勝利の展望は開かれず、声高く叫んでも、八三年決戦も敗北に終るでありましょう。

このような決意のもとに、急拠、決起集会を行うこととといたしました。

みなさん！われわれの趣旨にご賛同下さいまして、一人でも多くの同志とともに参加下さるよう呼びかけるものです

よびかけ人

青柳　和愛（日本社会党船井郡支部委員長）
岡本　進（動労京都地協議長）
鳥居隆太郎（日本社会党京都府本執行委員）
野田　勇（日本社会党京都府本執行委員）
古島小二郎（私鉄京都地協議長）
谷内口浩二（全金京滋地本委員長）
吉田　定男（全農林近畿地本特別執行委員）
牛尾　清（全逓京都地区委員長）
田中　卓治（日本社会党上京総支部委員長）
中川　博（全国一般京都地本副委員長）
林　繁太郎（日本社会党京都府本執行委員）
矢谷　治良（日本社会党北総支部委員長）
吉田金一郎（日本社会党京都府本執行委員）
吉村　享（社青同京都地本委員長）

（五十音順、印刷の都合で三月一四日現在の方々を掲載致しました。
その後も多くの方々によびかけに賛同いただいています）

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751)1645

1982年
3月21日
30号
(No.269)

(部内資料)

日ごと高まる川口支持の波

地評、「会」に加入してがんばる

社会党有志もアピール発表

憲法知事を実現するたたかいの波は日ごとに大きくなっています。京都総評と「川口ただし氏を支持する地区労協連絡会議」は十六日「新しい民主府政をつくる会」に正式に加入をし、全力をあげて知事選をたたかっています。また、日教組も十二日の中央執行委員会で川口氏への支援を決定しました。さらに社会党京都府本部有志も十六日、「革新府政の奪還を」とのアピールを発表、民主府政をとりもどすために決起する動きは急速に広まっています。

京都総評(三十九単産十四万人)は、三月十二日の幹事会で、林田自民党府政の打倒をめざし、川口氏を支援してたたかうことを圧倒的多数で決定し、「組合員一人五票獲得運動」などをすすめることを決定しました。京都総評はこの決定にもとづいて十六日、「新しい民主府政をつくる会」と調印し、正式に「会」に加入し労働者の先頭に立ってたたかっています。京都総評は、加盟三十九単産の内、すでに三十単産が川口氏支持を決定しており、その中には全国金属、国労福知山、私鉄、動労京都、全逓など多くの有力な社会党支持労組が含まれています。

また、地労協、地区労関係でも二十八の地区労協の内、二十二が川口支持を決定、「川口ただし氏を支持する地区労協連絡会議」(代表、真鍋公平乙訓地労協議長)を結成して、十六日、京都地評と並んで「会」加入の調印をしました。

これによって「会」の調印団体は五十二団体、約二十六万人に達し、川口氏支持の団体・組織数も六千三百を突破しました。

"革新の大義"社会党有志アピール かかげて

一方、社会党の中でも、民主府政をとりもどすための公然たる行動が生まれてきています。告示前日の十六日には社会党京都府本部の幹部や労働組合幹部の有志が「革新の大義に立ち、社会党の再生かけ、革新府政の奪還を」とのアピールを発表しました。

アピールでは「もし、『反自民・反林田』を標榜して、具体的なたたかいを組織せず推移するならば、党の指導性を問われることはもちろん、その存在価値を問われると訴え、「"林田自民党府政"とたたかうことを決意し、川口ただし氏の当選をめざして奮闘することを宣言するものであります」としています。

このよびかけ人は、三月十四日現在、以下の十四氏ですが、二十三日には勝利のための決起集会も行う予定です。

青砥和愛(日本社会党船井総支部委員長)、牛尾清(全逓京都地区委員長)、岡本進(動労京都地協議長)、田中京爾(日本社会党上京総支部書記長)、鳥居隆太郎(日本社会党京都府本執行委員)、中川博(全国一般京都地本副委員長)、野田勇(日本社会党京都府本執行委員)、林繁太郎(日本社会党京都府本執行委員)、古島小二郎(私鉄京都地協議長)、谷内口浩二(全金京滋地本委員長)、吉田金一郎(日本社会党京都府本執行委員)、吉村孚(社青同京都地本委員長)

また、日教組も三月十二日、中央執行委員会で、京都総評の川口支持決定と京教組の要請をうけて、川口氏の当選をめざし支持することを決定しました。

統一への復元力あらわれ

京都総評 議長 吉田定男氏

長い間、心配をかけてきたが、各界からの期待にこたえられることになった。いったんは、こわれた統一だが、革新の大義に立ち、革新統一基礎にしっかりあることを示した。民主府政奪還めざし、ダッシュしたい。

川口さん支持は当然のこと

全逓京都地区本部 委員長 牛尾 清氏

川口さんを支持するのはごくふつうというか、当然のことと思っていましたから、京都総評が川口支持の態度を決めたことはよかった。一致しなかった単産、組合にも、こんどの知事選挙の争点は、憲法か改憲かが大きな争点。この際もうひとつは、林田知事の大企業、独占に迎合する姿勢。これを許すかどうかだ。

川口氏を支持決定した単産

前回○	単産名	組織人員
○①	全国金属京滋地本	7,588
2	新産別京滋地連	10,901
○③	化学一般京都地本	2,487
④	合化労連京都ブロック会議	608
○⑤	全国一般京都地本	3,534
⑥	ホテル労連関西支部	4,517
⑦	合同繊維労組	3,516
○⑧	京都医療労組連合会	3,438
○⑨	全損保京都地協	780
○⑩	京都新聞労組	774
○⑪	日放労京都分会	165
○⑫	全京都建築労組	7,711
⑬	私鉄総連京都地区	4,964
14	全日通労組京都支部	1,177
○⑮	全自交京都地連	4,418
○⑯	運輸一般京滋地本	998
⑰	全港湾舞鶴支部	244
⑱	京都競輪労働組合	980
○⑲	建設一般全日自労京都府本部	4,467
20	京都自由労働組合	360

前回○	単産名	組織人員
○㉑	京都私学教職員組合連合	2,478
○㉒	京都教職員組合	14,042
○㉓	京都地区国立大学教職員組合	2,649
○㉔	京都国家公務員労組共闘会議	4,581
○㉕	自治労京都府本部	26,398
26	京都交通労働組合	3,173
㉗	京都市水道労働組合	1,670
○㉘	国鉄労働組合京都支部	2,371
㉙	国鉄労働組合福知山地本	2,674
㉚	国鉄動力車労組京都地本	307
㉛	国鉄動力車労組福知山地本	590
㉜	全専売労組京都府協	1,069
33	全電通労組京都支部	6,795
㉞	全逓労組京都地区本部	5,981
㉟	全林野労組京都分会	85
○㊱	京都府農協労連	1,059
○㊲	京都私立保育所労組	650
38	繊維労連京都府支部	874
㊴	全農林労組近畿地本	806
計	33単産（前回19）	

地区労協

前回○	地区労組名	人員
○①	熊野地労協	473
○②	網野地労協	583
○③	中部地労協	936
4	丹後地区労	266
○⑤	弥栄地区労	217
○6	丹後町労協	156
⑦	加悦谷地労協	488
⑧	宮津地労協	3,316
⑨	綾部地労協	3,096
⑩	舞鶴地労協	12,432
○⑪	福知山地労協	2,758
⑫	福知山地区労	2,076
○⑬	船井地労協	1,983
○⑭	亀岡地労協	1,558
○⑮	北桑地労協	771

前回○	地区労組名	人員
⑯	乙訓地労協	7,619
⑰	宇治久世城陽地区労	4,639
18	綴喜地労協	1,742
○⑲	相楽地労協	1,216
⑳	山科地区労	2,328
○㉑	東山地区労	1,335
㉒	伏見地区労	6,879
㉓	南地区労	13,491
24	下京地区労	8,708
○㉕	西・右京地区労	12,055
○㉖	左京地区労	7,925
○㉗	北・上京地区労	7,931
○㉘	中京地区労	7,048
○○	久世地区労	370
計	25地区労協（前回15）	

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1982年
3月31日
31号
(No270)

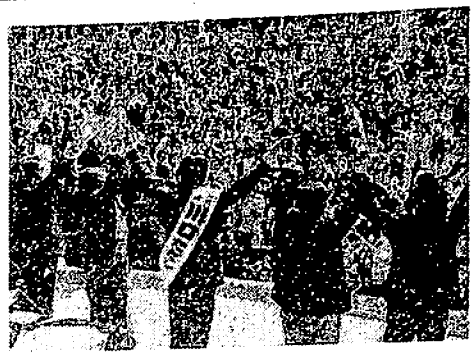

川口支持の波は日ごとに大きく広がってきています。総評傘下の労働組合と、とどまるところを知らない勢いがついてきています。社会党員の有志、革自連、あと十日、全員の総決起で勝利をかちとりましょう。

地評労働者6000名が総決起

3月28日

ますます広がる川口支持の波

あと10日 全員の行動を

社会党員が決起集会

革自連も川口支持

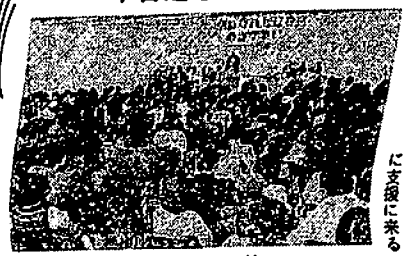

社会党員決起集会

京都総評では三月八日当時は加盟三九単産の内二三単産が川口支持を決定していましたが、十六日に総評が「会」に加入するなどの中でさらに増え、三月二十五日現在、ついに三三単産(十二万人)に達しました。地区労・地労協段階でも二八の組織の内、三月八日当時一八が川口支持でしたが三月二十五日段階で二三に達しています。

全国的にも、日教組に続き自治労も川口支援を決定、植枝総評議長も四月三日には京都へ支援にかけつけることになっています。

このような盛り上がりの中で、京都総評の知事選対は、三月二十八日、円山音楽堂で決起集会を開き会場にあふれる六千名が参加。吉田地評議長、谷内口事務局長、牛尾全逓委員長、古島私鉄総連委員長などがこもごも川口勝利の総決起を訴えました。川口氏の登壇には満場総立ちになり大きな拍手が鳴りやみませんでした。

多くの社会党員有志も三日二十三日には、労働者総合会館で決起集会を開きました。三月二十三日には、労働者総合会館で決起集会を開きました。船井総支部委員長、ばいに六百名が参加しました。府知和歌・京都総支部委員長、この集いでは、府知和歌・京都地本委員長など社会党委員長、小林昭明・上京総支部委員長、那須亮二・社谷内口浩二・全国金属京都地本委員長、那須亮二・社牛尾消・全逓京都地本委員長など社会党の有力な幹部が多数参加し「あらゆる角会党府支部委員長も出席し、党再建にむけてあいさつしました。度から地をはうように、とあいさつしました。の運動を期待したい」

また、各地域における個人演説会や川口候補の宣伝カー活動には、社会党の市議や町議が参加しています。三月二十六日川口支持を正式決定、府島幸男、中山千夏氏などの各氏が次々に京都さらに、革自連(中山千夏代表)も、三月二十六日川口支持を正式決定、府島に支援に来ることになっています。

「革新統一」の伝統がよみがえった」の気持ち

わたしの乙訓地域でも、社会党の市会議員さんが川口さんの宣伝カーに乗るなどしてがんばっています。"京の根運動"のわたしたちの"勇気百倍"とどんど立ち上がっていき、に心ある人々がとんど立ち上がっていき、勇気百倍「京都の革新統一」の気持ちです。伝統がよみがえった」の気持ちです。がんばります。

乙訓高校分会
佐古田博さん

がんばる事務職員Aさん

乙訓ブロック

思い出深い60の支持拡大

今度の知事選では、私たち自身の要求を実現するためには知事選に勝利する以外にはないということを身にしみて感じました。どのようにして一人でも多く川口さんの支持をつくるか、自分の非力がもどかしいばかりです。

ある日勇気をふるい立たせて近所の親しい奥さんに思い切ってお願いしてみました。十分な話ができませんでしたが、快く支持してくださり、お力になりたいと言っていただけました。

「何としても憲法知事の実現を」の思いで行動する仲間が日に日に大きく広がっています。乙訓ブロックの事務職員Aさんもその一人。すでに六〇の支持拡大をされました。これまで自立った活動の経験もなかったAさんは、「恥かしいので名前は出さんといて」と言いながら、次のような感想文を分会ニュースによせられました。

そこでつい気を良くしてあの家にも、このお宅にも……と。

私の感じたことは、四年間の林田府政が学校現場に及ぼした窮状を一般の人にどうわかってもらうかです。林田さんが自民党だということをご存知ない方、川口さんのことをご存知ない方が多すぎます。もっともっとまわりの人に話していかないとダメです。他府県のようになってからではおそいのです。

全く私の支持あつめは明やみの中を手さぐりで歩いているもの。それでも百票にならなくても心の中では何とかしなければ、何とか……と湧き上る勢いに押されて、ただただ必死に歩いている行様です。

世の現実は自分の子どもを通して物を見ておられるように思いがおとずれている時、眠っている良心を一人ずつ一人ずつゆり起こし、警鐘を鳴らし続けて、心ある方一人でも二人でも力を寄せ合いましょう。微力なものでも力を合せれば強い力になります。自分のできるだけの知恵をふりしぼって川口さんの支持者を一人でも作っていきましょう。最後に、この選挙並大抵のことでは林田府政を倒せないということを肝に銘じ、住民の要求で住民と共にたたかうという姿勢でなくてはならないと思うのです。微力ですが私もがんばります。

さそって 見よう聞こう 政見放送

4月6日(火) 午後6時30分 KBSテレビ
4月7日(水) 午後7時40分 NHKラジオ
4月8日(木) 午後10時 NHKテレビ

【付属資料(18)】

八一年度年末闘金獲得にかんしての要求申入書

一九八一年度活動をにかんして、二つの面、二度にわたって行政当としての交渉をしてきました。交渉における諸々の改善をはじめとする行政当局の回答は、組合・組合員の[illegible]、教育の国民的水準に逆行し、組合の値切りをおしつけるものであり、そのまま認めるわけにはいきません。

[illegible]いう国民的水準は、組合員の[illegible]、組合員の労働条件にもとづき、組合員の労働条件を改善しようとするものであり、[illegible]組合員の労働条件から組合員の[illegible]ようとするものです。しかも、春闘相場にも満たない分[illegible]ように引き下げて諸手当を含むことは、当然組合員に相当な犠牲を与えることを押しつけるものです。

[illegible]ものです。

一、組合員の[illegible]組合員の[illegible]組合員の[illegible]

二、[illegible]

三、[illegible]

四、[illegible]

五、[illegible]

六、[illegible]

七、[illegible]

八、[illegible]

九、[illegible]

十、[illegible]

十一、[illegible]

十二、[illegible]

十三、[illegible]

十四、[illegible]

十五、[illegible]

十六、[illegible]

十七、[illegible]

十八、[illegible]

十九、[illegible]

二十、[illegible]

二十一、[illegible]

二十二、[illegible]

二十三、[illegible]

二十四、[illegible]

二十五、[illegible]

二十六、[illegible]

二十七、[illegible]

二十八、[illegible]

二十九、[illegible]

三十、[illegible]

三十一、[illegible]

三十二、[illegible]

三十三、[illegible]

三十四、[illegible]

三十五、[illegible]

三十六、[illegible]

三十七、[illegible]

三十八、[illegible]

三十九、[illegible]

四十、[illegible]

四十一、[illegible]

四十二、[illegible]

四十三、[illegible]

四十四、[illegible]

四十五、[illegible]

四十六、[illegible]

四十七、[illegible]

四十八、[illegible]

四十九、[illegible]

五十、[illegible]

五十一、[illegible]

五十二、[illegible]

五十三、[illegible]

五十四、[illegible]

五十五、[illegible]

五十六、[illegible]

五十七、[illegible]

五十八、[illegible]

五十九、[illegible]

六十、[illegible]

六十一、[illegible]

六十二、[illegible]

六十三、[illegible]

六十四、[illegible]

六十五、[illegible]

六十六、[illegible]

六十七、[illegible]

六十八、[illegible]

六十九、[illegible]

七十、[illegible]

七十一、[illegible]

七十二、[illegible]

七十三、[illegible]

七十四、[illegible]

七十五、[illegible]

七十六、[illegible]

七十七、[illegible]

七十八、[illegible]

七十九、[illegible]

八十、[illegible]

八十一、[illegible]

八十二、[illegible]

八十三、[illegible]

八十四、[illegible]

八十五、[illegible]

八十六、[illegible]

八十七、[illegible]

八十八、[illegible]

八十九、[illegible]

九十、[illegible]

九十一、[illegible]

九十二、[illegible]

九十三、[illegible]

九十四、[illegible]

九十五、[illegible]

九十六、[illegible]

九十七、[illegible]

九十八、[illegible]

九十九、[illegible]

百、[illegible]

百一、[illegible]

百二、[illegible]

百三、[illegible]

百四、[illegible]

百五、[illegible]

百六、[illegible]

百七、[illegible]

百八、[illegible]

百九、[illegible]

百十、[illegible]

百十一、[illegible]

百十二、[illegible]

百十三、[illegible]

百十四、[illegible]

百十五、[illegible]

百十六、[illegible]

百十七、[illegible]

百十八、[illegible]

百十九、[illegible]

百二十、[illegible]

百二十一、[illegible]

百二十二、[illegible]

百二十三、[illegible]

百二十四、[illegible]

百二十五、[illegible]

百二十六、[illegible]

百二十七、[illegible]

百二十八、[illegible]

百二十九、[illegible]

百三十、[illegible]

百三十一、[illegible]

百三十二、[illegible]

百三十三、[illegible]

百三十四、[illegible]

百三十五、[illegible]

百三十六、[illegible]

百三十七、[illegible]

百三十八、[illegible]

百三十九、[illegible]

百四十、[illegible]

百四十一、[illegible]

百四十二、[illegible]

百四十三、[illegible]

百四十四、[illegible]

百四十五、[illegible]

百四十六、[illegible]

百四十七、[illegible]

百四十八、[illegible]

百四十九、[illegible]

百五十、[illegible]

百五十一、[illegible]

百五十二、[illegible]

百五十三、[illegible]

百五十四、[illegible]

百五十五、[illegible]

百五十六、[illegible]

百五十七、[illegible]

百五十八、[illegible]

百五十九、[illegible]

百六十、[illegible]

百六十一、[illegible]

百六十二、[illegible]

百六十三、[illegible]

百六十四、[illegible]

百六十五、[illegible]

百六十六、[illegible]

百六十七、[illegible]

百六十八、[illegible]

百六十九、[illegible]

百七十、[illegible]

百七十一、[illegible]

百七十二、[illegible]

百七十三、[illegible]

百七十四、[illegible]

百七十五、[illegible]

百七十六、[illegible]

百七十七、[illegible]

百七十八、[illegible]

百七十九、[illegible]

百八十、[illegible]

百八十一、[illegible]

百八十二、[illegible]

百八十三、[illegible]

百八十四、[illegible]

百八十五、[illegible]

百八十六、[illegible]

百八十七、[illegible]

百八十八、[illegible]

百八十九、[illegible]

百九十、[illegible]

百九十一、[illegible]

百九十二、[illegible]

百九十三、[illegible]

百九十四、[illegible]

百九十五、[illegible]

百九十六、[illegible]

百九十七、[illegible]

百九十八、[illegible]

百九十九、[illegible]

二百、[illegible]

二百一、[illegible]

二百二、[illegible]

二百三、[illegible]

二百四、[illegible]

二百五、[illegible]

二百六、[illegible]

二百七、[illegible]

二百八、[illegible]

二百九、[illegible]

二百十、[illegible]

二百十一、[illegible]

二百十二、[illegible]

二百十三、[illegible]

二百十四、[illegible]

二百十五、[illegible]

二百十六、[illegible]

二百十七、[illegible]

二百十八、[illegible]

二百十九、[illegible]

二百二十、[illegible]

二百二十一、[illegible]

二百二十二、[illegible]

二百二十三、[illegible]

二百二十四、[illegible]

二百二十五、[illegible]

二百二十六、[illegible]

二百二十七、[illegible]

二百二十八、[illegible]

二百二十九、[illegible]

二百三十、[illegible]

二百三十一、[illegible]

二百三十二、[illegible]

二百三十三、[illegible]

二百三十四、[illegible]

二百三十五、[illegible]

二百三十六、[illegible]

二百三十七、[illegible]

二百三十八、[illegible]

二百三十九、[illegible]

二百四十、[illegible]

二百四十一、[illegible]

二百四十二、[illegible]

二百四十三、[illegible]

二百四十四、[illegible]

二百四十五、[illegible]

二百四十六、[illegible]

二百四十七、[illegible]

二百四十八、[illegible]

二百四十九、[illegible]

二百五十、[illegible]

二百五十一、[illegible]

二百五十二、[illegible]

二百五十三、[illegible]

二百五十四、[illegible]

二百五十五、[illegible]

二百五十六、[illegible]

二百五十七、[illegible]

二百五十八、[illegible]

二百五十九、[illegible]

二百六十、[illegible]

二百六十一、[illegible]

二百六十二、[illegible]

二百六十三、[illegible]

二百六十四、[illegible]

二百六十五、[illegible]

二百六十六、[illegible]

二百六十七、[illegible]

二百六十八、[illegible]

二百六十九、[illegible]

二百七十、[illegible]

二百七十一、[illegible]

二百七十二、[illegible]

二百七十三、[illegible]

二百七十四、[illegible]

二百七十五、[illegible]

二百七十六、[illegible]

二百七十七、[illegible]

二百七十八、[illegible]

二百七十九、[illegible]

二百八十、[illegible]

二百八十一、[illegible]

二百八十二、[illegible]

二百八十三、[illegible]

二百八十四、[illegible]

二百八十五、[illegible]

二百八十六、[illegible]

二百八十七、[illegible]

二百八十八、[illegible]

二百八十九、[illegible]

二百九十、[illegible]

二百九十一、[illegible]

二百九十二、[illegible]

二百九十三、[illegible]

二百九十四、[illegible]

二百九十五、[illegible]

二百九十六、[illegible]

二百九十七、[illegible]

二百九十八、[illegible]

二百九十九、[illegible]

三百、[illegible]

三百一、[illegible]

三百二、[illegible]

三百三、[illegible]

三百四、[illegible]

三百五、[illegible]

三百六、[illegible]

三百七、[illegible]

三百八、[illegible]

三百九、[illegible]

三百十、[illegible]

三百十一、[illegible]

三百十二、[illegible]

三百十三、[illegible]

三百十四、[illegible]

三百十五、[illegible]

三百十六、[illegible]

三百十七、[illegible]

三百十八、[illegible]

三百十九、[illegible]

三百二十、[illegible]

三百二十一、[illegible]

三百二十二、[illegible]

三百二十三、[illegible]

三百二十四、[illegible]

三百二十五、[illegible]

三百二十六、[illegible]

三百二十七、[illegible]

三百二十八、[illegible]

三百二十九、[illegible]

三百三十、[illegible]

三百三十一、[illegible]

三百三十二、[illegible]

三百三十三、[illegible]

三百三十四、[illegible]

三百三十五、[illegible]

三百三十六、[illegible]

三百三十七、[illegible]

三百三十八、[illegible]

三百三十九、[illegible]

三百四十、[illegible]

三百四十一、[illegible]

三百四十二、[illegible]

三百四十三、[illegible]

三百四十四、[illegible]

三百四十五、[illegible]

三百四十六、[illegible]

三百四十七、[illegible]

三百四十八、[illegible]

三百四十九、[illegible]

三百五十、[illegible]

三百五十一、[illegible]

三百五十二、[illegible]

三百五十三、[illegible]

三百五十四、[illegible]

三百五十五、[illegible]

三百五十六、[illegible]

三百五十七、[illegible]

三百五十八、[illegible]

三百五十九、[illegible]

三百六十、[illegible]

三百六十一、[illegible]

三百六十二、[illegible]

三百六十三、[illegible]

三百六十四、[illegible]

三百六十五、[illegible]

三百六十六、[illegible]

三百六十七、[illegible]

三百六十八、[illegible]

三百六十九、[illegible]

三百七十、[illegible]

三百七十一、[illegible]

三百七十二、[illegible]

三百七十三、[illegible]

三百七十四、[illegible]

三百七十五、[illegible]

三百七十六、[illegible]

三百七十七、[illegible]

三百七十八、[illegible]

三百七十九、[illegible]

三百八十、[illegible]

三百八十一、[illegible]

三百八十二、[illegible]

三百八十三、[illegible]

三百八十四、[illegible]

三百八十五、[illegible]

三百八十六、[illegible]

三百八十七、[illegible]

三百八十八、[illegible]

三百八十九、[illegible]

三百九十、[illegible]

三百九十一、[illegible]

三百九十二、[illegible]

三百九十三、[illegible]

三百九十四、[illegible]

三百九十五、[illegible]

三百九十六、[illegible]

三百九十七、[illegible]

三百九十八、[illegible]

三百九十九、[illegible]

四百、[illegible]

四百一、[illegible]

四百二、[illegible]

四百三、[illegible]

四百四、[illegible]

四百五、[illegible]

四百六、[illegible]

四百七、[illegible]

四百八、[illegible]

四百九、[illegible]

四百十、[illegible]

四百十一、[illegible]

四百十二、[illegible]

四百十三、[illegible]

四百十四、[illegible]

四百十五、[illegible]

四百十六、[illegible]

四百十七、[illegible]

四百十八、[illegible]

四百十九、[illegible]

四百二十、[illegible]

四百二十一、[illegible]

四百二十二、[illegible]

四百二十三、[illegible]

四百二十四、[illegible]

四百二十五、[illegible]

四百二十六、[illegible]

四百二十七、[illegible]

四百二十八、[illegible]

四百二十九、[illegible]

四百三十、[illegible]

四百三十一、[illegible]

四百三十二、[illegible]

四百三十三、[illegible]

四百三十四、[illegible]

四百三十五、[illegible]

四百三十六、[illegible]

四百三十七、[illegible]

四百三十八、[illegible]

四百三十九、[illegible]

四百四十、[illegible]

四百四十一、[illegible]

四百四十二、[illegible]

四百四十三、[illegible]

四百四十四、[illegible]

四百四十五、[illegible]

四百四十六、[illegible]

四百四十七、[illegible]

四百四十八、[illegible]

四百四十九、[illegible]

四百五十、[illegible]

四百五十一、[illegible]

四百五十二、[illegible]

四百五十三、[illegible]

四百五十四、[illegible]

四百五十五、[illegible]

四百五十六、[illegible]

四百五十七、[illegible]

四百五十八、[illegible]

四百五十九、[illegible]

四百六十、[illegible]

四百六十一、[illegible]

四百六十二、[illegible]

四百六十三、[illegible]

四百六十四、[illegible]

四百六十五、[illegible]

四百六十六、[illegible]

四百六十七、[illegible]

四百六十八、[illegible]

四百六十九、[illegible]

四百七十、[illegible]

四百七十一、[illegible]

四百七十二、[illegible]

四百七十三、[illegible]

四百七十四、[illegible]

四百七十五、[illegible]

四百七十六、[illegible]

四百七十七、[illegible]

四百七十八、[illegible]

四百七十九、[illegible]

四百八十、[illegible]

四百八十一、[illegible]

四百八十二、[illegible]

四百八十三、[illegible]

四百八十四、[illegible]

四百八十五、[illegible]

四百八十六、[illegible]

四百八十七、[illegible]

四百八十八、[illegible]

四百八十九、[illegible]

四百九十、[illegible]

四百九十一、[illegible]

四百九十二、[illegible]

四百九十三、[illegible]

四百九十四、[illegible]

四百九十五、[illegible]

四百九十六、[illegible]

四百九十七、[illegible]

四百九十八、[illegible]

四百九十九、[illegible]

五百、[illegible]

五百一、[illegible]

五百二、[illegible]

五百三、[illegible]

五百四、[illegible]

五百五、[illegible]

五百六、[illegible]

五百七、[illegible]

五百八、[illegible]

五百九、[illegible]

五百十、[illegible]

五百十一、[illegible]

五百十二、[illegible]

五百十三、[illegible]

五百十四、[illegible]

五百十五、[illegible]

五百十六、[illegible]

五百十七、[illegible]

五百十八、[illegible]

五百十九、[illegible]

五百二十、[illegible]

五百二十一、[illegible]

五百二十二、[illegible]

五百二十三、[illegible]

五百二十四、[illegible]

五百二十五、[illegible]

五百二十六、[illegible]

五百二十七、[illegible]

五百二十八、[illegible]

五百二十九、[illegible]

五百三十、[illegible]

五百三十一、[illegible]

五百三十二、[illegible]

五百三十三、[illegible]

五百三十四、[illegible]

五百三十五、[illegible]

五百三十六、[illegible]

五百三十七、[illegible]

五百三十八、[illegible]

五百三十九、[illegible]

五百四十、[illegible]

五百四十一、[illegible]

五百四十二、[illegible]

五百四十三、[illegible]

五百四十四、[illegible]

五百四十五、[illegible]

五百四十六、[illegible]

五百四十七、[illegible]

五百四十八、[illegible]

五百四十九、[illegible]

五百五十、[illegible]

五百五十一、[illegible]

五百五十二、[illegible]

五百五十三、[illegible]

五百五十四、[illegible]

五百五十五、[illegible]

五百五十六、[illegible]

五百五十七、[illegible]

五百五十八、[illegible]

五百五十九、[illegible]

五百六十、[illegible]

五百六十一、[illegible]

五百六十二、[illegible]

五百六十三、[illegible]

五百六十四、[illegible]

五百六十五、[illegible]

五百六十六、[illegible]

五百六十七、[illegible]

五百六十八、[illegible]

五百六十九、[illegible]

五百七十、[illegible]

五百七十一、[illegible]

五百七十二、[illegible]

五百七十三、[illegible]

五百七十四、[illegible]

五百七十五、[illegible]

五百七十六、[illegible]

五百七十七、[illegible]

五百七十八、[illegible]

五百七十九、[illegible]

五百八十、[illegible]

五百八十一、[illegible]

五百八十二、[illegible]

五百八十三、[illegible]

五百八十四、[illegible]

五百八十五、[illegible]

五百八十六、[illegible]

五百八十七、[illegible]

五百八十八、[illegible]

五百八十九、[illegible]

五百九十、[illegible]

五百九十一、[illegible]

五百九十二、[illegible]

五百九十三、[illegible]

五百九十四、[illegible]

五百九十五、[illegible]

五百九十六、[illegible]

五百九十七、[illegible]

五百九十八、[illegible]

五百九十九、[illegible]

六百、[illegible]

六百一、[illegible]

六百二、[illegible]

六百三、[illegible]

六百四、[illegible]

六百五、[illegible]

六百六、[illegible]

六百七、[illegible]

六百八、[illegible]

六百九、[illegible]

六百十、[illegible]

六百十一、[illegible]

六百十二、[illegible]

六百十三、[illegible]

六百十四、[illegible]

六百十五、[illegible]

六百十六、[illegible]

六百十七、[illegible]

六百十八、[illegible]

六百十九、[illegible]

六百二十、[illegible]

六百二十一、[illegible]

六百二十二、[illegible]

六百二十三、[illegible]

六百二十四、[illegible]

六百二十五、[illegible]

六百二十六、[illegible]

六百二十七、[illegible]

六百二十八、[illegible]

六百二十九、[illegible]

六百三十、[illegible]

六百三十一、[illegible]

六百三十二、[illegible]

六百三十三、[illegible]

六百三十四、[illegible]

六百三十五、[illegible]

六百三十六、[illegible]

六百三十七、[illegible]

六百三十八、[illegible]

六百三十九、[illegible]

六百四十、[illegible]

六百四十一、[illegible]

六百四十二、[illegible]

六百四十三、[illegible]

六百四十四、[illegible]

六百四十五、[illegible]

六百四十六、[illegible]

六百四十七、[illegible]

六百四十八、[illegible]

六百四十九、[illegible]

六百五十、[illegible]

六百五十一、[illegible]

六百五十二、[illegible]

六百五十三、[illegible]

六百五十四、[illegible]

六百五十五、[illegible]

六百五十六、[illegible]

六百五十七、[illegible]

六百五十八、[illegible]

六百五十九、[illegible]

六百六十、[illegible]

六百六十一、[illegible]

六百六十二、[illegible]

六百六十三、[illegible]

六百六十四、[illegible]

六百六十五、[illegible]

六百六十六、[illegible]

六百六十七、[illegible]

六百六十八、[illegible]

六百六十九、[illegible]

六百七十、[illegible]

六百七十一、[illegible]

六百七十二、[illegible]

六百七十三、[illegible]

六百七十四、[illegible]

六百七十五、[illegible]

六百七十六、[illegible]

六百七十七、[illegible]

六百七十八、[illegible]

六百七十九、[illegible]

六百八十、[illegible]

六百八十一、[illegible]

六百八十二、[illegible]

六百八十三、[illegible]

六百八十四、[illegible]

六百八十五、[illegible]

六百八十六、[illegible]

六百八十七、[illegible]

六百八十八、[illegible]

六百八十九、[illegible]

六百九十、[illegible]

六百九十一、[illegible]

六百九十二、[illegible]

六百九十三、[illegible]

六百九十四、[illegible]

六百九十五、[illegible]

六百九十六、[illegible]

六百九十七、[illegible]

六百九十八、[illegible]

六百九十九、[illegible]

七百、[illegible]

七百一、[illegible]

七百二、[illegible]

七百三、[illegible]

七百四、[illegible]

七百五、[illegible]

七百六、[illegible]

七百七、[illegible]

七百八、[illegible]

七百九、[illegible]

七百十、[illegible]

七百十一、[illegible]

七百十二、[illegible]

七百十三、[illegible]

七百十四、[illegible]

七百十五、[illegible]

七百十六、[illegible]

七百十七、[illegible]

七百十八、[illegible]

七百十九、[illegible]

七百二十、[illegible]

七百二十一、[illegible]

七百二十二、[illegible]

七百二十三、[illegible]

七百二十四、[illegible]

七百二十五、[illegible]

七百二十六、[illegible]

七百二十七、[illegible]

七百二十八、[illegible]

七百二十九、[illegible]

七百三十、[illegible]

七百三十一、[illegible]

七百三十二、[illegible]

七百三十三、[illegible]

七百三十四、[illegible]

七百三十五、[illegible]

七百三十六、[illegible]

七百三十七、[illegible]

七百三十八、[illegible]

七百三十九、[illegible]

七百四十、[illegible]

七百四十一、[illegible]

七百四十二、[illegible]

七百四十三、[illegible]

七百四十四、[illegible]

七百四十五、[illegible]

七百四十六、[illegible]

七百四十七、[illegible]

七百四十八、[illegible]

七百四十九、[illegible]

七百五十、[illegible]

七百五十一、[illegible]

七百五十二、[illegible]

七百五十三、[illegible]

七百五十四、[illegible]

七百五十五、[illegible]

七百五十六、[illegible]

七百五十七、[illegible]

七百五十八、[illegible]

七百五十九、[illegible]

七百六十、[illegible]

七百六十一、[illegible]

七百六十二、[illegible]

七百六十三、[illegible]

七百六十四、[illegible]

七百六十五、[illegible]

七百六十六、[illegible]

七百六十七、[illegible]

七百六十八、[illegible]

七百六十九、[illegible]

七百七十、[illegible]

七百七十一、[illegible]

七百七十二、[illegible]

七百七十三、[illegible]

七百七十四、[illegible]

七百七十五、[illegible]

七百七十六、[illegible]

七百七十七、[illegible]

七百七十八、[illegible]

七百七十九、[illegible]

七百八十、[illegible]

七百八十一、[illegible]

七百八十二、[illegible]

七百八十三、[illegible]

七百八十四、[illegible]

七百八十五、[illegible]

七百八十六、[illegible]

七百八十七、[illegible]

七百八十八、[illegible]

七百八十九、[illegible]

七百九十、[illegible]

七百九十一、[illegible]

七百九十二、[illegible]

七百九十三、[illegible]

七百九十四、[illegible]

七百九十五、[illegible]

七百九十六、[illegible]

七百九十七、[illegible]

七百九十八、[illegible]

七百九十九、[illegible]

八百、[illegible]

八百一、[illegible]

八百二、[illegible]

八百三、[illegible]

八百四、[illegible]

八百五、[illegible]

八百六、[illegible]

八百七、[illegible]

八百八、[illegible]

八百九、[illegible]

八百十、[illegible]

八百十一、[illegible]

八百十二、[illegible]

八百十三、[illegible]

八百十四、[illegible]

八百十五、[illegible]

八百十六、[illegible]

八百十七、[illegible]

八百十八、[illegible]

八百十九、[illegible]

八百二十、[illegible]

八百二十一、[illegible]

八百二十二、[illegible]

八百二十三、[illegible]

八百二十四、[illegible]

八百二十五、[illegible]

八百二十六、[illegible]

八百二十七、[illegible]

八百二十八、[illegible]

八百二十九、[illegible]

八百三十、[illegible]

八百三十一、[illegible]

八百三十二、[illegible]

八百三十三、[illegible]

八百三十四、[illegible]

八百三十五、[illegible]

八百三十六、[illegible]

八百三十七、[illegible]

八百三十八、[illegible]

八百三十九、[illegible]

八百四十、[illegible]

八百四十一、[illegible]

八百四十二、[illegible]

八百四十三、[illegible]

八百四十四、[illegible]

八百四十五、[illegible]

八百四十六、[illegible]

八百四十七、[illegible]

八百四十八、[illegible]

八百四十九、[illegible]

八百五十、[illegible]

八百五十一、[illegible]

八百五十二、[illegible]

八百五十三、[illegible]

八百五十四、[illegible]

八百五十五、[illegible]

八百五十六、[illegible]

八百五十七、[illegible]

八百五十八、[illegible]

八百五十九、[illegible]

八百六十、[illegible]

八百六十一、[illegible]

八百六十二、[illegible]

八百六十三、[illegible]

八百六十四、[illegible]

八百六十五、[illegible]

八百六十六、[illegible]

八百六十七、[illegible]

八百六十八、[illegible]

八百六十九、[illegible]

八百七十、[illegible]

八百七十一、[illegible]

八百七十二、[illegible]

八百七十三、[illegible]

八百七十四、[illegible]

八百七十五、[illegible]

八百七十六、[illegible]

八百七十七、[illegible]

八百七十八、[illegible]

八百七十九、[illegible]

八百八十、[illegible]

八百八十一、[illegible]

八百八十二、[illegible]

八百八十三、[illegible]

八百八十四、[illegible]

八百八十五、[illegible]

八百八十六、[illegible]

八百八十七、[illegible]

八百八十八、[illegible]

八百八十九、[illegible]

八百九十、[illegible]

八百九十一、[illegible]

八百九十二、[illegible]

八百九十三、[illegible]

八百九十四、[illegible]

八百九十五、[illegible]

八百九十六、[illegible]

八百九十七、[illegible]

八百九十八、[illegible]

八百九十九、[illegible]

九百、[illegible]

九百一、[illegible]

九百二、[illegible]

九百三、[illegible]

九百四、[illegible]

九百五、[illegible]

九百六、[illegible]

九百七、[illegible]

九百八、[illegible]

九百九、[illegible]

九百十、[illegible]

九百十一、[illegible]

九百十二、[illegible]

九百十三、[illegible]

九百十四、[illegible]

九百十五、[illegible]

九百十六、[illegible]

九百十七、[illegible]

九百十八、[illegible]

九百十九、[illegible]

九百二十、[illegible]

九百二十一、[illegible]

九百二十二、[illegible]

九百二十三、[illegible]

九百二十四、[illegible]

九百二十五、[illegible]

九百二十六、[illegible]

九百二十七、[illegible]

九百二十八、[illegible]

九百二十九、[illegible]

九百三十、[illegible]

九百三十一、[illegible]

九百三十二、[illegible]

九百三十三、[illegible]

九百三十四、[illegible]

九百三十五、[illegible]

九百三十六、[illegible]

九百三十七、[illegible]

九百三十八、[illegible]

九百三十九、[illegible]

九百四十、[illegible]

九百四十一、[illegible]

九百四十二、[illegible]

九百四十三、[illegible]

九百四十四、[illegible]

九百四十五、[illegible]

九百四十六、[illegible]

九百四十七、[illegible]

九百四十八、[illegible]

九百四十九、[illegible]

九百五十、[illegible]

九百五十一、[illegible]

九百五十二、[illegible]

九百五十三、[illegible]

九百五十四、[illegible]

九百五十五、[illegible]

九百五十六、[illegible]

九百五十七、[illegible]

九百五十八、[illegible]

九百五十九、[illegible]

九百六十、[illegible]

九百六十一、[illegible]

九百六十二、[illegible]

九百六十三、[illegible]

九百六十四、[illegible]

九百六十五、[illegible]

九百六十六、[illegible]

九百六十七、[illegible]

九百六十八、[illegible]

九百六十九、[illegible]

九百七十、[illegible]

九百七十一、[illegible]

九百七十二、[illegible]

九百七十三、[illegible]

九百七十四、[illegible]

九百七十五、[illegible]

九百七十六、[illegible]

九百七十七、[illegible]

九百七十八、[illegible]

九百七十九、[illegible]

九百八十、[illegible]

九百八十一、[illegible]

九百八十二、[illegible]

九百八十三、[illegible]

九百八十四、[illegible]

九百八十五、[illegible]

九百八十六、[illegible]

九百八十七、[illegible]

九百八十八、[illegible]

九百八十九、[illegible]

九百九十、[illegible]

九百九十一、[illegible]

九百九十二、[illegible]

九百九十三、[illegible]

九百九十四、[illegible]

九百九十五、[illegible]

九百九十六、[illegible]

九百九十七、[illegible]

九百九十八、[illegible]

九百九十九、[illegible]

千、[illegible]

千一、[illegible]

千二、[illegible]

千三、[illegible]

千四、[illegible]

千五、[illegible]

千六、[illegible]

千七、[illegible]

千八、[illegible]

千九、[illegible]

千十、[illegible]

千十一、[illegible]

千十二、[illegible]

千十三、[illegible]

千十四、[illegible]

千十五、[illegible]

千十六、[illegible]

千十七、[illegible]

千十八、[illegible]

千十九、[illegible]

千二十、[illegible]

千二十一、[illegible]

千二十二、[illegible]

千二十三、[illegible]

千二十四、[illegible]

千二十五、[illegible]

千二十六、[illegible]

千二十七、[illegible]

千二十八、[illegible]

千二十九、[illegible]

千三十、[illegible]

千三十一、[illegible]

千三十二、[illegible]

千三十三、[illegible]

千三十四、[illegible]

千三十五、[illegible]

千三十六、[illegible]

千三十七、[illegible]

千三十八、[illegible]

千三十九、[illegible]

千四十、[illegible]

千四十一、[illegible]

千四十二、[illegible]

千四十三、[illegible]

千四十四、[illegible]

千四十五、[illegible]

千四十六、[illegible]

千四十七、[illegible]

千四十八、[illegible]

千四十九、[illegible]

千五十、[illegible]

千五十一、[illegible]

千五十二、[illegible]

千五十三、[illegible]

千五十四、[illegible]

千五十五、[illegible]

千五十六、[illegible]

千五十七、[illegible]

千五十八、[illegible]

千五十九、[illegible]

千六十、[illegible]

千六十一、[illegible]

千六十二、[illegible]

千六十三、[illegible]

千六十四、[illegible]

千六十五、[illegible]

千六十六、[illegible]

千六十七、[illegible]

千六十八、[illegible]

千六十九、[illegible]

千七十、[illegible]

千七十一、[illegible]

千七十二、[illegible]

千七十三、[illegible]

千七十四、[illegible]

千七十五、[illegible]

千七十六、[illegible]

千七十七、[illegible]

千七十八、[illegible]

千七十九、[illegible]

千八十、[illegible]

千八十一、[illegible]

千八十二、[illegible]

千八十三、[illegible]

千八十四、[illegible]

千八十五、[illegible]

千八十六、[illegible]

千八十七、[illegible]

千八十八、[illegible]

千八十九、[illegible]

千九十、[illegible]

千九十一、[illegible]

千九十二、[illegible]

千九十三、[illegible]

千九十四、[illegible]

千九十五、[illegible]

千九十六、[illegible]

千九十七、[illegible]

千九十八、[illegible]

千九十九、[illegible]

千百、[illegible]

千百一、[illegible]

千百二、[illegible]

千百三、[illegible]

千百四、[illegible]

千百五、[illegible]

千百六、[illegible]

千百七、[illegible]

千百八、[illegible]

千百九、[illegible]

千百十、[illegible]

千百十一、[illegible]

千百十二、[illegible]

千百十三、[illegible]

千百十四、[illegible]

千百十五、[illegible]

千百十六、[illegible]

千百十七、[illegible]

千百十八、[illegible]

千百十九、[illegible]

千百二十、[illegible]

千百二十一、[illegible]

千百二十二、[illegible]

千百二十三、[illegible]

千百二十四、[illegible]

千百二十五、[illegible]

千百二十六、[illegible]

千百二十七、[illegible]

千百二十八、[illegible]

千百二十九、[illegible]

千百三十、[illegible]

千百三十一、[illegible]

千百三十二、[illegible]

千百三十三、[illegible]

千百三十四、[illegible]

千百三十五、[illegible]

千百三十六、[illegible]

千百三十七、[illegible]

千百三十八、[illegible]

千百三十九、[illegible]

千百四十、[illegible]

千百四十一、[illegible]

千百四十二、[illegible]

千百四十三、[illegible]

千百四十四、[illegible]

千百四十五、[illegible]

千百四十六、[illegible]

千百四十七、[illegible]

千百四十八、[illegible]

千百四十九、[illegible]

千百五十、[illegible]

千百五十一、[illegible]

千百五十二、[illegible]

千百五十三、[illegible]

千百五十四、[illegible]

千百五十五、[illegible]

千百五十六、[illegible]

千百五十七、[illegible]

千百五十八、[illegible]

千百五十九、[illegible]

千百六十、[illegible]

千百六十一、[illegible]

千百六十二、[illegible]

千百六十三、[illegible]

千百六十四、[illegible]

千百六十五、[illegible]

千百六十六、[illegible]

千百六十七、[illegible]

千百六十八、[illegible]

千百六十九、[illegible]

千百七十、[illegible]

千百七十一、[illegible]

千百七十二、[illegible]

千百七十三、[illegible]

千百七十四、[illegible]

千百七十五、[illegible]

千百七十六、[illegible]

千百七十七、[illegible]

千百七十八、[illegible]

千百七十九、[illegible]

千百八十、[illegible]

千百八十一、[illegible]

千百八十二、[illegible]

千百八十三、[illegible]

千百八十四、[illegible]

千百八十五、[illegible]

千百八十六、[illegible]

千百八十七、[illegible]

千百八十八、[illegible]

千百八十九、[illegible]

千百九十、[illegible]

千百九十一、[illegible]

千百九十二、[illegible]

千百九十三、[illegible]

千百九十四、[illegible]

千百九十五、[illegible]

千百九十六、[illegible]

千百九十七、[illegible]

千百九十八、[illegible]

千百九十九、[illegible]

千二百、[illegible]

千二百一、[illegible]

千二百二、[illegible]

千二百三、[illegible]

千二百四、[illegible]

千二百五、[illegible]

千二百六、[illegible]

千二百七、[illegible]

千二百八、[illegible]

千二百九、[illegible]

千二百十、[illegible]

千二百十一、[illegible]

千二百十二、[illegible]

千二百十三、[illegible]

千二百十四、[illegible]

千二百十五、[illegible]

千二百十六、[illegible]

千二百十七、[illegible]

千二百十八、[illegible]

千二百十九、[illegible]

千二百二十、[illegible]

千二百二十一、[illegible]

千二百二十二、[illegible]

千二百二十三、[illegible]

千二百二十四、[illegible]

千二百二十五、[illegible]

千二百二十六、[illegible]

千二百二十七、[illegible]

千二百二十八、[illegible]

千二百二十九、[illegible]

千二百三十、[illegible]

千二百三十一、[illegible]

千二百三十二、[illegible]

千二百三十三、[illegible]

千二百三十四、[illegible]

千二百三十五、[illegible]

千二百三十六、[illegible]

千二百三十七、[illegible]

千二百三十八、[illegible]

千二百三十九、[illegible]

千二百四十、[illegible]

千二百四十一、[illegible]

千二百四十二、[illegible]

千二百四十三、[illegible]

千二百四十四、[illegible]

千二百四十五、[illegible]

千二百四十六、[illegible]

千二百四十七、[illegible]

千二百四十八、[illegible]

千二百四十九、[illegible]

千二百五十、[illegible]

千二百五十一、[illegible]

千二百五十二、[illegible]

千二百五十三、[illegible]

千二百五十四、[illegible]

千二百五十五、[illegible]

千二百五十六、[illegible]

千二百五十七、[illegible]

千二百五十八、[illegible]

千二百五十九、[illegible]

千二百六十、[illegible]

千二百六十一、[illegible]

千二百六十二、[illegible]

千二百六十三、[illegible]

千二百六十四、[illegible]

千二百六十五、[illegible]

千二百六十六、[illegible]

千二百六十七、[illegible]

千二百六十八、[illegible]

千二百六十九、[illegible]

千二百七十、[illegible]

千二百七十一、[illegible]

千二百七十二、[illegible]

千二百七十三、[illegible]

千二百七十四、[illegible]

千二百七十五、[illegible]

千二百七十六、[illegible]

千二百七十七、[illegible]

千二百七十八、[illegible]

千二百七十九、[illegible]

千二百八十、[illegible]

千二百八十一、[illegible]

千二百八十二、[illegible]

千二百八十三、[illegible]

千二百八十四、[illegible]

千二百八十五、[illegible]

千二百八十六、[illegible]

千二百八十七、[illegible]

千二百八十八、[illegible]

千二百八十九、[illegible]

千二百九十、[illegible]

千二百九十一、[illegible]

千二百九十二、[illegible]

千二百九十三、[illegible]

千二百九十四、[illegible]

千二百九十五、[illegible]

千二百九十六、[illegible]

千二百九十七、[illegible]

千二百九十八、[illegible]

千二百九十九、[illegible]

千三百、[illegible]

千三百一、[illegible]

千三百二、[illegible]

千三百三、[illegible]

千三百四、[illegible]

千三百五、[illegible]

千三百六、[illegible]

千三百七、[illegible]

千三百八、[illegible]

千三百九、[illegible]

千三百十、[illegible]

千三百十一、[illegible]

千三百十二、[illegible]

千三百十三、[illegible]

千三百十四、[illegible]

千三百十五、[illegible]

千三百十六、[illegible]

千三百十七、[illegible]

千三百十八、[illegible]

千三百十九、[illegible]

千三百二十、[illegible]

千三百二十一、[illegible]

千三百二十二、[illegible]

千三百二十三、[illegible]

千三百二十四、[illegible]

千三百二十五、[illegible]

千三百二十六、[illegible]

千三百二十七、[illegible]

千三百二十八、[illegible]

千三百二十九、[illegible]

千三百三十、[illegible]

千三百三十一、[illegible]

千三百三十二、[illegible]

千三百三十三、[illegible]

千三百三十四、[illegible]

千三百三十五、[illegible]

千三百三十六、[illegible]

千三百三十七、[illegible]

千三百三十八、[illegible]

千三百三十九、[illegible]

千三百四十、[illegible]

千三百四十一、[illegible]

千三百四十二、[illegible]

千三百四十三、[illegible]

千三百四十四、[illegible]

千三百四十五、[illegible]

千三百四十六、[illegible]

千三百四十七、[illegible]

千三百四十八、[illegible]

千三百四十九、[illegible]

千三百五十、[illegible]

千三百五十一、[illegible]

千三百五十二、[illegible]

千三百五十三、[illegible]

千三百五十四、[illegible]

千三百五十五、[illegible]

千三百五十六、[illegible]

千三百五十七、[illegible]

千三百五十八、[illegible]

千三百五十九、[illegible]

千三百六十、[illegible]

千三百六十一、[illegible]

千三百六十二、[illegible]

千三百六十三、[illegible]

千三百六十四、[illegible]

千三百六十五、[illegible]

千三百六十六、[illegible]

千三百六十七、[illegible]

「公職選挙法違反」を口実にした不当な政治弾圧を許さず
田中悦子先生(山城高校全日制)の不起訴を要請する署名

四月二十九日朝、西陣警察署と京都府警に不当にも逮捕・勾留された田中悦子先生（山城高校全日制）は、教職員や卒業生をはじめ多くの父母・府民・労働者の激励と「即時釈放」要求の高まりの中で、五月十日釈放されました。

今回の逮捕・勾留が、林田派の明白な選挙違反には何ら手をつけることなく放置しながら、川口陣営に対しては、「何かあるかもしれない」という根拠のない疑いだけで、捜査・逮捕・勾留するといった、極めて不公正で不当なものであることは明白です。

また、卒業生に手紙を送ったという理由だけで、いきなり逮捕し、生徒との信頼関係を土足でふみにじった非教育的行為を、私たちは断じて許すわけにはいきません。

もし、今回の事態が許されるなら、まさしく京都府民・労働者の憲法で保障された権利と自由は、重大な危機にさらされることになります。

よって、私たちは、警察・検察一体となって田中悦子先生に加えられた弾圧に対して厳しく糾弾するとともに、直ちに不当な捜査のうちきりと、不起訴にすることを強く要請します。

京都地方検察庁
検事正　常井善殿

氏名	住所	印

「公安条例」・「道路交通法」違反を口実とした不当弾圧に抗議し、山本善五郎(京都統一労組懇事務局次長)成清義之(京教組青年部長)の両氏の不起訴を要請する署名

京都府警本部と西陣警察署は、五月六日午後六時三十分、先の知事選挙で不当にも逮捕・勾留されていた山城高校・田中悦子先生を激励し、警察への抗議に参加した人たちに弾圧を加え、まったく不当にも公安条例・道路交通法違反を口実に、山本善五郎（京都統一労組懇事務局次長）、成清義之（京教組青年部長）の両氏を逮捕しました。

両氏の行動は、不当にも長期にわたって勾留されている田中先生の一日も早い釈放を願い、また、西陣署の不当な逮捕・勾留に抗議をし、許可をうけた宣伝カーでそのことを訴えるという正当な行動でした。その行動は短時間であり、しかも行動の終了を宣し、解散しようとする矢先に、暴力的におそいかかってきた警察の行動こそ、不当きわまりない暴挙です。

警察権力の不当弾圧に抗議し、弾圧を受けた仲間を激励する行動を圧殺しようとする暴挙は、憲法に保障された言論・表現の自由、基本的人権と民主々義をじゅうりんするものに他なりません。

検察庁が二人の正当な行動に対して、起訴しないよう強く要請します。

京都地方検察庁
検事正　常井善殿

氏名	住所	印

山城高校田中悦子先生の不起訴決定について

声明

本日、京都地方検察庁は、先の知事選挙での「公選法違反」容疑で不当にも逮捕され、十二日間にわたって勾留されていた、山城高校田中悦子先生に対し、「不起訴」の決定を行ないました。

今回の弾圧が、林田反動陣営による警察、検察一体となった、卑劣な京教組への組織的打撃を狙った政治的弾圧であること、さらに、この弾圧を通じて、教育の反動化とたち向って闘う京教組と、父母、府民との離反を図り、高校三原則つぶしをはじめとする教育の反動化を一気に推し進めようとの狙いをもっていたこと、同時に、教職員をはじめ民主勢力の正当な政治活動、選挙活動を封じ込めようとの狙いのもとにくわえられた弾圧であったことは明らかです。

学校の教師をいきなり逮捕し、十二日間にわたって不当にも勾留するなど、異常なまでの捜査にもかかわらず、本日、検察庁みずから不起訴の決定をせざるをえなかった事実が、このつくられた事件が弾圧以外の何ものでもなかったことを明らかにしています。

今回の田中先生の不起訴の決定は、何よりも田中先生自身が不当な弾圧に屈せず、毅然としたたかいぬいたこと、そして、山城高校分会の全員が、権力のさまざまな分断工作にもひるむことなく一糸乱れず団結してたたかったこと、さらに、京教組組合員はもとより、七五〇団体、二万名をこえる不起訴を求める要請署名と、十七回に及ぶ不起訴要請行動、山城高校保護者有志による二十名の不起訴要請署名と要請行動など、広範な運動の盛り上がりの中でかちとった勝利といえます。

しかし、田中先生を救助し、不当な弾圧に抗議した行動に対して、「公安条例」違反を口実に弾圧されに成満義之京教組青立副委員長、山本善五郎統一労組懇事務局次長の不起訴決定はまだかちとられていません。

私たちは、田中先生の不起訴の勝利につづいて、成満、山本両氏の不起訴決定をかちとるために全力をあげるとともに、軍拡、国民犠牲の臨調路線をうちやぶり、府民不在、民主勢力敵視の林田反動府政と対決し、府民要求の実現と京都の子どもと教育を守るために全力をあげて奮闘するものです。

一九八二年 七月六日

京都教職員組合
京都府立高教組
京都統一労組懇

【付属資料(19)】

京都教育
発行
京都教職員組合
京都市左京区九太町
新通上る 教育会館内
電話(752)0011
発行人 湯浅 晃
号外
1982年
7月6日

特集 不当弾圧反対

本日 山城高校・田中先生不起訴に決定!!

――引き続き、成瀬・山本両氏の不起訴めざして三たいの強化を――

本日、京都地検は四月二九日、不当に逮捕された山城高校田中先生の不起訴を決定しました。この決定は、田中先生、山城高校分会をはじめ、京教組あげてのたたかいと多くの労働組合、民主団体、保護者の支援によるものです。また、このことによってあらためて警察・検察権力の京教組弾圧、組合破壊の本質があきらかにされました。

斗いの成果に確信をもって、引き続き、成瀬・山本両氏の不起訴めざし奮斗しましょう。

- 団体署名 772
- 個人署名 20,671人
- 府高連判署名 全分会 3,500人
- 山城高校保護者署名 2,000人
- 検察庁要請行動 延べ17回 600人

不起訴通知書

不起訴実現のたたかい――その経過

5/22. ㊐ 府教委・城陽市教委・田中成瀬両氏に「文例」
5/25 ㊋ ㉑要請行動 ㉒ (50人)
5/28. ㊍ ㉓要請行動 ㉔. 昼休みデモ (300人)
6/1. ㊊ ㉕要請行動 ㉖
6/4. ㊍ ㉗要請行動 ㉘ 昼休みデモ (200人)
6/8 ㊊ ㉙要請行動 ㉚ (40人)
6/11 ㊍ ㉛要請行動 ㉜. 昼休みデモ (200人)
不起訴実現府民集会 (500人)
6/15 ㊋ ㉝要請行動 ㉞
6/18 ㊍ ㉟要請行動 ㊱
京教組定期大会・代表団㊲要請行動.
6/22 ㊋ ㊳要請行動 ㊴
6/25 ㊍ ㊵要請行動 ㊶
6/28. ㊐ 府会開会. 昼休みデモ (300人)
㊷要請行動 ㊸ (20人)
6/29 ㊋ ㊹要請行動 ㊺ (20人)
7/2. ㊍ ㊻要請行動 ㊼
7/3 ㊏ 教職員決起集会 (円山. 4,000人)
7/6. ㊋ ㊽要請行動 (20人) ㊾
田中先生不起訴決定.

4/29 ㊌ 田中先生不当逮捕
西陣署抗議行動.
4/30～㊍ 朝・昼・夕西陣署抗議行動 (～5/10)
山城高校生徒へビラ配布
5/1. ㊏ メーデー
㊿勾留請求 (51)勾留決定. 準抗告却下
5/4 ㊋ 勾留理由開示公判. 地裁要請行動
(52)西陣署前. 公安警備. ありあける.
5/6～ ㊌ 山本 成清両氏 公安条例違反で不当逮捕
西陣署・三条署各抗議行動
5/8. ㊏ 山本 成清宅強制捜索
京教組 統一労組懇事務所強制捜索
不当弾圧抗議集会・デモ (1,500人)
5/9. ㊐ 成清・山本氏釈放. 激励集会 (200人) 勾留取
5/10 ㊊ 田中先生釈放. 激励集会 (300人)
5/11. ㊋ 不当弾圧許すな 北上集会 (船岡公園. 800人)
5/18. ㊋ 検察庁要請行動 ① (70人)
5/19 ㊌ 宇治久世真相報告会 (400人)
5/20. ㊍ 反弾圧府民決起集会 (平安. 700人)
5/21 ㊎ ㊾要請行動 ② (50人)
府教委申入

ありがとうございました。皆の力考えられます。起訴されてもちんぼうと、又も京都の一とを考えられうと下取訴では、と…。
田中先生、お疲れ出て

人事院勧告とその実施状況

年(月日) (4/1現)	人口1万対比率 内容	%	実施日	俸給表の改訂 内容	実施日	日教組統一行動
23.11.9				6,307円	23.12.1	
24.12.4						
25.8.9	6,307円			7,581円	26.1.1	
26.8.20	7,887円			10,062円	26.10.1	
27.8.1	8,058円	8.1				
28.7.18	11,263円	5.1		12,820円	27.11.1	
29.9.19	13,515円			15,483円	29.1.1	
30.7.6	15,480円	改訂のぞまし				一年間休給企(不参)
31.7.16	"			6.2%	32.4.1	
32.7.16	公民較差の2/3			俸給などの	33.4.1	
33.7.16	俸給引上			"	34.4.1	
34.7.16	俸給表の改訂			"	35.4.1	
35.8.8	12.4	%	2,608円	5.1	"	35.10.1
36.8.8	7.1	%	1,797円	5.1	"	36.10.1
37.8.10	9.3	%	2,496円	5.1	"	37.10.1
38.8.10	7.5	%	2,266円	5.1	"	38.10.1
39.8.12	8.5	%	2,792円	5.1	"	39.9.1
40.8.13	7.2	%	2,651円	5.1	"	40.9.1 10.22
41.8.12	6.9	%	2,820円	5.1	"	41.9.1 10.21
42.8.15	7.9	%	3,520円	5.1	"	42.8.1 10.26
43.8.16	8.0	%	3,973円	5.1	"	43.7.1 10.8
44.8.15	10.2	%	5,660円	5.1	"	44.6.1 11.13
45.8.14	12.67	%	8,022円	5.1	"	45.5.1 段付交渉
46.8.13	11.74	%	8,578円	5.1	"	46.5.1 5.20・7.15
47.8.15	10.68	%	8,907円	5.1	"	46.9.1 10.22
48.8.9	15.39	%	14,493円	4.1	"	47.4.1 5.19・7.13
49.7.26	29.64	%	31,144円	4.1	"	48.4.1 4.27・7.19・12.14
50.8.13	10.85	%	15,177円	4.1	"	49.4.1 4.11・4.13・12.10
51.8.10	6.34	%	11,014円	4.1	"	50.4.1 5.8・7.8・7.29
52.8.9	6.92	%	12,005円	4.1	"	51.4.1 4.20・4.23(中止)
53.8.11	3.84	%	7,269円	4.1	"	52.4.1 4.15・4.25(中止)
54.8.10	3.70	%	7,373円	4.1	"	53.4.1 4.25・4.27(中止)
55.8.8	4.605%		9,621円	4.1	"	54.4.1 4.18(中止)
56.8.7	5.23	%	11,528円	4.1	?	55.4.1 4.15・4.24(共労中止)
						4.23・4.24(共労中止)

人事院勧告制度とは…

人事院勧告制度とは、労働者の基本権制約の代償措置として設けられた制度で、労働者の賃金・労働条件を決めるにあたって、人事院が民間の賃金・労働条件を調査し、その結果を国会と内閣に勧告するものです。

労働者の権利を奪う人勧制度

スト権などの「代償」としての人勧制度

公務員労働者の賃金を抑制

国民全体の賃金を抑制

「官民比較調査」の問題点

1981年11月16日

京都府知事　林　田　悠紀夫　殿

京都府職員・教員組合連合執行委員長
佐　藤　良　輔

1981年度賃金確定にあたっての府職連要求書

人事院は，去る8月7日に公務員の給与引上げに関する勧告を行ないました。この勧告は，平均5.23%，11,528円の引上げを内容とするもので，こんにちの物価上昇にも達せず実質賃金の引下げをおしつけるだけでなく，民間・公企体労働者の「春闘相場」すら反映しないものになっています。くわえて重要なことは，福祉・医療・文教の切捨て，軍事拡大をねらう臨調路線にもとづき，給与・公務員制度の改悪を企図し，さらにこの低額勧告すら値切るとともに，政府自身が公務員労働者の労働基本権はく奪の代償措置として設けた「人勧制度」まで否定・改悪しようとしていることです。しかも，定年制・退職手当の削減法を，労使間の交渉をぬきに強行したことは断じて許せません。

京都府人事委員会は，このような人事院勧告を基本としつつ，政府の干渉・圧力に屈して，人事院勧告の完全実施すら否定する勧告を10月27日に行ないました。この内容は，国を下回る5.19%，12,386円の引上げで，給料表（本俸）は国どおり切替えるが，諸手当の改善は「公民較差を考慮」して行なえという不当なものです。

したがって，われわれは，「3万円以上の賃上げ」という当然の要求を堅持しつつも，賃金確定の段階にあたって，京都府当局が次の要求を最低として実施することを強く要求します。

記

1. **最低，実質賃金を確保し，政府が企図している勧告の値切りを行なわないこと。**

京都府人事委員会の勧告は，その報告部分で「毎勤統計によると，昭和55年度の勤労者の実質賃金は昭和54年度に比べ，マイナス1.1%となっている」といい，さらに，ことしの主要民間企業の賃上げ率は，労働省調査や日経連調査によっても，公企体の仲裁裁定をみても「昭和55年度平均の消費者物価上昇率7.8%を下回っている」とのべているが，ことしの人事委員会勧告が特別にこの点を強調した意義は，実質賃金の確保が使用者としての最低の責務であることを指摘したものである。

3. **扶養手当の認定については，本人の請求にもとづいて行うこと。**

⑨ 現行では，「社会通念上」ということで，府教委が本人の意向を無視して，扶養認定する場合が多い。子どもの場合は特に「児童は，よい環境のなかで育てられる。（児童憲章）」のであり，親が相続して夫婦のどちらの扶養親族にするかを決める権利があり，府教委は本人の申請にもとづいて認定すべきである。

4. **通勤手当の支給については，従来の京教組との交渉経過にもとづき，本人の請求を尊重して支給すること。特に，交通不便地などでの不合理是正については，前進的に解決をはかること。**

④ 府教委は京教組との従来の交渉の中で，通勤手当の支給については，実態に即して，本人に有利な方法をとるよう努力する姿勢を明らかにしてきた。しかし，最近とくに，府教委の一方的な判断で手当の値切りを行なっている。

5. **時間外勤務手当を10%支給すること。当面，6%分の財源を確保すること。**

⑤ 財源は現行5.5%分。1980年度の賃金確定交渉の中で，府教委は年度内に6%が実現されるよう努力すると回答したが，現在までひきのばしている。

6. **特業手当を教育職員外職員に支給すること。**

⑥ 1980年度の賃金確定の段階で，超勤財源の引上げの交換条件として，従来支給されてきた特業手当を超勤財源の中に含むことを強行した。現在，多くの教職員外職員が，クラブ指導などを余儀なくおこなっているが，支給されていない。

7. **市町村費学校事務職員の期間を退職時の勤務期間に通算されたい。**

8. **旅費を大幅に増額すること。配分基準，不用額の再配分については職場の実情，意見をよく聞き効率的，公平におこなうこと。**

⑧ 昭和54年度以降，旅費の不用額が急激にふえている。府教委は，旅費の増額が原因だとしている。しかし，いくつかの職場や支部では，夏休み前後で旅費が不足，自主的な研修・研究に旅費が支給されないなどの実情がだされている。配分基準を民主的に検討し，不用額の再配分についても，職場の実情，意見を聞いて効率的・公正におこなうことが必要である。

旅費予算と未執行額　（単位万円）

	昭和55年度		昭和54年度		昭和53年度		昭和52年度	
	予算	未執行	予算	未執行	予算	未執行	予算	未執行
小	52,164	555	45,876	447	40,781	16	34,841	24
中	30,839	347	25,868	480	23,390	45	18,854	19
高	24,368	88	21,465	4	18,872	27	15,944	55
障	7,593	39	6,227	32	4,718	1	3,853	13

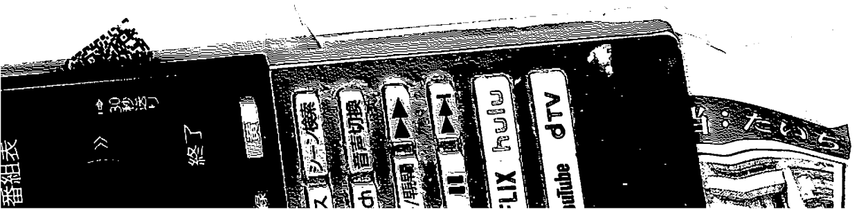

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1981年
12月12日
号外号

退手条例 ―交渉抜きには実施せぬ

人事異動 ―要求の趣旨に沿って行う

人勧値切りで謝るも撤回せず

府高年末交渉に百余名が参加

12月10日

府高の年末第一次府教委交渉は十二月十日、教育庁第三会議室で行われました。人勧の値切り、事務職員の大幅削減、副教材規則の強行など、相次ぐ攻撃に対する怒りを反映して、一一四名の組合員がつめかけ、午後三時すぎから八時まで交渉を続けました。

府教委側は仲管理部長、城戸指導部長らが出席しましたが、時間的な関係でつめ切れなかった点（特に指導部関係）については、十二月二十五日前後の第二次交渉で、非常勤職員の待遇問題などとあわせて、再度交渉をすることになりました。

超勤源資を六%に増額
福利厚生費四千五百円に

一、賃金諸手当

〈基本賃金の改訂〉

仲部長――一般職は五十六年四月一日にさかのぼり人事院勧告通り改定（平均一万二千円強アップ）。年内に差額支給できるようにしたい。

〈期末・勤勉手当〉

仲部長――五十五年度のベースで支給（すなわち人勧アップ分は凍結）

〈扶養・調整・住宅・通勤手当〉

仲部長――府職連交渉における回答通り（「京都教育」十二月十日号参照）

〈退職手当減額〉

仲部長――労働組合との交渉事項と認め、組合との交渉を重ねって六%にふやしたい。これに部活動手当に見合う分も含めたい。

〈福利厚生事業補助金〉

仲部長――これまでの三、〇〇〇円を四、五〇〇円にひき上げる。

〈給食業給手当＝月額特勤手当〉

仲部長――現行一一、九〇〇円を一三、四〇〇円にする。（五十七年一月一日より）

期末手当で六万円の損
旧ベースによる凍結で

問題点――期末、勤勉手当については、人勧アップ分が凍結されるため平均六万円の損失になる点でまさに人勧の大幅値切りです。四整手当は京都市域のみ一%上づみとし、他地域を放置した点で新たな分断を持ちこんで来たと言わざるをえません。また、住居手当については、足切り額が七千円から九千円に引き上げられたため、たとえば家賃一万円の人は、これまでの三千円支給が、来年度からは千円に減らされることになります（今年度内だけは現給保障）。

組合側は、「府職会でも全会一致で人勧の完全実施の決議をあげているのに、人勧を値切る姿勢は許せない」と追及、仲管理部長は、「申し分けない」と謝罪しました。

（うらへつづく）

2. 給料表（本俸）の改定については，人事委員会勧告どおり切替えるとともに，諸手当について，次のとおり改定すること。

① 扶養手当については，人事院勧告どおり改定すること。

現行は，配偶者11,000円，扶養親族のうち2人まで3,500円，配偶者のない扶養親族のうち1人7,500円，その他1,000円であるが，これを配偶者12,000円，配偶者のない扶養親族のうち1人8,000円に改訂しようとするものである。

② 通勤手当については，人事院勧告どおり全額支給限度額を引上げるとともに，これを超える額については従来どおりとすること。

国の現行は，全額支給限度額を16,000円，これをこえるものについて2分の1加算して最高支給限度額を18,500円としている。府の現行は，この2分の1の加算の部分が無期限となっており，最高支給限度額はない。したがって，全額支給限度額を17,000円に改善し，これをこえる部分は2分の1加算で従来どおり無制限とすることを要求する。

③ 住宅手当については，足切り額を現行8,000円のままとし，最高支給限度額を人事院勧告どおりに引上げること。また家賃8,000円以下と持家に対する手当を引上げること。

現行は，足切り額8,000円，全額支給限度額7,500円，これをこえる部分は2分の1加算，最高支給限度額13,000円，その他1,000円となっている。これにたいして，勧告は足切り額を9,000円へ，最高支給限度額を14,000円へ引上げるものであるが，足切り額の引上げによって下がる部分も出てくるため現行どおりとし，最高支給限度額のみ引上げを要求する。あわせて昨年より人事委員会，府当局が検討を約束してきた持家にたいする手当の引上げを要求する。

④ 調整手当については，8％地域を9％へ，6％地域を7％へ引上げること。

現行は，京都市，宇治，亀岡，城陽，向日，長岡京，大山崎，久御山，八幡，田辺が8％地域となっており，その他が6％地域となっている。人事院勧告は，8％地域を9％へ引上げることをのべており，したがって，全地域を1％引上げることを要求する。

⑤ 月額特勤手当については，給与改定に見合う引上げを行ない，日額特勤手当については，最低国なみに引上げること。

3. 一時金については，人事委員会勧告によって切捨てられた0.06月分（平均15,000円）を現行法定分にプラスして12月5日に支給すること。

人事委員会勧告は，民間の一時金が4.96月といっているが，0.06月を切り捨てて現行4.9月どおりとしている。これは不当であり，当然措置すべきものである。

4. 以上3項の要求について，本年4月1日実施として年内改定，年内支給を行なうこと。

5. 号俸復元の即時実施と「人材確保法」にもとづく賃金改定によって生じている給料表間の賃金格差を是正すること。また，昭和55年4月以降の初任給の1号切り下げの回復を行なうこと。

号俸復元については，交渉のたびごとに府当局は約束してきており，即時実施すべきである。給料表間格差の解消については，組勤予算の増額を回答しているが，現在の人員さく減，業務量増のもとで労働強化を強いるものにほかならない。したがって，主旨にそった配分を要求する。

6. 既得権の維持，国費格差の支給を，従来どおり行なうこと。

7. 福利厚生事業を拡充する立場より，互助会・互助組合に対する補助金を掛金なみに増額すること。この立場より互助会・互助組合への特別交付金を支給すること。

8. 臨時国会で強行された公務員の定年制，退職手当削減法について条例化しないこと。

9. 憲法と教育基本法にもとづく民主教育の推進，学校運営と教育体制を民主化する立場から任命主任制度と主任手当を廃止すること。同時に，こんにちの教育要求に見合った教職員の増員をはかること。

10. 第二臨調路線による地方自治破壊の攻撃・干渉に反対し，地方自治の確立と府民本位の民主的行政改革実現のために努力すること。

1981年度 賃金確定京教組独自要求

1. 行政職・医療職適用者の基本賃金を引上げること。今年度について全員3カ月短縮措を行なうこと。

① （教諭325,200，行政職318,600）

2. 実習助手，寮母の基本賃金改善，2等級へのわたりを行なうこと。当面，昇給短縮措置の拡大をはかること。特1 9号以降については，今年度改善をはかること。

② 実習助手，寮母が適用されている教(二)－3等級は，本来，講師などのように臨時的な教職員に適用されるものとなっている。そのため，給料表の最高号給は238,900（教諭325,200，行政職318,600）となっており，他の職種と比べても極めて不合理があります。

50歳（大卒）の人の現行と次期昇給

教員	305,300	9カ月	309,900 (4,600)
事務職員	288,000	12カ月	295,400 (7,400)
実習助手	280,700	18カ月	282,900 (2,200)

京都府高

府高情宣部
京都市左京区九大町
評生ビル 教育会館内
TEL (751) 1645

1981年
12月19日
号外号
(年末交渉妥結)

実施時期・額でやや前進!!

非常勤職員賃金改訂

12月19日、午後2時より、教育行会議室において、14分会29名の参加で、府高X2次年末交渉(非常勤職員賃金・手当、年末年始宿日直手当問題)が行なわれました。

府教委の回答をうけ追及したのち数点にわたって再検討を申し入れ、一旦交渉を中断。再交渉をした結果、その場で臨時拡大闘争委員会をもちました。

その結果、有額回答部分については、要求にはほど遠いながら、額・実施時期などで一定の努力が認められるとして仮妥結を決定しました。

主な回答は、次の通り。

再検討のうえ上積させる(臨時給食調理人 妊娠補助講師-棄回-)

I 非常勤職員賃金

( )内は実施時期 《再》は再検討後の回答

1 時間講師 1単位当り 5,500円 ——→ 5,800円('81.11.1)

2 「分掌担当」講師 1単位当り 7,700円 ——→ 8,200円('82.1.1)

中学18時間、高校全日制及び定時制14時間、夜間定時制11時間以上の持ち時間で6ヵ月以上契約の非常勤講師を指す。

但し、8,200円と5,800円(1の項の額)の差額は、7月・12月・3月に一括支給。

3 定額講師 月額 103,300円 ——→ 108,400円('81.11.1)
〔145,500円〕 〔152,700円〕('82.1.1)

但し、〔 〕内の額との差額分を7月・12月・3月に一括支給。また、在職期間6ヵ月未満者は〔 〕外の額で'81.11.1実施

※ 時間講師と定額講師の種類在職期間が6ヵ月を超える場合は、各々の在職期間における「分等担当講師との差額分及び定額講師〔 〕内の額との差額分の合計額を、7月・12月・3月に一括支給する……新規《再》

4 非常勤事務員・用務員 月額 80,600円 ——→ 84,600円('81.11.1)
〔113,500円〕 〔119,100円〕('82.1.1)

但し、〔 〕内との差額分を7月・12月・3月に一括支給。在職期間6ヵ月未満者は〔 〕外の額で'81.11.1実施

5 宿日直専任者 日額 3,300円 ——→ 3,500円('82.1.1)

6 職員室内事務補助員 月額 45,500円 ——→ 48,000円('81.11.1)

いわゆる「120日アルバイト」を指す

7 非常勤寮母 日額 6,000円 ——→ 6,300円('81.11.1)

8 夜間定時制給食員 日額 3,100円 ——→ 3,300円('81.11.1)

9 臨時給食調理人 日額 4,400円 ——→ 4,650円('81.11.1)《再》

10 夜間定時制給食調理人(非常任者)

月額 118,900円 ——→ 125,400円('81.4.1) ——→
〔160,500円〕 〔176,600円〕

130,500円 ('82.1.1)
〔183,800円〕

但し、〔 〕内との差額分を7月・12月・3月に一括支給

11 正業田高・寮舎監 日額 6,000円 ——→ 6,300円( )《再》

12 登校相談員 月額 103,300円 ——→ 108,400円('82.4.1)

13 通信制講師 1単位・月額 3,150円 ——→ 3,400円('81.11.1)

本給分・1通 150円(改訂せず)

14 妊娠補助講師(即答更学校)

1) 教諭 月額 82,500円 ——→ 87,000円('81.11.1)<15時間分>

2) 養護教諭 月額 103,300円 ——→ 108,400円('81.11.1)<月割>

3) 実習助手 月額 103,300円 ——→ 108,400円('81.11.1)

4) 寮母 1時間 550円 ——→ 600円('81.11.1)《再》(フラ入館く)

【付属資料(27)】

「スト権はく奪の根拠失せた」

―仲部長否定できず―

二、ストに対する賃金カット、処分問題

「人勧制度は公務員からストと政府自ら引っている。人勧完全実施をしない事により、スト権を奪う根拠はなくなったと考えるがどうか」との組合の追及にていましたが最終的にうなずかざるをえませんでした。また組合側は「学校では毎日のように、超勤を命ずることのできない項目で超勤を強いられている。勤務しなかった分を賃金カットするというなら、超過勤務をさせた分はどうするのか」と迫り、賃金カットや処分の不当性を追及しました。

しかし、仲管理部長はまともな反論もできないまま「事務的に賃金カットせざるをえない」をくり返すばかりでした。

三、年度末人事異動

仲部長　組合の要求内容にそってやりたい。人事異動の基本は教育力の充実にあるので、一人一人の積極性、意向を十分把握してやりたい。皆さんもいろんな学校を経験する形で協力してほしい。

四、事務職員定数削減

仲部長　財政的裏づけをとって安定したものとするために現在の案を出した。理解してもらう努力する。

「五十五年八月四日の事務職員部との交渉で、課長が組合とも相談したいと言明したのに何ら相談がないではないか。やり直せ」との組合側の追及の中で仲管理部長は「組合の代表と話し合う」と回答しましたが、他方では「この案で限界だ」という弁解をくり返しました。

五、副教材の規則強行問題

「届け出制」は届けがあれば受理

副教材規則問題

城戸部長　届出制については何を届けるかも含めて学校として判断してもらって校長の責任で届け出をしてもらう。承認制とは違うので届け出てもらったら即受理できる。

六、石原高校普通科設置問題

城戸部長　校内での論議を願っていると聞いている。地域の父兄の声も聴取する必要がある。

七、口丹地域農業科問題

城戸部長　亀岡と船南分校の農業科を統合する方向で北桑・仁舟の関係校に提起中である。充分論議していきたい。五十七年度は船南分校の生徒募集を停止して備える。

八、盲ろう分校問題

城戸部長　校舎改築は土地問題で調整中だ。中学部問題は改築問題とは別個に話し合いを続けたい。

九、丹波養護学校本格校舎建築問題

城戸部長　土地問題で調整中だ。

十、南山城病弱養護学校建設問題

城戸部長　来年四月から積極的に採用していく方向ですすめている。病院側とつめて話し合っているところだ。

向日丘養護学校分会では、事務職員部が中心になって、この大よせがきにとりくみ、職場の全員が署名しました。このよせがきは、12・10交渉の会場に貼り出され、注目をあびました。

【付属資料(28)】

（全員討議資料）

日教組秋年闘争山場の戦術～午後3時行動開始（夜間定時制は勤務時間終了前1時間カット）のストライキ～の批准投票にあたって

1981.10.13　府立高教組　執行委員会

日教組は、10月6日～7日に第104回中央委員会を開き、臨調・二七「行革」粉砕を中心とする秋闘年末闘争の方針及び山場の戦術について決定しました。

1　秋年闘争の方針

1）構えと戦術（日教組中央委員会議案～9/14付日教組新聞参照）

但し、日教組執行部は、これまでの私たちの批判を一定うけ入れ、本中央委員会では右のように修正提案し、決定されました。

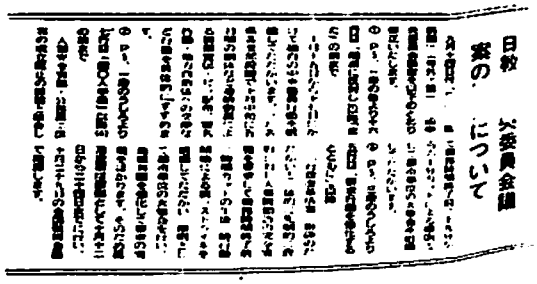
日教組　　委員会議
案の　　について

2）山場の戦術

(1) 闘いの目標

① 定員削減・40人学級編制など教育・福祉を後退させる「行政改革基本法」粉砕

② 人勧の早期・完全実施

③ 公務員二法案成立阻止

④ 給与表「統一」基本法粉砕

(2) 山場の戦術

① オー波（最初の段階の山場＝10月29日確定）

勤務時間終了前29分～60分カットによる、原則として地域集会

② オニ波（第2段階の山場＝日時は未確定）

勤務時間終了前2時間カットの午後3時行動開始による統一ストライキ（夜間定時制は、勤務時間終了前1時間カット）

2　府立高教組の態度

時局現案の要旨

※　日教組方針は、①ニセ「行革」粉砕の闘いを、「行革」推進を政の中心方針とする国民と労働3団体との共闘を軸にしている　②山場の戦術は、今なお画一戦術をとっている等、大きな弱点をもっている

しかし一方では、①の政闘の中心課題にニセ「行革」粉砕をいちづけている　②当初の早朝2時間カットのスト戦術を、午後戦術に修正する等、私たちの主張や批判を一定うけ入れた積極的な内容をもっている

※　今日の情勢のもとで、圧倒的な父母・国民と団結・共闘しうる条件は、かってない程に広がっているし、そのための闘いは前進しつつある。この有利な条件（情勢）を生かし、臨調粉砕の大国民運動を発展させるため、日教組戦術の弱点についての批判は続けつつも、今回のスト戦術については支持する

Ⅱ 退職給付引当

1 退職共済引当 …… 3月31日付で特定退職により退職した1年目の現任用者

1) 教育職　月額 135,000円 ——→ 142,300円（'81.4.1）
2) 行政職　月額 122,600円 ——→ 129,200円（'81.4.1）

2 介助職員（看護婦等）…… 初任級行政職

1) 大卒　8等級7号俸　93,600円 ——→ 98,200円（'81.4.1）
2) 短大卒　8等級5号俸　87,200円 ——→ 91,500円（'81.4.1）
3) 高卒　8等級3号俸　82,000円 ——→ 85,900円（'81.4.1）

上限は7等級5号俸　118,000円 ——→ 124,500円（'81.4.1）

Ⅲ 年末・年始の宿日直手当（舎監業務等管理業務）

	休日・休暇日（12/29～1/3）	特別日（12/29・1/4）
一般職員	5,300円 ——→ 5,650円	
宿日直専任者	4,500円 ——→ 4,850円	1,700円 ——→ 1900円

次期改訂時・来春にむけ努力を約束!!

☆ 次期改訂時にむけ

㋑ 定時制教師・非常勤職務員（用務員）の勤務時間6カ月未満の雇用期限について

㋺ 非常勤給与の改訂期間の改善について

㋩ 特殊教育諸学校の寄宿舎の単価算定改定の再検討について

☆ 来春にむけて

㋑ 教育分掌担当職員の対象として、夜間定時制11時間以上の契約とあるのを10時間以上と改訂することについて

殿

昭和56年11月24日

京都府立朱雀高等学校
校長　岡本　馨

京教組は11月25日の午後3時以降ストライキを実施する模様であります。分会は、全日制に於ては3時10分から4時30分、定通については、3時10分より40分間授業終了時より20分間のストライキを予定しています。

指示

1. 当日の勤務時間は、全日制8時30分より4時30分まで、定通については、1時30分より9時30分までとする。
2. 当日の年休・特休は事前に提出すること。尚当日の包括的研修並びに、止むを得ざるものを除いて、年休はこれを認めない。
3. 当日の教職員の勤務場所は配置表の場所またはグランドとする。
4. 所定の勤務場所を15分以上離れる場合は必ず校長または教頭まで連絡すること。

尚、ストライキに参加を予定している者については、これを中止するよう重ねて指示いたします。

以上。

【付属資料29】

昭和56年11月24日

教職員各位

校長

11月25日の服務について

本校分会は、京都教職員組合の統一行動の一環として、11月25日にストライキを実施する予定であると思われます。

教職員が勤務時間内において、このような行動に参加することは違法であります。既に配布ずみの、10月22日付教育長通達のとおり、父母、府民の学校教育に対する信頼を損うことのないよう服務してください。

≪ 府高の基本的態度≫

(1) 臨調・二七「行革」路線は 国民大収奪・戦争への道

① 臨調・「行革」路線は、国民生活関連分野の切り捨てを強行する一方で、大企業への特殊法人補助金や不公平税制等にはほとんどメスを入れず、その特権を温存しています。

そして、こうした国民の負担と犠牲の強化によって節減した財源を、軍備大拡張と反共諸国への「経済協力」のために注ぎこみ、巨額の軍事費の確保を図ろうとしています。まさに、臨調・「行革」路線は、教え子を再び戦場に送りこむ道を一路邁進するものといえます。

② また、本田自民党府政は、福祉の民間委託化・教職員の削減の要求・40人学級に後向きの姿勢など、臨調先取りによる教育切り下げ攻撃をくり返しかけられています。

(2) 日教組方針の弱点と課題面

① 方針は、教育の中心課題として「臨調路線」批判をいちづけ、「国民生活を守るため、国民各層を大きく結集し、国民運動を発展させ臨時国会闘争を発展させる」とし、私たちの意見を反映した積極的な内容となっています。

しかし、今もっとも重要な課題は、「行革」についての大宣伝を行ない、国民にその本質を明らかにすることですが、方針は、その点を各地方まかせにしてしまっています。

② さらに重要なことは、方針4団体間で図ろうとしていることです。しかし、問題は「行革断行」「40人学級の促進阻止」「公務員給与・退職金抑制」を要求しており、この同盟との「合意」「共闘」が、臨調・「行革」を真に批判する闘いになりえないことは明白です。

このことは、臨調・「行革」路線批判の闘いを部分修正闘争にすりかえることにより、広範な国民諸層との共闘に背を向けるものである。そうしたことの結果は、80春闘・81春闘の経験からも明らかです。

③ いま、重要なことは、強まった大量宣伝と、要求にもとづく職場・地域からの粘り強い組織で、自民党政府・本田府政を大きく包囲し、孤立させることです。これ以外に、勝利の展望をさぐり開くことはできません。

(3) ストライキ戦術について

① 教育行動は、当初の「早朝2時間カットのストライキ」を変換し、「午後3時」戦術を設定しました。このことは、なお「直一戦術」という全組合員を結集する上での弱点をもっとはいますが「早期戦術」に比較すると、闘争課題や圧倒的組合員の結集、父母・国民との団結を強める立場からして積極性をもっています。このことは、私たちの批判・主張をうけ入れたものでもあります。

② 臨調・「行革」攻防の闘いは、圧倒的国民に対する総攻撃であるだけに、圧倒的父母・国民と団結・共闘しうる条件はかってなく広がっています。

こうした有利な条件を生かした闘いをすすめ、方針・戦術のもつ弱点をのりこえ要求の実現をめざすことが重要です。

③ また、労働戦線の右翼的再編成に反対する圧倒的な日教組の組合員と合流して闘うことも一層重要です。

(4) 府立高教組は、日教組の方針・戦術の弱点については引き続き批判を強めつつ、うごそすべての組合員・国民が立ち上ることの重要性をふまえ、原則的に支持し、共闘の成功のため奮闘します。

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1981年
11月21日
第19号
(No 258)

軍拡ノー

許すな二七「行革」！

11.12行動

中央で三万名、京都で九千名
全国で高まった国民の怒りと要求

「許すな第二臨調路線を。軍事費を削ってくらしと教育・福祉の充実を！」。

11月12日、東京での三万人の中央行動をはじめ、全国各地で「軍拡ノー」「二七行革反対」の統一した行動が展開されました。この行動は統一労組懇をはじめとする「軍事費を削ってくらしと福祉・教育の充実を」大運動実行委員会が呼びかけたもの。京都でもこの日、中央行動に呼応して、八千名以上の人々が集会やデモに参加しました。

整然たるデモ行進をする京都代表団　650名の隊列
(11月12日 於東京)

この日、東京では、全国各地から集まった三万名の人々が、第一次から第六次まで、終日にわたって、集会・デモ・街頭宣伝・国会への要請行動など波状的な行動を展開しました。

日比谷の野外音楽堂には、参加者の波がとぎれることなく、色とりどりのゼッケン・旗・のぼりが林立しました。「第二臨調路線粉砕」「労働戦線の右翼的再編成を許すな」「軍事費を削って教育の充実を」などの横断幕が多数見られました。

京都の代表団は当初の目標三〇〇名を大きく上まわる六五〇名が参加。府高からも、当初目標の一五名の二倍、三〇名が22分会から参加して、デモや国会への要請行動に参加しました。

一方、この日、京都でも中央に呼応して各地で集会とデモ行進が行われました。

京都市内では夜六時からの円山音楽堂での集会に六、五〇〇名、下京区本願寺会館での「亀岳の夕べ」の集会に八〇〇名、舞鶴三〇〇名、福知山三五〇名、亀岡一五〇名、中央行動への参加者六五〇名と、約九、〇〇〇名の労働者・市民・学生が行動に参加しました。

日比谷にはいろいろな人が集まった。

国がちがい、体格がちがい、住んでいる所がちがい、仕事がちがい、国がちがう。

集会の宣任者がくり返した「感動的なたたかい」とはこのことだと思った。

日本中のいたる所の労働者、国民がさまざまなちがいをのりこえて臨調・二七「行革」に反対し、日本の平和と民主主義を守るたたかいに団結をするということ、そのことを宣言ではなく、自分の目と体で確かめることができた。感動的だった。

高知の中小業者が、大企業の横暴で生活ができない不安を訴えた。

北海道の夕張新炭の労働者が、生産第一主義の犠牲になった仲間のためのたたかいを訴えた。

こんな人もいる、かわいそうだと同情するのではない。

仲間のたたかいが自分のためのたたかいであること、自分のたたかいがみんなのためのたたかいになるということを、事前に理解したというのが、自分も含めた集会参加者の一致した感想だったと思う。

目と体で確かめたたたかいのきずな
——11.12中央行動に参加して——

手記　南　哲也（北総峨分会）

妨害許さず成功へ
11・25統一スト

日教組全国統一ストライキは、参議院予算の山場、11月25日に行われることが確定しました。

10・29全国統一職場集会では、デマと脅しの府教委の妨害を見事にはねのけて、府高各分会は大きく成功させましたが、11・25に向けても、各職場は突入体制をかためつつあります。

10月29日の全国統一職場集会に対して、府教委は異常な妨害策動を続けました。

府教委は、「京教組はストの通告をした」とのデマをふりまいて、何回も校長会を招集、「当日の時間変更はするな」と、本来校長の権限である勤務時間の割り振りについてまで命令をするありさま。

職場集会当日には、「〇〇高校は職場集会をとりやめた」「時間外に集会をやれ」「このまま行けば人事に影響する」などのデマ、脅しをかけてきました。

このような策動にもかかわらず、各分会は堅然と職場集会を行いました。各分会はこの経験からも、今度の11・25統一ストに対しては一層激しい妨害策動が行われることを予想、校長への抗議・交渉、地域へのビラ・宣伝・署名行動を続けながら、圧倒的な統一行動の成功をめざしています。

親と教師の集い

いよいよ29日！

育友会・父母会への働きかけを

親と教師の集い

まっすぐのばそう高校生

11月29日（日）午前10時半～
於 平安女学院高校

講演
「高校生に必要なものは」
明治学院大学教授
竹内寅一 先生

初めての「親と教師の集い」がいよいよ29日に迫りました。

「一つの職場で五つ以上の団体に働きかけを」をあいことばに、すべての職場で各育友会、地域の各団体への働きかけを強めて、圧倒的な参加で成功させましょう。

京都府高

府高情宣部
京都市左京区九太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1981年
11月 1日
17号
(No.256)

二セ行革反対、人勧完全実施
日教組第二波は11月中旬
全地域で世論の高まりを

10.13京教組総決起集会に参加した府高の隊列

「二セ行政改革反対、人事院勧告完全実施」を基本目標にかかげた日教組全国統一行動が山場を迎えつつあります。

10・29全国統一職場集会にひき続く、第二波の全国統一ストライキは、参議院の山場、11月16～20日頃の設定が予測されます。「軍事費を削って教育・福祉の充実を」の、日ましに高まる国民の声を背景に、大きく成功させることが求められています。

今次秋季年末闘争の具体的目標は次の四点。

(1) 定員削減、40人学級抑制など、教育・福祉を後退させる「行政改革法案」粉砕
(2) 人勧の早期、完全実施
(3) 公務員二法案阻止
(4) 教科書統制法案粉砕

府立高教組は、日教組第二波の「勤務時間終了前二時間（夜間定は一時間）」の戦術を80%近い高率で成功させました。

職時図会は延長の可能性も生まれ、第二波の闘いの対象となる「参議院の山場」は11月16～20日と予測されます。

"行革"という名の暴力

20日と予測されます。10月24日に行われた府高拡大闘争委員会では、当日のたたかいを大きく成功させる上でも、山場に至るまでの職場内外の世論を大きく拡げることの重要性が強調されました。

職場の意志統一を固める「職場新聞（闘争ニュース）」の連日の発行、父母・府民への訴えを強める京教組ビラの配布（11月上旬）、とりわけ、分会やアピックの要求を明らかにする独自ビラの発行の大切さが強調されました。さらに、波状的な校長交渉をくり返す中で、校長に、私たちの要求と声をふまえた行動をさせること、他労組との連携、協力を一層強めることの重要性が意志統一されました。

ヒヤーおっかないの

【付属資料(33)】

決　議

昨日、京都府教育委員会は、昨年われわれが参加した11・25日教組全国統一行動に対し訓告を発表した。これは正当な組合運動に対する不法・不当な弾圧であり断じて認めることはできない。ただちに撤回することを強く要求する。

昨年の秋期闘争は、自民党政府の教育・福祉切り捨て大軍拡推進の臨調・ニセ「行政改革」路線に抗議し、四〇人学級の実現、高校増設、人事院勧告の完全実施などを要求してたたかったものである。このたたかいはよりゆきとどいた教育を、との父母・国民の願いや教職員の当然な要求に応えるものであり全く正当なものである。

しかも、今回のわれわれの統一行動は、授業時間への影響のないように時間を設定し、保護要員を置くなど、教育への十分な配慮のもとでおこなったものである。しかるに府教委は、父母・国民の要求に背を向け、われわれの要求にはまともに応えないばかりか、すべての労働者に労働基本権を保障している憲法に違反し訓告を強行してきた。このことは、府教委が自民党政府直結、「憲法たれ幕」おろしの林田府政のもとで一層反動化を強めてきた現れであると言わざるをえない。それがばかりか府教委は、自らストライキ権の代償機関と位置づけている人事院の勧告さえ値切った。自らは法を犯しながらそのことには一顧だにせず、一方的な訓告をもって対処してきたことは断じて許すことができない。しかし、今回府教委があえて地公法上の処分を行えなかったことは人勧値切りの不法性を自ら認めたものと言わざるを得ない。

ここ一年をとっても教育委員会は、副教材の届出・承認制、高校募集定員の削減、入試科目数減、或いは給食の民間委託、盲聾分校の校舎改築未実施など父母・教職員の願いや要求に反する行政を矢つぎ早にすすめている。しかもこれらは蜷川民主府政下における行政姿勢とは一変し、現場教職員の意見を十分に聞くこともなく、またそれを踏みにじり強引におしすすめたものである。

とりわけ今回の訓告が、知事選挙告示直前の今の時期に発表されたことは、政治的な不当な企みであり許すべからざる暴挙である。さらにこの不当な弾圧は、憲法と教育基本法にもとづき、すべての子どもをやさしく生き生きと豊かな学力をもつ子どもにと願う、民主府政実現をめざすわれわれの活動をおさえこもうとする意図が見えすいており、激しい怒りを禁じえない。

われわれは今回の不当・不法な訓告を厳しく糾弾すると同時にその撤回を強く要求する。あわせて人事院勧告の完全実施、教職員定数増などわれわれの正当な要求の実現を重ねて要求するものである。さらに、われわれは知事選挙勝利で京都の民主教育を一層前進させるために奮闘することを宣言する。

一九八二年三月十三日

京都府立高教組　第七回評議員会

【付属資料(32)】

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1981年
12月　1日
第20号
(No.259)

各職場、職務命令に反撃

「ニセ行革粉砕」「人事院勧告完全実施」「公務員二法阻止」を中心とした11・25日教組統一ストライキは25日午後3時以後から、府下のすべての職場で決行されました。

今度の秋闘全国統一行動に対しては、林田自民党府政下の府教委と、その意を受けた一部の校長による妨害・干渉が戦後かつてないほどに強まりましたが、各分会は固い意志統一のもとにこれをはね返し、たたかいを成功させました。

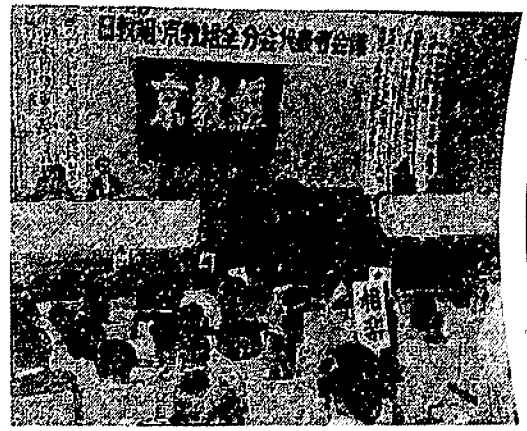

11・25全国統一行動

妨害排し全分会が突入

教育委員会は、この日の統一行動に対し「職務命令を出して動務場所につかせよ」「スト中止の命令を出せ」など、かなりの分会で文書や口頭による職務命令が出されました。

現場分会では「この日に限って職務命令を出すのはなぜか。反と言うなら、日常、毎日のように、超過勤務をさせることのできない項目で、超過勤務をさせているではないか。これをどうするのか」「昨夜、授業時間後の動務は円滑にすすめられている。この日に限って特に必要もないのに命令を出すのは不当だ」など、きびしく抗議、いくつかの職場では命令を撤回させました。

集会・デモ・署名・ビラ多様な行動を展開

この日の統一行動は、85名以上の求討議・決意表明・知事選や労働戦線問題での決議など、各分会で多彩な内容のとりくみが行われました。多くの職場はそのあと、地域における集会・デモ・ビラ配布・署名などの行動を展開しました。

洛北分会では、きびしい情勢を前に年配の先生が若い人の闘いのじゃまにならないよう、参加者は「いままでになく小さい集会だった」と感想を述べていました。

職域別分会でもほとんどの組合員が、職場集会、地域集会にも参加、校長が職務命令を出したことによりかえってひきしまった雰囲気で大きく盛り上がりました。

新設の南丹・久御山・洛西・北桂の各分会も、事前の伏見集会や、入分会会議で意志統一を図れ、若い組合員が元気いっぱいに決意表明をしました。

田辺分会もほぼ全員が参加、ある年配の組合員は「久しぶりの緊張した集会でよかった。団結して闘何もこわくない」と語っていました。この日の地域集会では分会が発行したパンフ「まっすぐ伸ばそう高校生」を30部売りました。

桃山養護分会は職場集会のあと「学校の過密解消、定員増」などの要求署名で地域にはいりましたが、住民の反応は上々。あるお年寄りは「ご苦労さん、待って闘ってくれ」と寿しをみやげにくれるという場面もありました。署名をもち帰った分会員は「かえって元気が出た。これからもがんばって出よう」と語り合いました。

大江分会は、職場集会後、ほぼ全員で分会単独のデモを行い、気勢をあげました。デモを成功させた分会員は「分会単独デモは大江町始まって以来とちがうか」と語り合っていました。

要求運動に新ステッカー

職場要求ごとに印刷

「職場・地域に表れたニセ行革に反対して要求運動を前進させよう」をあいことばに、各職場で要求立伝、署名行動がすすんでいます。それらの運動の中で、すでに署名は計六万に達していますが、この運動を一段促進するため、このほどステッカーが印刷されました。このステッカーの特徴は、従来のものと違って、職場・地域ごとの要求を取りこんで、地域性を発揮している点。

たとえば、「主任手当より前部に病弱養護学校の建設を」(桃山養護分会)、「亜細より40人学級を」(田辺分会)「生徒一八〇〇名に養護教諭一名は危険です。養護教諭の複数配置を」(西舞鶴分会)「自民党知事さん、宮津線廃止・割増運賃導入に手をかさないで下さい」(宮津分会)といった具合。

各分会とも百枚から百五十枚注文し、職場・地域に貼るとりくみをすすめています。

費用は本部と分会で折半。まだ注文していない分会は急いで申しこみましょう。

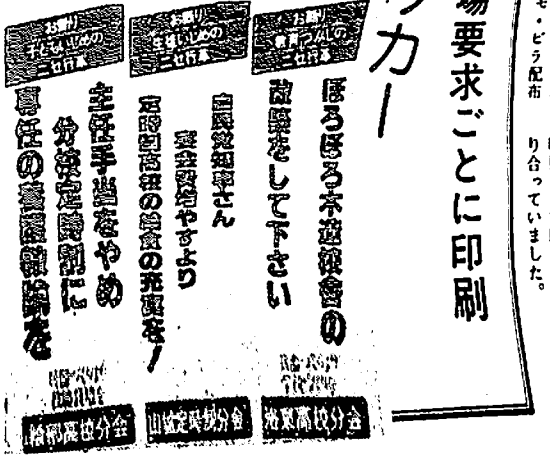

府高七幹部に 不当な訓告

ただちに抗議のデモ・集会

▲抗議のデモを行う府高、京教組組合員（3月13日）

京都府と府教委、京都市教委は三月十二日、京教組、府職労などの幹部二四六名に対し、不当な戒告・訓告を行いました。これは私たちが昨年十一月二十五日に「人事院勧告の完全実施」「公務員二法阻止」「四〇人学級凍結などの『行政改革法』粉砕」などをかかげて行った全国統一行動に対する報復として行ったものです。

これに対し京教組、府職労など各関係労組はただちに反撃、戒告、訓告の通知をつき返すとともに、抗議の集会・デモなどを展開しました。

今回の不当な弾圧の内容は、府関係では府職労の本部役員五名に戒告、支部役員一三五名に訓戒、府高本部四役の七名に文書訓告、京教組本部および京都市関係を除く支部役員計五四名に文書訓告。京都市関係では、市教組、市高教組の幹部四五名に文書訓告という内容となっています。

京教組関係に対してはすべて「文書訓告」となっています。「訓告」は、戒告や減給、停職などと違って、地方公務員法（地公法）上の懲戒処分ではなく、昇給延伸などの制裁内容を伴うものではありません。反動林田・野中の支配下にある府教委ですら「懲戒処分」を行えなかったことは、彼らの自信のなさを表わすものですが、しかし、私たちのまともなたたかいに対し、権力をかさして強圧的に臨んで来たという点ではやはり不当な弾圧であり、それは次のような点で、二重の不当性を持っています。

第一に、憲法28条（団の殺高法規）で保障されている労働基本権を否定する反憲法的なものである点。

自らは人勧無視しながら…
二重の不当性持つ弾圧

第二に、憲法に違反して公務員労働者からスト権を奪うため地公法等を改悪した際、自ら「スト権の代償機関」として位置づけた人事院を無視し、その勧告内容を値切りながら、勧告の完全実施を求める行動には弾圧を加えてきた点。

今回の弾圧の狙いは、知事選告示の直前に行われた点を見ても、自民党勢力が知事選を自らの陣営に有利に導こうとする政治的意図を持ったものであることは明らかです。

府立高教組はこの弾圧に対し、翌十三日に行われた第七回評議員会で抗議決議をあげ、各分会からの抗議行動を提起するとともに、同日午後四時すぎ、教育文化センター前で決起集会を開き、府庁まで抗議のデモ行進をしました。これには京教組、京都市教組も合流、約五〇〇名の隊列は、宣伝カーを先頭にシュプレヒコールを行いながら行進し、この決着を知事選でつけようとの意志統一をしました。

また十五日には府職労・京教組が府職連として、府庁新館前で抗議集会を行い、当局に抗議と撤回の申し入れをしました。

「勤評の時私の両親が反動高知県教委により不当な処分をくり返しされてきましたが、私もとうとう府教委により不当訓告を受けたのかと思うと怒りで一杯です。知事選勝利で反動どもの首根っこをキューといわせるために血わき肉おどり、せて、イヤ肉おどらせて奮闘したいと思います。」（川上副委員長談）

"教育の展望"を失くした 府教委に批判続出

三月十六日、教文センターで開かれた京都の「高校入試科目問題をめぐるシンポジウム」には百名を越える教育学者・父母・教職員が参加し、京都のマスコミ界も熱い注目を寄せました。

■全面発達さまたげる入試科目削減

入試科目削減反対声明を出した学者グループや現場教職員から府教委が十分論議しないまま一方的に削減の方向を打ち出したこと、削減が子どもの全面発達をゆがめることなどの意見が続出しました。

■「高校三原則は京都の誇り」

シンポでは府教委の「学校教育指導の重点」の大改悪についても反対の意見が続出しました。絵坂二夫京大名誉教授は「高校三原則」つぶしについて「その背景には『一中・一高女主義』という過去の日本を軍国主義においやった非常に危険な思想がある。高校三原則は京都の誇り。小学区制で（どの学校も）みんな一緒になった。小学区制は死んでも守らなければならない」ときびしく批判しました。そして、八氏で「重点」の再編成を求める声明を発展しました。

自らの約束破る暴挙

府教委、直営廃止を通告

山城定給食

市内の夜間定時制高校で唯一の府直営給食を続けてきた山城高校定時制に対し、林田自民党府政下の府教委は、昨12月18日、「昭和57年3月をもって直営を打ち切る」旨の通告をしてきました。この一方的な通告に対し、「おふくろの味を守ろう」と力をあわせてがんばってきた山城高校の教職員、育友会、生徒会は怒りを新たに民間委託化反対のとりくみを続けています。

連日のように校門前で「給食ニュース」を配る山城定分会のなかま

山城高校定時制の府直営給食をつぶす動きは林田自民党府政になってから次第に強まり、昨年の2月、府教委は「昭和56年4月1日から委託方式に切り換える」との通告を出して来ました。これに対し、府立高教組はただちに団体交渉を行ない、2月12日付で「現場討議を保障するために、現場・父母の合意抜きに一方的強行しないという原則は守る」との確認書を長も含め、全教職員が委託方式に切りかえることに不賛成を確認し、育友会総会で民間委託反対を確認して、分ています。父母もまた、

府教委が組合に提出した確認書

一、提案が遅れ現場討議を保障する条件が不十分であったことを反省する。

二、現場討議を保障するために現場、父母の合意抜きに一方的強行しないという原則は守る。

三、限られた期間ではあるが、現場討議をしてもらいたい。

昭和56年2月12日

府教育委員会　指導部
保健体育課長　川北智世

会、生徒会と共に「山城高校安時制・学校給食を良くする会」をつくって運動を続けて来ています。今回の府教委の通告は、「現場・体育課長自らが署名した確認を父母の合意抜きに一方的強行しないという原則は守る」であり、教育基本にふみにじるものであり、府教委は、有り得ない行為です。

この点を追及されましたが、「たしかに確認書はかわしましたが、これは管理運営事項だから」と、弁解にもならない弁解をしていますが、管理運営事項であろうと、行政が、一方的に健条件の問題であろうと、文書にまで記した約束を一方的に破ってよい道理はありません。

「学校給食を良くする会」は、すでに一万を越える署名を集めていますが、今回の府教委の不当な通告に対し、「子どもと親の気持ちも考えず、ウソをつぶすきたないやり方は許せない」とのとりくみを強めています。

春闘での政府回答

	八一春闘	八二春闘
総理府回答	**給与改定について** 本年度は、逼迫した財政事情をはじめ極めて厳しい状況にあるが、人事院勧告を尊重するという従来からの建前に立って今後も引き続き努力する。 **早期支給について** 人事院勧告後、諸般の事情を勘案し、できるだけ早い時期に給与法を改正するよう努力する。なお、早期支給の制度上の問題についても、今後慎重に検討を続ける。 **地方公務員の給与改定について** 国家公務員について給与改定が行われた場合、地方公務員についても、これに準じて配慮されるべきであると思うので、自治大臣に伝える。	人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置の一つとして理解しており、それを尊重するのが、基本的建前である。 本年度の給与勧告の取扱いについては、逼迫した財政事情をはじめ極めて厳しい状況下にあるが、誠意をもって努力する。 早期支給については、人事院勧告後諸般の事情を勘案し、できるだけ早い時期に給与法を改正するよう誠意をもって努力する。なお、早期支給の制度上の問題についても引き続き慎重に検討する。 国家公務員について給与改定が行われた場合、地方公務員についても、これに準じて配慮されるべきであると思うので、自治大臣に伝える。
口答確認事項	1. 人事院勧告を尊重するという点については、実施時期の問題を含めて完全実施するという、政府の姿勢は変らない。 2. 民間、三公五現に準じ公務員賃金を改定することは当然である。 3. 早期支給の制度上の検討も、前向きに検討を進めるということである。	1. 「代償措置の一つ」ということは、給与勧告以外にも労働時間をはじめ労働条件全般についての勧告や意見の申し出の権能や公務員の平等取り扱い、身分尊重などの代償措置が他にあるからである。 2. 第一項の「基本的建前」とは、基本的姿勢である。 3. 誠意をもって努力するとは完全実施をめざすものである。 4. 給与担当大臣として回答内容の実現にむけ努力する。

人事院総裁確認	勧告制度の主旨にてらし、人事院としては従来からの基本姿勢を貫くものである。 **給与改定について** 1. 公務員の給与改定については、公務員共闘の要求を考慮し、春闘における民間の給与改定の実態を正確にとらえそれにもとづいて改善をはかる。 2. 給与改定財源一%にこだわらず勧告する。 3. 一時金については昨年夏、冬期の民間支給状況を反映する。 なお、比較結果の処理についても、勧告にむけて検討する。 4. 勧告作業についても配分をふくめ公務員共闘の意見をきく。 **早期支払いについて** 早期支払については、早期勧告と早期給与法改正がはかられるよう努力する。 なお、早期支払いの制度化については、ひきつづき検討し、将来給与制度改正の際に一定の結論を出すよう努力する。 **実損回復** 延伸措置に関連する昇給制度の適正化について、ひきつづき検討をすすめる。 **給与制度の改正にあたっては、公務員共闘の意見をきく。**	人事院は法律の定めに従って、基本姿勢を堅持する。 1. 公務員の給与改定については、公務員共闘の要求を考慮し、春闘における民間の賃金決定の実態を正確に把握してそれに基づいて勧告する。 2. 給与改定財源一%にはこだわらない。給与勧告検討作業にあたっては、配分を含め、公務員共闘の要求を反映するよう努める。 3. 一時金については、民間の支給状況を正しく反映し、官民比較の処理について前向きの検討をすすめる。 当面、早期勧告と早期給与法改正がはかられるよう努力する。 尚、早期支払いの制度化については、公務員共闘の提言をふまえつつ引きつづき検討し、早急に結論を出すよう努める。 昇給制度のあり方については、給与制度改正の一環として検討をすすめる。 尚、昇給の実態については調査し、著しく不均衡を生じているものについては、昇給制度の運用措置等を検討する。 **定年制について** 定年制法制化後の規則制定にむけての検討は春闘後とし、その検討作業にあたっては公務員共闘の意見をきき乍らすすめる。

【付属資料(36)】

京都教育
号外
1982年
4月10日
発行
京都教職員組合
京都市左京区九太町
所選上る　教育会館内
電話（752）0011
発行人　湯浅　晃

八二国民春闘
特集号

低額回答打破、大幅賃上げ獲得、公務員制度改悪反対、職場要求実現、核戦争阻止にむけ、

父母・国民と連帯し、教職員は総決起しよう

一九八二年四月一〇日　京都教職員組合

八二春闘の大きなヤマ場を迎えようとしている今日、私たちのいのちとくらしをめぐる情勢はかつてなく重要な局面にたっています。

大もうけの大企業、増々苦しくなる私たちのくらし

資本金十億円以上の大企業の経常利益は、この五年間で約二倍、三十六兆二千百億円に達しています。また同種の大企業の内部留保はこの五年間で約二倍、三十六兆二千百億円に達しています。このように大企業が大もうけをしている一方で、実質消費支出が二年連続マイナスを記録、完全失業者が統計史上最高となるなど私たち労働者・国民の生活は「統計史上最悪」といった事態がつづいています。とりわけ、私たち労働者国民の購買力の大幅低下を最大の要因とした国民総生産（GNP）の七年ぶりのマイナス成長にみられるように、日本経済は深刻な状況を示しています。

この状況の打開の道は、一兆円減税や春闘での大幅賃上げにより、労働者・国民の購買力を引き上げ、日本経済を財界本位から国民本位へ切り換える以外に方法はありません。その意味で、春闘での私たちの闘いの前進は、私たち自身の賃上げにとどまらず、国民全体の生活向上につながるという大きな意義をもっているといえます。

低額回答に一発で収束へ

金属労協など右翼的幹部の裏切り明白に

鉄鋼労連、電機労連など金属労協（JC）加盟組合は、四月八日の一斉回答に対して一発回答で収束（4月8日付、毎日新聞）の方向を示唆しています。今回の回答は、鉄鋼の一三、一〇〇円、六・三六%をはじめとして軒なみ昨年を、額・率とも下回っており、「全体的にはある程度前進させた」（鉄鋼労連見解、同）とはとうていいえないシロモノです。今後、政府・独占は、この低額回答をガイドラインとして圧力を加えてくることは必至であり、これら右翼的労組幹部の「裏切り」に対して きびしい批判を加え、統一労組懇に結集して、父母・国民と連帯した壮大な大運動を展開しなければなりません。

核戦争阻止、安保条約廃棄の旗を高く掲げて

さらに、重要なことは政府・独占資本の側が、労働者の賃金をひきつづき低く抑えながら、国家予算では減税見送り、軍事費突出のまま日本を対米従属の核安保体制にもっていこうとしていることです。

四月五日に成立した今年度予算審議の過程で、共産党を除く与野党はいわゆる「合意」をして、無修正で予算案は可決されました。しかし、"減税"は何も決着していない」（三月八日付、朝日新聞社説）のであり、自民党側は、参院審議の中でも「今年度の減税はない」と言明しています。これは、「軍事費を削減して、一兆円減税の実現を」主張しなかった当然の帰結であり、いまこそ、核戦争阻止・日米安保条約廃棄の旗を高く掲げて国民的な大運動を構築し、一兆円減税を実現しなければなりません。

臨調、「行革」路線を阻止し、公務員制度改悪を許すな

第二臨調は、昨年七月の公務員給与抑制をはじめとする第一次答申につづいて、さらに抑制をすすめる検討をおこなっています。四月六日付、毎日新聞によればこの検討内容は、①内閣に新たに「人事庁」を設置し、人事行政を総合的に調整していく、②公務員の範囲を国家意志の形成等に関与する一部のものに限定する、③給与決定には、現行の「人勧制度」を尊重維持することを前提として、国家財政とのからみで、勧告を二段に分けて行ない、給与改定を一年遅らせるといったもので、公務員の大幅削減、給与の大幅抑制を企画した危険なものとなっています。

「軍事費削って、教育・くらしの充実を」の国民的大運動を

こうした重要な局面にたって私たちは、春闘勝利、国民生活防衛の課題と共に、核戦争反対、軍事費削減・安保条約廃棄などの課題を結合させて、国民的大運動をつくりあげていかねばなりません。

そのために、次のたたかいの目標と、方針をかかげて全教職員が総決起しましょう。

〈たたかいの目標〉

① 核戦争阻止、軍事費削減、一兆円減税実現など、国民的要求の実現
② 三万円以上の大幅賃上げ、人事院勧告の完全実施
③ 労働基本権の確立、労働時間短縮、母性保護の拡充
④ ゆきとどいた教育実現のための四〇人学級をはじめとする教育要求の実現
⑤ 臨調「行革」路線反対、公務員制度改悪反対

〈たたかいの方針〉

① 統一労組懇ならびに大運動実行委の提起にもとづいて、「軍事費を削って、教育・福祉・くらしの充実を、大企業の大もうけを労働者・国民に還元せよ」の大運動に積極的に参加して闘います。
四月下旬（予定）の大集会成功のためにとりくみを強化します。
② 春闘共闘のヤマ場には、分会会議、地域集会、宣伝行動などを展開します。
▼四月十三日　分会会議、一斉抗議・要求打電

抗議・要求打電先

総理大臣　千代田区永田町二―三―一　首相官邸
総理大臣　鈴木善幸
総務長官　東京都永田町一―六―一　総理府総務長官　田辺国男
人事院総裁　東京都千代田区霞ケ関三―一―二　藤井貞夫

▼四月十五日、分会会議、勤務時間終了後に地域集会・宣伝行動
③ 労働時間短縮、民主的学校づくりのたたかいの一貫として、次のアンケート調査（四月二〇日〆切り）にとりくみます。
㈠ 年次有給休暇にかんするアンケート調査
㈡ 勤務時間・学校の組織・主任の実態についてのアンケート調査
④ すべての職場で、職場要求を掲げ、校長交渉、地教委交渉などの各種交渉をとおして要求実現をはかります。
⑤ 退手・定年条例化をひきつづき阻止するため、署名運動など、六月議会にむけたとりくみを強めます。

府高82春闘の構想と方針（案）

【全国討議資料】

1. 私たちと八二春闘をめぐる情勢の特徴

(1) **労働者・国民の生活が悪化する一方、独占・大企業は莫大な利益をあげている。**

労働者の実質賃金は、昨年度、政府統計はじまって以来はじめて、年度間を通じてマイナスとなる異常事態となり、実質消費者支出が二年連続マイナスという消費不況のもとで、中小企業の倒産は、ここ六年間、毎月千件以上（負債額一千万円以上）という高水準が続き、深刻な事態になっている。

(2) 失業者は、政府の不充分な統計でも百三十万と百四十万人にのぼり、産業用ロボット導入など、新たな「合理化」攻撃の進行がこうした傾向により一層拍車をかけている。

また、「減量経営」の名による人べらし「合理化」の進行によって、二時間五十分毎に一人が労災で死亡し、一分三十三秒毎に一人が負傷させられており、年間の被災者は、交通事故の二倍、百十一万人（一九八〇年）にのぼっている。

(3) このように、労働者、国民の生活が危機に瀕しているにもかかわらず、独占大企業は、「賃金抑制」「減量経営」などによって莫大な利益を上げ、この五年間に日本の主要企業の経常利益は、六・六倍、内部留保は二十四倍にもふくれ上がっている。しかも、彼らは新年早々の記者会見で「昨年は高過ぎた。三ケ台の成長率の経済などそれにふさわしい賃上げにしてもらいたい。」（大槻日経連会長）とのべ、今年の賃上げを昨年以下に大きくおさえこむ意図を露骨に示している。

2. 政府・自民党は自ら招いた体制的危機を大収奪と政治反動でのりきろうとしている。

(1) ところが、政府・自民党は、こうした独占大企業の犠牲を規制するどころか、日米独占資本の要請に積極的にこたえて、軍備拡大とひきかえに、医療・福祉・教育・農業など国民生活の全分野への大攻撃をかけてきている。

(2) 軍事費大突出、国民生活切り捨ての来年度政府予算案はそのことを見事に示している。

また、こうした政策を推し進めるための小選挙区制の導入、公選法・憲法改悪、教育の反動化、非核三原則の放棄など民主主義の破壊等政治の反動化の道は、ヨーロッパのみならず、日本をも核戦争の戦場とする、レーガンの「限定核戦争構想」に、国民を引きずりこむものである。

(3) 公明・民社の反動化は勿論、今なお、安保・自衛隊容認、共産党排除の「社・公合意」路線を清算できずにいる社会党の責任は重大である。

3. 日本の労働組合運動は歴史的な岐路に直面している。

(1) 「基本構想」にもとづく「統一準備会」の発足によって、こうした状況のもとで、労働組合、とりわけそのナショナルセンターが、労働者・国民の生活と権利を守り日本の平和と民主主義を擁護するために積極的な闘争を組織することが強く求められている。

ところが、日本の既存のナショナルセンター指導部は、昨年十二月十四日、「統一準備会」を発足させ、こうした労働者・国民の期待に背を向け、同盟路線にもとづく労働戦線の右より再編の策動を新たな段階に突入させた。

(2) 右翼再編の主導力である同盟が、賃金自粛と協調路線の積極的推進に加えて、安保体制の堅持と防衛力の増強をも明確に打ち出すにとどまっている今日、この同盟に追随し、総評指導部が「統一準備会」参加を強行したことは日本の労働組合運動を「風当り」に追いやると同時に、総評解体に自ら手を貸す自殺行為といわねばならない。

4. 林田自民党府政のもとで、府民生活の危機と反動化が進行している。

(1) 京都の主要二十三企業は一九七九年から八十年までの一年間に新たに七六四億円の内部留保を増加させ、累計では四千五百億円もためこんでいる。このうち百億円以上ためている企業は京都セラミック、ワコールなど、十三社で、その累計だけで四千億にものぼる。

他方、中小企業は大企業の下請単価の切り下げと大企業の中小企業分野への侵出によってますます圧迫され、中小企業の倒産は、三百六十六件、負債総額四百三十五億六百万円となっており、資本金五百万円以下の個人企業が倒産件数の七六・五%を占めている。

(2) 軍国主義復活の策動も強まっている。財界総一自衛隊と米第七艦隊との合同演習、核積載のある「リチャード・S・エドワード」の寄港大会、「チビッコヤング大会」など自衛隊美化・認知の宣伝と京都府の積極的支援など様々な策動が林田府政下で顕著に強まってきている。

(3) 自民党林田知事は、その後、労働セツルメント設立宣言、福祉施設の民間委託、任命主任制の導入、私学助成条例制定直接請求の否認など次々と反労働者的、反府民的施策をおしすすめ、中央直結、財界本位の政治姿勢を

メモ

	人事院総裁確認	
	八一春闘	八二春闘
	週休二日制 1. 公務員週休制度の定着状況と、民間における実施状況調査を勧案しながら前向きの検討をすすめる。 2. 四週五休制の実施については、なるべく速やかに基本型に近づけるよう人事院として指導する。	1. 民間における実施状況を調査し、現行の四週五休方式については前向きの検討をすすめる。 その際、金融機関の土曜閉店方式の政令化とその動向についても充分配慮する。 2. 四週五休（変型）を実施している職種については、速やかに基本型とするよう、人事院として指導
	続いて総裁は、本年の勧告に対する人事院の基本態度を次のとおり説明。厳しい情勢でも、人事院は従来通り勧告することを強調した。 1 情勢は厳しいが、従来通り勧告するという基本方針は堅持する。 2. 給与問題については、従来の方式を踏襲する。本年も連休明けから民調に入り、その結果が出れば勧告する。	1 口頭確認 1 1. 総裁は昨年の勧告が値切られたことについては、極めて遺憾であると強調し、二度とこのような事態にならないよう人事院としても最大限の努力をおこなうことを確認しました。 2. 今年も民間実態調査を例年のかまえと方針ですすめ、官民較差がでれば例え五千円以下でも勧告する。
	回答メモ 教職員の給与（本俸、諸手当）の改善等の問題は、人事院が公務員全体の給与改善の問題として調査検討して必要な勧告が行なわれることとなるので、七月上旬に文部省として人事院に要望していきたい。	賃金引上げについて 「人材確保法」に基づく教員給与の計画的改善は、さきに完結したところであり、今後の教職員全般にわたる改善（本俸及び諸手当）については、人事院が公務員全体の給与改善の問題として調査・検討の上、必要な勧告を行うことによって、決定することとなる。

	文部省回答	
	八一春闘	八二春闘
	口頭確認 1. 文部省として人事院に要望していく七月上旬までの間、日教組とはひきつづき十分話し合いを続けていく。 2. 学校事務職員の賃金改善については、国四等級格付が四七都道府県全部で実施の目途がたったので当面の措置として国三等級格付の道を開くよう努力したい。抜本的な改善措置については八五年の給与制度見直しに向けて検討していく。 3. 実習助手、寮母の一〇年、二等級わたりの要求については困難だ、ただし、二等級そのものの改善については人事院に要望していく。	事務職員の処遇改善については、引き続き努力する。（処遇改善とは、任用、人事配置、交流、県教委への指導、三等級問題を総合的に検討し、自治省、人事院への申し入れをおこない、改善に努力するという意味である） 幼稚園教職員の賃金改善については、教員数で教（二）適用が四四％である現状を少なくとも過半数の教員に教（二）適用することが先決で、県に対する指導を強めたい。 1 八一年人事院勧告の取り扱いについての昨年一一月二七日の閣議決定については、政府の方針として確定したものであり、現段階で文部省としてコメントする立場にはないが、八二年度の人事院勧告については、勧告の完全実施が筋であり、文部省として完全実施に努力する。 2. 人事院に対する給与改善の申し入れの内容については、五月から文部省として検討にはいるが、日教組ともひきつづき話しあいをすすめ、七月上旬には、人事院に大臣名で正式要望書を出す。

現わにしてきた。また、京都大運動実行委員会、統一労組懇をはじめ各府民団体との交渉を拒否する傾向を強める一方で、同盟など右よりの潮流とはゆ着を強め、労働運動の分断と、右傾化をねらっている。

5. **労働者・国民の利益を擁護する国民春闘再構築の展望。**

(1) 第二臨調路線にみられるようなまさに、「ゆりかごから墓場まで」＝国民生活の全分野にわたる攻撃に対して国民各階層の闘いが大きく盛り上っている。

第二臨調路線の突破口といわれた「行革関連一括処理法案」、「老人医療有料化法案」などに反対して闘われた昨年秋の大運動実行委員会などのとりくみは、短期間に一千万人分にのぼる署名（京都では九十五万人分）を結集し、「臨調路線反対、軍事費削って国民生活の改善を」の世論を大きくもり上げ、保守的陣営の地盤をもゆり動かす大きな闘いとして発展してきた。

(2) 統一労組懇は、今や日本の労働組合運動の民主的再建の旗手としての堅固たる地歩を築き、組織的にも、全国都道府県に地域組織をもち、百五十万人から二百万人をめざす大きな勢力に成長してきている。

(3) 日本への核もちこみの事実、日本を核戦争の戦場とするというレーガン発言など、日米安保条約の危険な実態がつぎつぎと明るみに出され、労働者、国民の不安と怒り、抗議の闘いもかつてなく高まろうとしている。こうした中で、「平和と民主主義、革新統一を進める全国懇話会」には、三百九十万人が結集し、政治の革新と日本の平和と民主主義擁護、革新統一めざす世論は確実に広がりを示している。

(4) そして、二カ月後に迫った府知事選挙では、「川口氏で革新統一を」の声は、今や広範な府民・労働者の共通の声・願いとして広がってきている。

春闘の諸要求実現と知事選勝利の課題をしっかり結合し、「八二春闘・知事選勝利で八〇年代の展望を京都から」切り開くため全力を上げて闘う。

II 私たちのめざす八二春闘

1. 「大企業の利益の還元・軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」基本とした運動をすすめ、政府・自民党、独占・大企業、労働運動における右翼的潮流と対決する春闘。
2. 要求実現運動とその世論で林田自民党反動府政を包囲し、知事選勝利をめざす春闘。
3. 父母・府民諸階層、民間労組等と連帯し、要求にもとづく多様な協力・共同・共闘を強化、発展させる春闘。
4. 要求を出しきり、要求と闘い方をみんなのものにしきった春闘。

III 八二春闘府高重点要求

1. 自民党反動府政の継続を許さず、八二知事選勝利。
2. 公務員賃金抑制、ニセ「行革」と公務員二法条例化など公務員攻撃に反対し、三万円以上の大幅賃上げ、「人勧値切り分」の実施回復、事務職員削減反対、大幅な教職員増、超勤手当の支給、週休二日制の実施、「勤務時間に関する職場協定」の締結をはじめとする賃金・労働条件の改善・充実。
3. 不当人事を許さず、不当処分・弾圧粉砕
4. 臨調路線に反対し、一兆円以上の減税、大企業の利益を還元し、軍事費削減、くらしと福祉・教育の充実。
5. 教材取扱い規則の制定・官制研修の強化、主任の任命制など教育の管理・統制、軍国主義化・成田政策に反対し教育の自由と自主性の擁護、すべての子どもをかしこく、たくましく育てる民主教育推進、学校規模の縮少・四〇人学級実現・公立高校増設・私学助成など教育条件の整備・拡充。
6. 公選法改悪・小選挙区制導入、軍備増強と日米軍事同盟の侵略的強化、憲法改悪などの政治反動に反対し、安保条約廃棄・核兵器完全廃止、平和・民主主義・革新統一の推進。
7. 「基本構想」路線に反対し、統一労組懇に結集、地域共闘の発展、労働者・国民の期待に応える国民春闘の再構築、階級的・民主的ナショナルセンターの確立。

IV 具体的なたたかいのすすめ方

1. **たたかいをすすめる上で重視する点**

(1) あらゆる手段を構じて「要求と闘い方」をみんなのものにする。

(2) 父母との協力・共同、共闘のとりくみを特別重視する。

(3) 圧倒的な大量宣伝を重視する。

2. **たたかいの重点**

(1) 二月府・市・町議会へむけ、これまでの職場・地域の要求運動を大飛躍させる。

(2) 署名行動・ステッカー大作戦など要求実現運動と結んで「民主府政パンフ」の普及・支持拡大・川口後援会の

【特集】

解決策は二段構えで

注目あびる府高大連携

【付属資料(39)】

府当局 またぞろ退職手当条例改悪を企図

第九十一通常国会に提出（一九八〇年二月）されて以来、激しい闘いが展開されてきた「公務員二法」は、昨年十一月十二日、衆議院本会議で可決成立しました。

京教組は、統一労組懇に結集して、全国の公務員労働者と連帯して闘い、日教組のスト倒しや社会党の動揺、真剣に闘おうとしない姿勢を厳しく批判し、ストライキや独自の中央行動を含む数次の中央行動・全戸配布・文書戦（抗議要請ハガキ・電報）など多様なたたかいを展開してきました。

法案成立をうけて自治省は、昨年十一月十六日、国に準じて地方公務員の退職手当をひき下げ、国と異なる退職手当制度の運用を改める様指示し、府当局も十二月ならびに二月府会に退職手当の条例「改正」を提案しようとしましたが、この企図を府職連の闘いではねのけました。

しかし、府当局はまたぞろ六月府会にむけて、この悪法を提案しようとしています。（府職労に対して、その旨通告してきています。府教委はまだ教組には何もいってきていません。）

各職場・分会で討議を深め、府当局が改悪をあきらめるよう、左の要求署名を圧倒的に成功させ、六月府会に集中しましょう。

対象は

① 二十年以上、二五年未満の公務外傷病による退職（第三条関係）

② 二五年以上の公務外傷病、又は二十年以上、二五年未満の勤奨又は公務外死亡による退職（第四条関係）

③ 二五年以上の公務外死亡又は勤奨、又は二十年以上の公務上傷病、死亡、整理などによる退職（第五条関係）

- 施行日は、昭和五七年四月一日
- 経過措置　昭和五七年四月一日～昭和五八年三月三一日…四四号
　昭和五八年〃～昭和五九年〃…四四号
　昭和五九年〃～…四四号

また、京教組が長年にわたって要求してきた、京都市費事務職員の退職手当の勤務期間通算問題は、京都市が条例改悪をおこなって、勤務期間の通算がおこなえるようになりました。しかし、昭和五七年四月一日以前の任用替えで府費職員となった人には、通算できません。これは、府当局の責任で、通算できるように、条例改正すれば可能なことです。

京都教職員組合

きりとり線

退職手当削減条例の六月府会上程に反対する緊急要求書

自治省は、ニセ「行革」の先どりとして、国家公務員の定年制および退職手当削減法の成立後、地方公務員に対してもこれを一律的に適用するよう各地方自治体に対し介入・干渉を強めています。

本来、「定年」や「退職手当」は、働く者にとって極めて重要な労働条件であり、生活設計の枠組みを基礎づけるものです。したがって、当然労使の団体交渉で決定すべきものであり、一方的に法律決定の場で決める性格のものではありません。

以上の立場から、つぎのとおり要求するものです。

一、退職手当削減条例の六月府会上程を断念すること。

二、京都市費事務職員の退職手当の勤務期間の通算を昭和五十七年四月一日以前についても、おこなうこと。

三、六十歳定年制の条例化をおこなわないこと。

一九八二年六月

京都府議会議長
柿本文男殿

氏名	住所	印

林田悠紀夫殿
大槻弥一郎殿

完納申告等技術奨励会（　　）分会

1．庶務部会等の出席をもって出席とみなすことに関し会則を変更すべきこと。

1．業績、実態、実態調査、図書調査等会員の技術向上のための事業を行うこと。

1．会報・通知・技術書の発行をするにあたり必要な印刷物をかかりつけの印刷業者にまとめて発注すること。

1．技術奨励賞の授与について

【討議事項】

技術奨励賞の審査に関する件

私たちは、今回の技術奨励賞の審査に関する件を、林田悠紀夫相談役に次の点を留意されて審査をお願いしました。

1．技術奨励賞の授与について

2．技術奨励賞の審査について

3．その他

以上

【付属資料(44)】

憲法・教基法削除 最終答申へ

府教委が不当な人事方針

「昨年と変わらない」と仲管理部長が回答した11・10交渉

府教委は十二月十二日、府教組・府立高教組に対して、これまでとは大幅に変化した人事異動方針を示してきました。府教委は、その二日前の十二月十日の交渉で、「昨年度と変わらない」と言明したばかり、余りの豹変ぶりに職場から怒りの声が出ています。

府教委から回答された内容をみると、従来のものと比べて大きく後退したものとなっています。

まず、五つの方針では「憲法と教育基本法に基づき、児童・生徒の人格の完成をめざし、個性的諸能力を全面的に発達させることを基本とする各界民主教育の一層の発展をはかる」という人事異動の基本方針を削除しました。「憲法・教育基本法」に基づく「民主教育」を否定させる立場を明確にしたものです。今回はこの方針が全面的に削り取られてしまっています。

「本人の意向の考慮」もはぶく

また、五つの方針では「本人の意向を考慮し、教職員組織の自主的な民主化の促進に努める」としていましたが、今回の方針では「本人の意向を考慮し」という文言を削除しました。

「希望」「考慮」「通常」

かねてから府教の民主教育を破壊するための重要な役割をはたしてきた教職員の声をおさえつけるところから、管理者段階をなりません。

府教委方針はわずか五項目の簡単明快の中の一つに「指導力不足教員の配置」をことさらうたっています。私たちのストライキに対する見方と合わせ、府教育行政の一貫した教育支配や山城教育行政の強行等、府教委の姿勢が明らかになっています

府立高等学校事務職員等定数の配置基準について

(56.10.13 教職員課)

現行の配置基準案は，教育条件の整備に伴い京都市域の高等学校を中心に置かれていたいわゆる団体費職員の解消のもとで，本来的な適正配置にふれないまま，とりあえず現員に８人増した人員を公正に再配分することを基本にして，数度にわたる改善を加えながら50年度から実質的に運用されてきた。

今回これを手直しするのは，①財源保障の裏付けとなる国の定数法が生徒数から標準学級数を基礎にして算定されることとなったこと，②数度にわたる各職種の改善により当初の現員から相当数増員し，昨今の厳しい定数事情からもこれ以上の人員増は限界に達しており，この際地域と均衡のとれた適正配置を図る必要があること，③現行基準案に対する問題（例えば，近年運用措置した配置分の基準化，新設校との既設校との格差是正，大規模夜間定時制の図書館司書と理科助手の分離配置）を改めること，等の事情をふまえ，かつ58年度からの高校急増期を控え，現行基準案の問題点を補足し，もって事務職員等の配置の適正化を図っていくためであり，次のとおり改めていくこととした。

1 改正基準案の内容

(1) 事務職員

① 12学級以上の全日制の配置基準を変更するとともに時部制分校を全日制の基準で適用できるように改めた。

② 定時制及び通信制の課程の配置基準を現行の現員に見合うよう改めた。

(2) 図書館司書と理科助手

① 大規模の夜間定時制における図書館司書と理科助手を分離配置できるよう改めた。

(3) 実習助手

① 通信施設等の実情をふまえ現行の現員に見合うよう配置するとともに用務員定数との振替適用を改めた。

(4) 用務員

① ゼロ配置の定時制の基準を，配置基準のなかに含めるよう改めた。

② 炊事用務員を現行の現員に見合うよう配置基準を改めた。

③ 酪農を持つ課程の大規模校と単学科をおく学校に技能用務員を配置できるよう改めた。

(2) 改正基準案の実施期日

昭和57年１月１日から適用し，昭和57年度から実施するものとする。

(3) 実施方法

昭和57年度を初年度として３ヵ年計画で移行するものとする。

□4 留意事項

① 臨時産業非常勤職員の臨時的措置については別紙②により取扱うものとする。

② 改正基準の適用にあたっては，新設校・学年進行途上校及び定時制課程設置校は，当該年度の学級数を基礎に毎年度内算定するものとし，その他の学校は３ヵ年間基準配置を固定化し，その後に算定し直すものとする。

③ 課程をこえての調整については，各学校の基準総数の範囲内で当分の間必要に応じ認めるものとする。

3 その他

① 配置基準改正案は別紙①のとおりである。

② ３ヵ年計画実施処理案は別紙（参考）のとおりである。

（別紙①） 事務職員等の配置基準改正案

（現 行）

(1) 事務職員

課程	生徒の定員	学級換算	定数
㊀	1～180	1～4	2
	181～495	5～11	3
	496～765	12～17	5
	766～1,080	18～24	6
	1,081～1,305	25～29	7
	1,306～1,485	30～33	8
	1,486～1,710	34～38	9
	1,711～	39～	10
㊁	1～180	1～4	1
	181～495	5～11	2
	496～	12～	3
㊂	1～600		2
	601～		3

（改正案）

課程	学級	定数
㊀	1～5	2
	6～11	3
	12～17	4
	18～23	5
	24～29	6
	30～35	7
	36～41	8
	42～	9
㊁	1～4	1
	5～	2
㊂	生徒数	
	1～500	2
	501～	3

1. 農・水・工を持つ全日制×1
2. 夜間8学級以上 / 通信制450人以上 } 併置の全日制×1
3. 2分校を置く全日制×1
4. 生徒の実数が，生徒の定員の1/2（分校は1/3）に満たない課程×△1
5. 統廃高校の東校舎は分校とみなす。ただし，定時制の算定方法。

1. 2. 3. 4. 現行どおり

5. 全日制の分校×△1

(2) 学校図書館司書

6学級以上の全・定の課程別×1
ただし，生徒の実数が，生徒の定員の2/3 もしくは，生徒の実数が 270人 未満で実習助手を置く場合は除く。

6学級以上の全・定の課程別×1
（ただし以下削除）

(3) 実習助手

ア．理 科

生徒の定員	学級換算	定数
270～1,080	6～24	
1,081～	25～	
ただし，生徒の実数が生徒の定員の2/3，もしくは，生徒の実数が270人未満で，学校図書館司書を置く場合は除く。		

学校	定数
6～24	1
25～	2
ただし，当分の間通信制の課程×1	

イ．実習科

学科	生徒の定員	学級換算	定数
㊀	1～134	1～2	小学科×1

学科	学級	定数
㊀	1～2	小学科×1

【付属資料(45)】

許すな定員減！

事務職員部が集会・デモ

三月二十三日、教育文化センター一号室で、府高事務職員部の「事務職員定数削減反対・知事選勝利決起集会」が持たれました。これには約六十名の事務職員が参加、集会のあと、府庁までデモ行進をし、教育委員会に抗議と交渉の申し入れをしました。

会場には「学校事務職員人べらし反対、働きがいのある事務室創造」の白文字を入れたオレンジ色の大幟断幕がかざられました。これには各ブロックごとにリレーして記入されたよせがきがいっぱい書かれています。いくつかの分会からは一般の分会役員も参加しました。また、亀岡、西舞鶴からは組合未加入の仲間もかけつけました。

本部と片岡事務職員部長の挨拶の後、河田事務職員部書記長が経過報告と方針を提起。河田書記長は、初め交渉そのものを拒否していた府教委が交渉に応じざるを得なかった点、「これが最高の案です」と言っていたのが基準案の一部手直しをした点などを挙げ「府教委の思い通り進んでいるのではない」と強調しました。

そのあと、各職場の、定数問題、知事選のとりくみを交流し河田書記長がまとめをしました。

集会後、参加者は、かけつけてきた京教組執行部や分会の役員と共に約七十名で府庁までデモ行進をしました。「京都府は宴会をやめて事務職員をふやせ」「京都府は府民の税金を使ってマージャンをするな」などのシュプレヒコールに、多くの街の人々が関心を持って見つめ、府庁近くでは新聞記者が取材に来ました。

デモのあと、執行部と各ブロックの代表十数名は教育庁室を訪れ、定数削減等の撤回を求めるとともに、「年度内に交渉を持て」と申し入れました。応待した上田教職員課長は「教育長に伝えます」と回答しました。

【付属資料(47)】

1982年3月23日

京都府知事　林田　悠紀夫　殿
京都府教育委員会委員長　大塚　恭一郎　殿

京都府立福知山高等学校定時制分会長　井上　進

要求書

父母、府民のねがいにこたえ、今こそ憲法・教育基本法にもとづく京都の特色ある教育を発展させるため、下記の要求について、直ちに解決をはかられるよう、ここに申し入れます。

―― 記 ――

- 事務職員定数削減計画（現行「教諭外職員定数基準案」見直し案）を撤回をされたい。
- 学級減に伴う機械的教員定数減（1学級減に伴う2名の教員定員減）を撤回し、各校の来年度教育計画及び校務分掌等、学校運営に必要な教員の配置をされたい。
- 上記二点を含めた来年度教職員の定員問題について直ちに交渉に応じられたい。

府立高校の事務職員等定数の配置基準（案）

学校	区分	事務職員 基準 現在 A	事務職員 基準 改正 B	事務職員 現員 C	事務職員 差 A-C	事務職員 差 B-C	学校図書館司書 基準 A	学校図書館司書 現員 B	学校図書館司書 改正 C	学校図書館司書 差 A-C	学校図書館司書 差 B-C	実習助手（理科） 基準 A	実習助手（理科） 現員 B	実習助手（理科） 改正 C	実習助手（理科） 差 A-C	実習助手（理科） 差 B-C	実習助手（農水工） 基準 A	実習助手（農水工） 現員 B	実習助手（農水工） 改正 C	実習助手（農水工） 差 A-C	実習助手（農水工） 差 B-C	技術職員 基準 A	技術職員 現員 B	技術職員 改正 C	技術職員 差 A-C	技術職員 差 B-C	用務員 基準 A	用務員 現員 B	用務員 改正 C	用務員 差 A-C	用務員 差 B-C	計 基準 A	計 現員 B	計 改正 C	計 差 A-C	計 差 B-C
山 城	全	9	8	8	+1	−	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	15	14	14	+1	−
	本定	3	2	2	+1	−	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											1	1	1	−	−	6	5	5	+1	−
	併	12	10	10	+2	−	2	2	2	−	−	1	1	1	−	−											4	4	4	−	−	21	19	19	+2	−
南 所	全	8	7	8	−	△1	1	1	1	−	−	3	3	3	−	−											3	3	3	−	−	15	14	15	−	△1
	本定	2	2	2	−	−	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											1	1	1	−	−	4	5	4	−	+1
	併	10	9	10	−	△1	2	2	2	−	−	−	1	−	−	+1						1	1	1	−	−	4	4	4	−	−	19	19	19	−	−
東 北	全	9	8	9	−	△1	1	1	1	−	−	2	3	2	−	+1											3	3	3	−	−	15	14	15	−	△1
	本定	2	2	2	−	−	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											1	1	1	−	−	5	5	5	−	−
	併	11	10	11	−	△1	2	2	2	−	−	1	1	1	−	−											4	4	4	−	−	20	19	20	−	△1
北 稜	全	5	4	5	−	△1	1	1	1	−	−	3	3	3	−	−											2	2	2	−	−	9	8	9	−	△1
工 芸	全	10	9	9	+1	−	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−											3	3	3	−	−	16	15	15	+1	−
	本定	2	2	2	−	−	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											1	1	1	−	−	4	5	4	−	+1
	化技	2	2	2	−	−	1	−	−	+1	−	1	1	1	−	−											1	1	1	−	−	5	5	5	−	−
	通信	2	3	3	△1	−	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−																3	4	4	△1	−
	併	16	16	16	−	−	2	3	2	−	+1	1	1	1	−	−											5	5	5	−	−	28	29	28	−	+1
商 業	全	7	6	7	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	13	12	13	−	△1
総 科	全	8	7	8	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	14	13	14	−	△1
北総	全	7	6	7	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	13	12	13	−	△1
井	全	9	8	9	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	19	18	19	−	△1
商 西	全	5	4	5	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											2	2	2	−	−	9	8	9	−	△1
港 山	全	9	8	9	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−	4	4	4	−	−						3	3	3	−	−	15	14	15	−	△1
	本定	3	2	2	+1	−	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											2	1	1	+1	−	7	5	5	+2	−
	併	12	10	11	+1	△1	2	2	2	−	−	1	1	1	−	−											5	4	4	+1	−	22	19	20	+2	△1
東 陵	全	8	7	7	+1	−	1	1	1	−	−	3	3	3	−	−											3	3	3	−	−	14	13	13	+1	−
高 水	全	8	7	7	+1	−	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	14	13	13	+1	−
向 陽	全	7	6	7	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	13	12	13	−	△1
乙 訓	全	8	7	8	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	14	13	14	−	△1
城 南	全	8	7	8	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	14	13	14	−	△1
東宇治	全	8	7	7	+1	−	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	14	13	13	+1	−
西宇治	全	8	7	7	+1	−	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	14	13	13	+1	−
城 陽	全	8	7	8	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	14	13	14	−	△1
八 幡	全	7	6	7	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	13	12	13	−	△1
久御山	全	5	4	5	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											2	2	2	−	−	9	8	9	−	△1
田 辺	全	8	7	7	+1	−	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−											3	3	3	−	−	(2) 21	(2) 21	(3) 20	+1	+1
木 津	全	9	8	9	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−	7	8	7 (2)	−	+1						3	3	3	−	−	19	18	19	−	△1
	和束	1	1	1	−	−											4	4	4	−	−						1	1	1	−	−	3	3	3	−	−
	併	10	9	10	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−	1	1	1	−	−						4	4	4	−	−	22	21	22	−	△1
北桑田	全	6	5	6	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−	5	5	5	−	−						3	4	4	△1	−	16	16	17	△1	△1
	美山	1	1	1	−	−											1	1	1	−	−						1	1	1	−	−	3	3	3	−	−
	併	7	6	7	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−	6	6	6	−	−						4	5	5	△1	−	19	19	20	△1	△1

	135～404	3～7	小学科×1＋2
	405～	8～	小学科×2
	（農業，漁村林の面積が10万㎡以上の全日制×1）		
①	180～495	4～11	
	496～	12～	
	（ただし，田辺高校の定数1を当分の間用務員定数に振り替える。）		
㊙	540～	12～	小学科×1.5
	生徒の実数が定員の1/4未満の課程×△1		

	3～7	小学科×1＋2
	8～	小学科×2
	ただし，1.漁村林の面積が10万㎡以上の全日制×1 2.亀岡高校の農場については，当分の間定数1を配当する。	
①	4～11	小学科×2
	11	小学科×2＋1
	（ただし以下削除）	
㊙	12～	小学科×1.5
	生徒の実数が定員の1/4未満の課程×△1	

(4) 技術職員

ア．水産高校の実習船　11人　　ア．
イ．鴨沂高校の自動車運転手　1人　　イ．　｝現行どおり

(5) 用務員

生徒の定員	学級換算	定数
180～495	4～11	1
496～1,035	12～23	2
1,036～	24～	3

1. 全日制に併置する定時制×△1
ただし，「3」未満の場合は除く。
2. 生徒の定員が160人以下の課程のうち，実数が定員の1/3未満×△1
3. 生徒の定員が200人以上の課程のうち，実数が200人未満×△1
4. 亀岡高校の農場については，当分の間用務員定数1を配当する。
5. 北桑田高校の寮については，当分の間用務員定数1を配当する。
6. 1.記載定により用務員が0となる課程については当分の間課程×1
（7. 田辺高校の実習助手の定数1を当分の間用務員定数に振り替える。）

学級	定数
1～11	1
12～23	2
24～	3

1.
2.　｝削除
3.

4 (1) 現行どおり。
5 (2) 寮を置く学校については，当分の間，次の用務員（炊夫）定数を配当する。

寮生の数	定数
40人未満	1
40人以上	2

6 削除
(3) 当分の間，畜産科を置く農場（須知高校）には定数2を，単学科を置く農場（大江・久美浜高校）及び園芸高校舞鶴分校には定数1を配当する。
(4) 全日制に併置する12学級以上の定時制の課程×△1
(7. 削除)

手直し案　*(57.1.29交渉の場で発表される)*

1. 配置基準について
1）「8学級以上の夜間定時制を併置している全日制には1名加配する」を16学級以上の併置校には2名の加配をする。（山校）
2）「全日制の分校で12学級以上ある分校は1名減を暫定的に除外する。（綾部東分校）
3）4学級以上の分校定時制には，暫定的に1名配置する。（宮津伊根分校）
＊ 暫定的とは，57～59年の3ヶ年間
2. 調整された学校には，調整されたその年の1学期に限り，非常勤職員（週24時間）を配置する。
3. 進路職員室のアルバイト職員を，全校1律に57年より9ヶ月（週24時間）配置する。

(参考)

3ヵ年計画実施処理案について

この処理計画は学校の実情等をふまえ弾力的に運用するものとし，次の3ヵ年間で処理していくものとする。

・調整校
57年度　洛東，桂，城陽，園部，綾部東，石原，加悦谷，の7校
58年度　洛北，北嵯峨，向陽，木津，北桑田，福知山，西舞鶴，久美浜の8校
59年度　嵯峨野，桃山，乙訓，城南，亀岡，綾部，石原，宮津，網野の9校
㊟当該年度の調整校に変動を生じた場合は原則としてブロックごとに確定していくものとする。ただし，計画年次の繰り上げを妨げるものではない。

・増員校
57年度　田辺
58年度　朱雀
59年度　東舞鶴
㊟　上記以外の増員要素については，調整校との関連において処理していくものとする。

・内部調整校
鴨沂，峰山
㊟計画期間内で処理していくものとする。

(別紙②)

職員室等非常勤職員措置計画案

(1) 57年度
① 年間10ヵ月分（週24時間勤務とする…以下同じ）
㋐ 57年度調整校（ただし綾部・石原を除く）（5校）
㋑ 山城，鴨沂，朱雀，東稜，洛水，東宇治，西宇治，田辺，須知，東舞鶴，大江，水戸，峰山（13校）
㋒ 亀西，八幡，久御山（3校）
② 年間5ヵ月分
㋐ 58年度調整校（8校）
㋑ 59年度調整校（9校）
㋒ 北稜，南丹（2校）
(2) 58年度
① 年間8ヵ月
㋐ 前年度①の該当校（11校）
㋑ 58年度調整校（8校）
㋒ 北稜，南丹（2校）
② 年間3ヵ月分
㋐ 59年度調整校（9校）
(3) 59年度
① 年間6ヵ月分
㋐ 59年度調整校（9校）

○ 上記のとおり相違

わが子に
明るい笑顔と
未来を・・・

あなたの子どもの幸せは どちらに?

ハッキリとちがう2つの道

新しい民主府政の会

みんなの願いを集めて
新しい民主府政で
実現させましょう

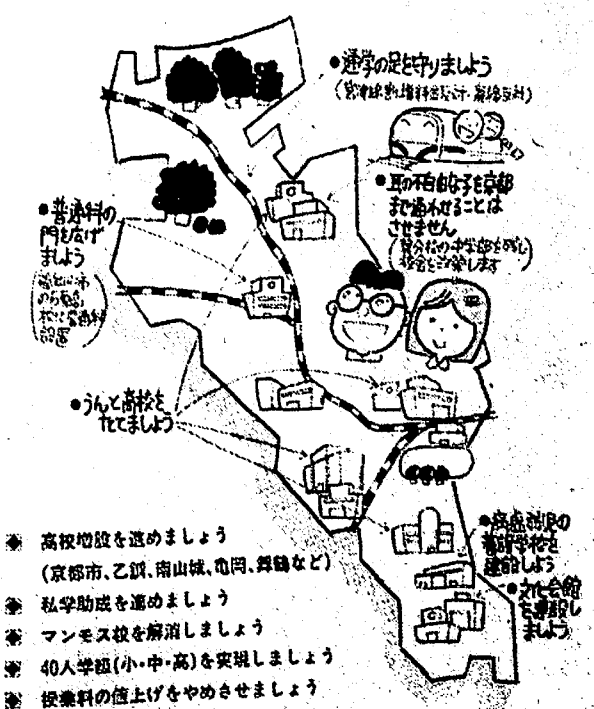

- 高校増設を進めましょう
  (京都市、乙訓、南山城、亀岡、舞鶴など)
- 私学助成を進めましょう
- マンモス校を解消しましょう
- 40人学級(小・中・高)を実現しましょう
- 授業料の値上げをやめさせましょう
- 遠距離通学費補助を増額させましょう
- 教育委員の準公選制を実現しましょう
- 高校三原則(小学区制・男女共学制・総合制)を
  充実させましょう

子育て・高校教育についてのご相談はお気軽にどうぞ

京都府立高校組　☎075-791-1645

学校	課	事務職員					学校図書館司書					実習助手（理科）					実習助手（農水工）					技術職員					用務員					計				
		基準		現員	差		基準		現員	差		基準		現員	差		基準		現員	差		基準		現員	差		基準		現員	差		基準		現員	差	
		現在	改正				現	改				現	改				現	改				現	改				現	改				現	改			
	授	A	B	C	A−C	B−C	A	B	C	A−C	B−C	A	B	C	A−C	B−C	A	B	C	A−C	B−C	A	B	C	A−C	B−C	A	B	C	A−C	B−C	A	B	C	A−C	B−C
亀岡	全	8	7	8	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−	4	5	5	△1	−						4	4	4	−	−	19	19	20	△1	△1
南丹	全	5	4	5	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−											2	2	2	−	−	9	8	9	−	△1
園部	全	6	6	7	△1	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−											3	3	3	−	−	11	11	12	△1	△1
	船掛	1	1	1	−	−											1	1	1	−	−						1	2	2	△1	−	3	4	4	△1	−
	併	7	7	8	△1	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−						4	5	5	△1	−	14	15	16	△2	△1
須知	全	7	6	7	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−	5	5	4	+1	+1						2	4	4	△2	−	16	17	17	△1	−
綾部	全	8	7	8	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	14	13	14	△−	△1
	東分	3	3	4	△1	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−	6	6	6	−	−						2	2	2	−	−	13	13	14	△1	△1
	分定																										1	1	1	−	−	1	1	1	−	−
	併	11	10	12	△1	△2	2	2	2	−	−	3	3	3	−	−	6	6	6	−	−						6	6	6	−	−	28	27	29	△1	△2
福知山	全	9	8	10	△1	△2	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	15	14	16	△1	△2
	中心																										1	1	1	−	−	1	1	1	−	−
	三和	1	1	−	+1	+1											1	1	1	−	−						1	1	1	−	−	3	3	2	+1	+1
	夜久野																										1	1	1	−	−	1	1	1	−	−
	併	10	9	10	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−	1	1	1	−	−						6	6	6	−	−	20	19	20	−	△1
石原	全	7	6	7	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−	9	9	9	−	−						2	2	3	△1	△1	20	19	21	△1	△2
東舞鶴	全	7	6	7	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	13	12	13	−	△1
	浮島	1	2	1	−	+1	−	1	−	−	+1	1	1	1	−	−											1	1	1	−	−	3	5	3	−	+2
	併	8	8	8	−	−	1	2	1	−	+1	3	3	3	−	−											4	4	4	−	−	16	17	16	−	+1
西舞鶴	全	8	7	8	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−											3	3	3	−	−	14	13	14	−	△1
	本定											−	−	1	△1	△1											1	1	−	+1	+1	1	1	1	−	−
	通	2	2	2	−	−						1	1	1	−	−																3	3	3	−	−
	併	10	9	10	−	△1	1	1	1	−	−	3	3	4	△1	△1											4	4	3	+1	+1	18	17	18	−	△1
大江	全	6	5	6	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−	3	3	3	−	−						2	3	2	−	+1	13	13	13	−	−
宮津	全	9	8	8	+1	−	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−	4	4	4	−	−						3	4	4	△1	−	19	19	19	−	−
	本定																										1	1	1	−	−	1	1	1	−	−
	伊根	−	−	1	△1	△1																					1	1	1	−	−	1	1	2	△1	△1
	併	9	8	9	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−	4	4	4	−	−						5	6	6	△1	−	21	21	22	△1	△1
水産	全	6	5	5	+1	−	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−	6	6	6	−	−	11	11	11	−	−	2	3	3	△1	−	27	27	27	−	−
加悦谷	全	5	4	6	△1	△2	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−											2	2	2	−	−	9	8	10	△1	△2
	本定	1	1	−	+1	+1																					1	1	1	−	−	2	2	1	+1	+1
	併	6	5	6	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−											3	3	3	−	−	11	10	11	−	△1
峰山	全	8	7	8	−	△1	1	1	1	−	−	2	2	2	−	−	6	6	7	△1	△1						3	3	3	−	−	20	19	21	△1	△2
	本定																										1	1	−	+1	+1	1	1	−	+1	+1
	弥栄	2	2	2	−	−	1	1	−	+1	+1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−						1	1	1	−	−	6	6	5	+1	+1
	併	10	9	10	−	△1	2	2	1	+1	+1	3	3	3	−	−	7	7	8	△1	△1						5	5	4	+1	+1	27	26	26	+1	−
網野	全	6	5	6	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−											2	2	2	−	−	10	9	10	−	△1
	本定																										1	1	1	−	−	1	1	1	−	−
	間人	1	1	1	−	−																					1	1	1	−	−	2	2	2	−	−
	併	7	6	7	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−											4	4	4	−	−	13	12	13	−	△1
久美浜	全	6	5	6	−	△1	1	1	1	−	−	1	1	1	−	−	3	3	3	−	−						2	3	3	△1	−	13	13	14	△1	△1
計	全	298	259	293	+5	△34	41	41	41	−	−	68	68	68	−	−	64	66	65	△1	+1	12	12	12	−	−	112	119	119	△7	−	595	565	598	△3	△33
	定	23	22	20	+3	+2	6	8	5	+1	+3	7	8	8	△1	−	5	5	5	−	−	0	0	0	−	−	23	23	21	+2	+2	64	66	59	+5	+7
	通	4	5	5	△1	−	0	0	0	−	−	2	2	2	−	−	0	0	0	−	−	0	0	0	−	−	0	0	0	−	−	6	7	7	△1	−
合計		325	286	318	+7	△32	47	49	46	+1	+3	77	78	78	△1	−	69	71	70	△1	+1	12	12	12	−	−	135	142	140	△5	+2	665	630	664	+1	△26

どこから見ても大健闘―大学進学でもがんばる公立高校生

公立高校の大学合格状況(56年度)

1. 何%の公立高校から国公立大学に合格者を出したか

(3名以上の合格校)

(30名以上の合格校)

2. 公立高校生1万人あたり何名が合格したか

(国公立大学の場合)

(国立でよく知られた私立大学の場合)

(東大・京大の場合)

※公立高校は11校
私立の公立は校数で
5校以上の校名をあげている

(東大・京大・大阪医科大学の現役合格数から)
(資料出所「大学案内」,センター各社)

現役合格率
55年度学校基本調査による
(国公立大学)

小学区制だから育つ友情

許せぬ差別

決して恥辱の修学旅行

高校農業クラブ連盟全国大会

校名	部門	研究	学校名
福岡県立	畜産	養豚	久留米
福岡県立	畜産	酪農	八女農
福岡県立	園芸	野菜	糸島農
福岡県立	園芸	花き	福岡農
福岡県立	農業経営	農業経営	筑紫丘
福岡県立	農業経営	農業経営	筑紫丘

参観者が感じてびっくりした全国の高校生の自主的な態度

小学区制は子どもたちの願い

小学区制が崩された他県の高校生は……

反目とアキラメにどんどん引きずり込まれて

こんな悲しい答辞が……

滋賀県のA高校の例

「A高校入学の日のことです。私は母と○○駅に出ました。そこには新たな気持で満ちあふれた新入生でいっぱいでした。ちょうど周りは、B高校やC高校の生徒がいました。その人たちは誇らしげに帽子をかぶり、胸のボタンを輝かせながら自分の高校をアピールしているかのように私の目には映ったのです。

その中にポツリ、一人A高校の帽子をかぶり、立っていたのが私でした。私はB校を落ちたせいか、ぶっている帽子をわきの下にはさみ、A高校の生徒である自分がなさけなくなり、かとき今になってもわれません。いや、生涯忘れられないできごとだったのです。それほど、私はA高校というものにひとつの強いコンプレックスを感じていたのでした。

……一九七八年三月」

（なくそう！入試地獄・より良い教育を守る滋賀県民会議編）

身も心も傷つく大学区制

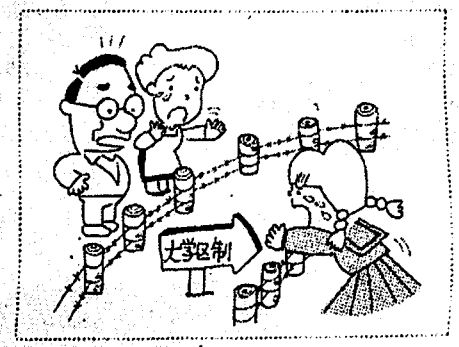

ひとりぼっちの下宿生活で自殺……

三重県の例

伊勢市の学法山田高校の女生徒が鉄道自殺……。ひとりぼっちの下宿生活でした。大学区制の中で、この高校には三〇〇名近くが下宿生活。まわりのみんなが〝敵〟に見え、親子のつながりも断たれた大学区制のもとでの生活が生みだした悲劇でした。

点数で子どもの心をキリキザム……

名古屋市の例

入試合計点	普通高校	職業高校
230点以上	A	
220～230	B	
200～220	C	
190～200	D, E, F	
170～190	G, H	I
160～170	J, K, L	M, N
⋮		
130～140		O, P, Q
⋮		
100～110		R
⋮		

(81.11.11 中日新聞)

子どもの幸せはどっちの道で……

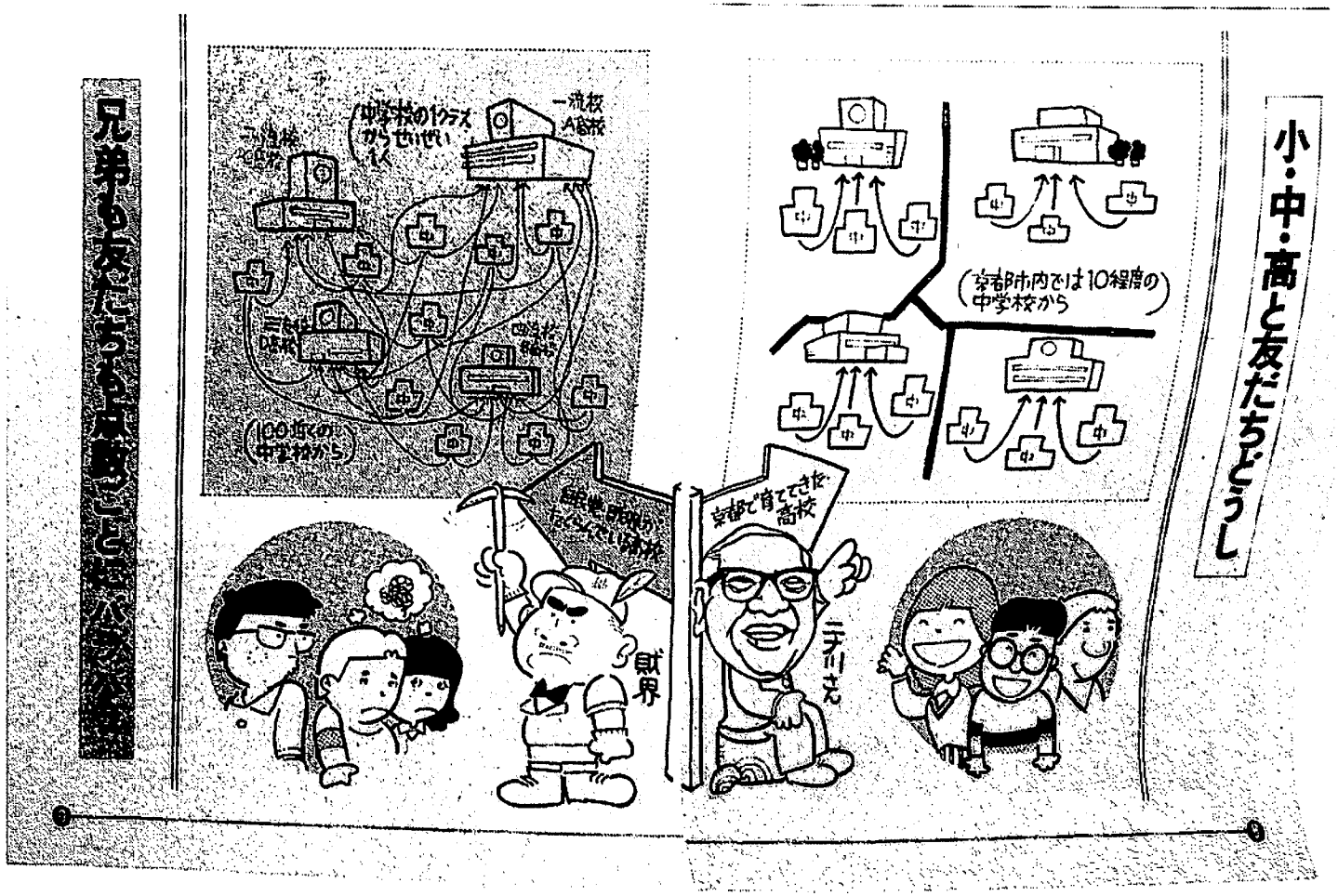

あなたはどっち…どっち？

今、自分の
意見
仲間関係
の悩み
相談相手
の悩み
今、自分の意見
仲間関係の悩み
相談相手の悩み
いじめ
凶悪犯罪の低年齢化

小学図書館の今の口中

小学図書館における昔の口中（第十巻）

口腔トラブル

低年齢児に増加傾向

今や図書と言えば
手洗と歯磨指導……

いえない
歯磨き…

木井図書館の指導をくぐり抜ける

昔は歯のケンカ…
いまは口のケンカ…

口腔衛生の普及啓発などの
ニホンザルから口を守る

【本館案内図】　あなたの手元にあるのは……どちらの案内図ですか？

なぜ埼玉県だけが学校を建てるのか

埼玉の小学生が急増

―東京都の約3倍に及ぶ大増加―

埼玉県の小学生数は、昭和57年度の38万人から、平成7年度には60万人へと、15年間で22万人も増加する見込みです。

これは、東京都の増加数7万人の約3倍にあたります。

埼玉の小学生数は東京都の3倍に及ぶ大増加

	昭和57年度	平成7年度	増加数
埼玉	38万人	60万人	22万人
東京	39万人	46万人	7万人

マンモス校・すし詰め学級はどうなる

埼玉の小学生を1,000校増やさなければならない理由

四苦八苦の埼玉

―東京都の約3倍に及ぶ大増加―

埼玉県の小学生数は、昭和57年度の38万人から、平成7年度には60万人へと、15年間で22万人も増加する見込みです。

これは、東京都の増加数7万人の約3倍にあたります。

埼玉の小学生数は東京都の3倍に及ぶ大増加

	昭和57年度	平成7年度	増加数
埼玉	38万人	60万人	22万人
東京	39万人	46万人	7万人

埼玉の埼玉とは大違い 高校増設計画の比較

	昭和57年	平成7年	増加
埼玉	25校	32校	7校
千葉	27校	34校	7校
神奈川	29校	37校	8校
東京	36校	42校	6校

埼玉県下の1,000名をこえる大規模校

小学校	71校
中学校	29校
高校	36校

埼玉県の小学生を1,000校増やさなければならない理由

―まだいる埼玉のための教育―

四苦八苦の埼玉

―東京都の約3倍に及ぶ大増加―

こんなに重くなる子供の負担

たんたん体へる教育費の割合

子どもたちを義務教育諸学校に「国語教科書」は無償

こんなに重くなる子供の負担

たんたん体へる教育費の割合

子どもたちを義務教育諸学校に「国語教科書」は無償

大学図書館における利用者の学習活動

大学図書館の少人数学習室

大
大
大

あなたの子どもの幸せは
どちらの道で……

その2・北桑田版

あなたの子どもの幸せは どちらの道で……

北桑田地方の将来をめぐるハッキリとちがう二つの道

京都府教育委員会は、突然教育の基本を変え、小学区制をはじめとした高校三原則については全て削除しました。小学区制がなくなれば北桑田地方はどうなるのでしょう。他府県の場合、大都市の周辺校が重大な影響をうけています。子供の幸せと地域の将来のために今、私達一人ひとりの声と運動が求められています。

小学区制の今の北桑

- 兄弟も友だちもみんな北桑田高校。
- ガンバレば希望の進路が開けます。国公立大学にも毎年合格しています。(57年度4名合格)
- 地域の実情に応えた教育ができています。
- 地域ぐるみで中卒あそびや喫煙をなくしていくとりくみができます。

大学区制にかえた場合の北桑（予想）

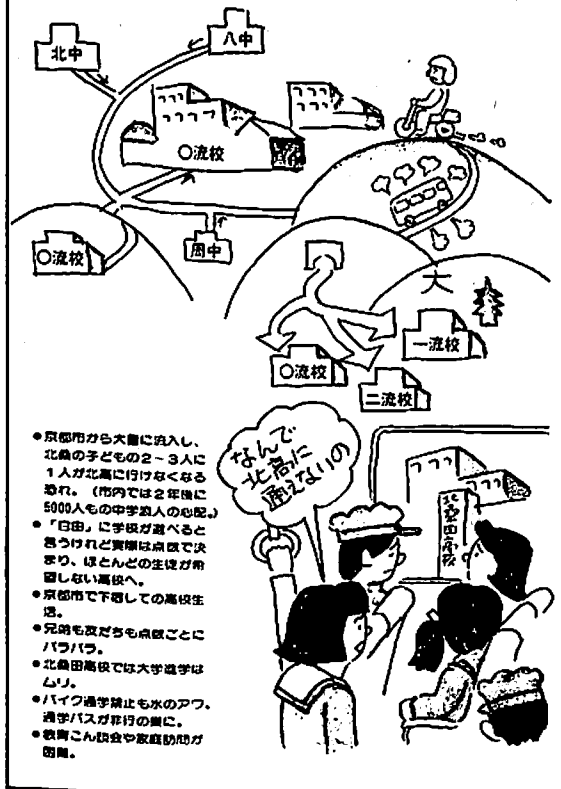

- 京都市から大量に流入し、北桑の子どもの2～3人に1人が北高に行けなくなる恐れ。（市内では2年後に5000人もの中学浪人の心配。）
- 「自由」に学校が選べるとうたわれど実際は点数で決まり、ほとんどの生徒が希望しない高校へ。
- 京都市で下宿しての高校生活。
- 兄弟も友だちも点数ごとにバラバラ。
- 北桑田高校では大学進学はムリ。
- バイク通学禁止も水のアワ。通学バスが非行の温床に。
- 教育ごん談会や家庭訪問が困難。

小学区制が崩された他県の高校生は……

ひとりぼっちの下宿生活で自殺……

三重県の例

伊勢市の宇治山田高校の女生徒が鉄道自殺……。

ひとりぼっちの下宿生活でした。大学区制の中でこの高校には三〇〇名近くが下宿生活。まわりのみんなが"敵"に見え、親子のつながりも断たれた大学区制のもとでの生活が生み出した悲劇でした。

（81.11.11中日新聞）

府立高教組北桑田高校分会

北桑田教職員組合

自民党府政が続けば 私のどこの子どもが高校にも行けない!?

今の中学1年生5,000人も中学浪人

◆子供と教育をギセイにする「臨調答申」に賛成する自民党府政

非行や学校ぎらいをなんとしてもなくしたいという親と先生の切実な声をどうして理解してくれないのでしょうか。

「第二臨調答申は、短期間でうまくまとめられています。『四〇人学級の凍結もやむをえないでしょう』」

(81・7 朝日新聞の全国知事へのアンケートへの京都の自民党府政の回答)

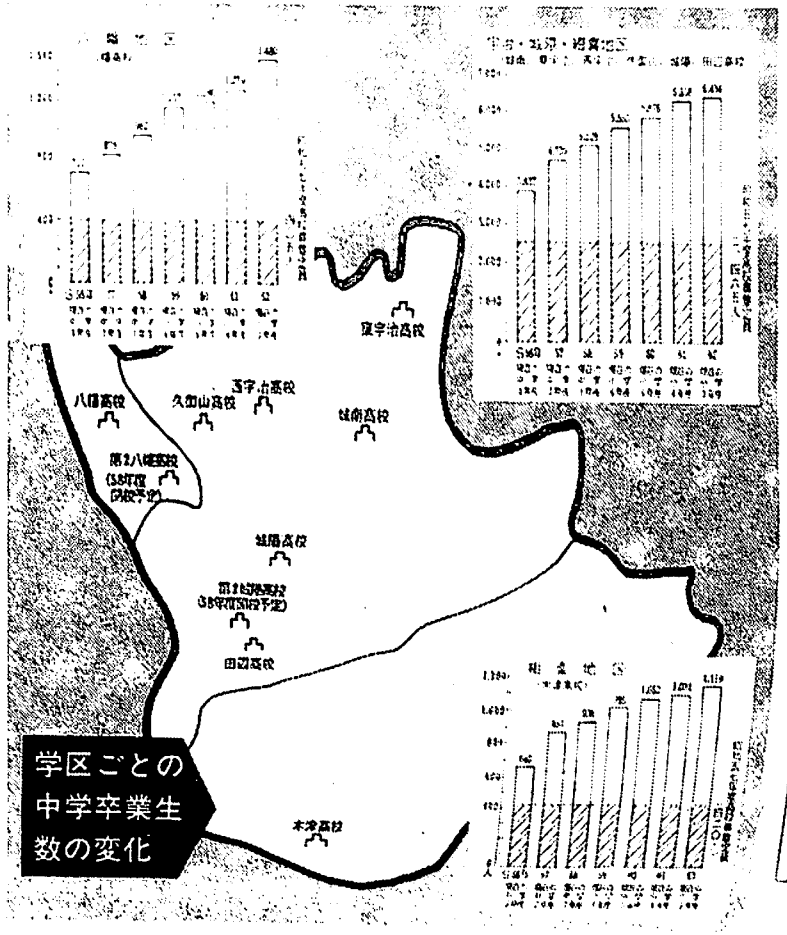

◆京都の中でも、この地域が特に大変…

自民党府政になって、高校の門がどんどん狭くなっています。全国でもトップクラスだった京都の義務進学率がこの4年間で全国39位まで転落。その中でもこの地域が一番深刻になっています。次の図をごらんください。

昭和63年度までに南山城地域に3校(宇治・城陽に各1校、八幡に2校)の高校増設が必要ですが2校の計画しかありません。

「新しい民主府政の会」加盟団体・京都府立高教組南山城ブロック

まっすぐのばそう 子どもの幸せ

宇治田原

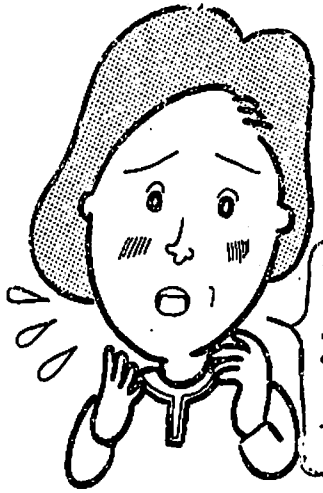

- いくつもの市町村をこえて、クタクタの通学。通学費の親の負担は急増します。
- 兄弟も友だちも点数ごとにバラバラ。
- 学校は"自由"に選べると言いますが、実際は点数により行く学校が決まり、ほとんどの生徒が希望もしない高校へ。
- 親と先生の知の教育懇談会や先生の家庭訪問も遠くて困難です。

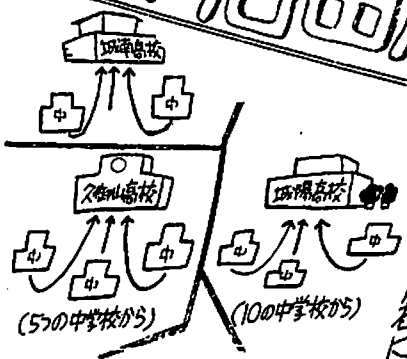

宇治田原町の子供達は、中学校を卒業してほとんどが府立城陽高校に進学しています。地元維吉館中学校現在、城陽高校へは、10の中学校から進学して来ています。

各公立高校は、各々地域の中学校から生徒が集まり、学区に、クラブ活動に、生徒会活動にとどの高校でも格差なく同じように活動しています。地元の子供達が地元の高校に、わけへだてなく通学して学んでいます。

これが今よく言われる『小学区制』という制度です。

この小学区制を 崩そうとしています。

今の府政は、この小学区制を止め、非行の増大等多くの問題点を持つ大学区制にしようとしています。

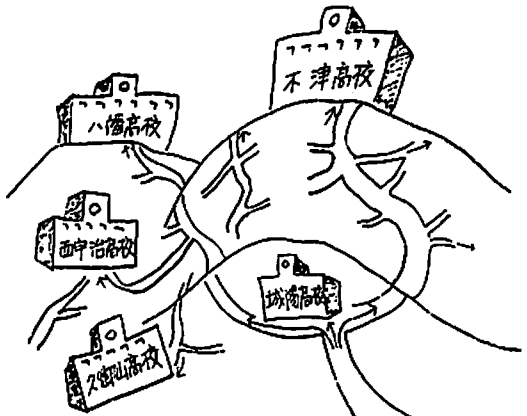

- 八幡高校・久御山高校へ大学区制によって通わざるを得ない所に通えますか。
- 宇治田原町こそ「小学区制」を守らねばなりません。

小学区制だからこそ広がる連帯と協力の輪

京都でおこすな！この悲劇

他府県も小学区制へ

すべての子をかしこく、たくましく

●到達度評価をひろめた京都

ガンバル京都の高校生

●大学進学でも大いに奮闘

●現在の進学率は全国8位

まっすぐのばそう京都の子どもを

こんなこどもに

●しっかりした学力

●健康な心と体

●生命と人権を大切にする

●働くことを大切に

●やさしさと思いやり

●社会の規範やルールを守る

●平和と民主主義を大切にする

全国が驚いた教育懇談会

親と先生が84会場に5000人

全国の教育関係者がアッと驚いたのが、京都市内で昨年10月31日に一斉に開催された「子育てと京都の教育を語るつどい」　保・幼・小・中・高・大・私学合同の84会場の教育懇談会に、なんと5000人の親と教師が集まりました。

「大学区制のもとでは、とても京都のようなことはできない」と、他府県からうらやましがられています。

親と子の教育センターオープン!!

府教委のおしつけ「生徒手当」を集めて

●親と子の教育センターでは

★フィルム・スライド・映写機などの無料貸出しをします。
★教育相談／
★受付
お気軽にお電話ください。075-771-1150

私のどこの子どもが高校にも行けない？

今のままでは

今の中学1年生5,000人も中学浪人

府民の願いにこたえる教育を

学級定員40名、プレハブ校舎解消、高校増設、教員定数増、そして高校三原則（小学区制・男女共学・総合制）の堅持を……

京都の中でも、この地域が特に大変……

府政になって・高校の門・がどんどん狭くなっています。全国でトップクラスだった京都の高校進学率がこの4年間で全国39位まで転落。その中でもこの地域が一番深刻になっています。次の図をごらんください。

昭和63年度までに南山城地域に9校（宇治・城陽に6校、八幡に2校、木津に1校）の高校増設が必要ですが2校の計画しかありません。

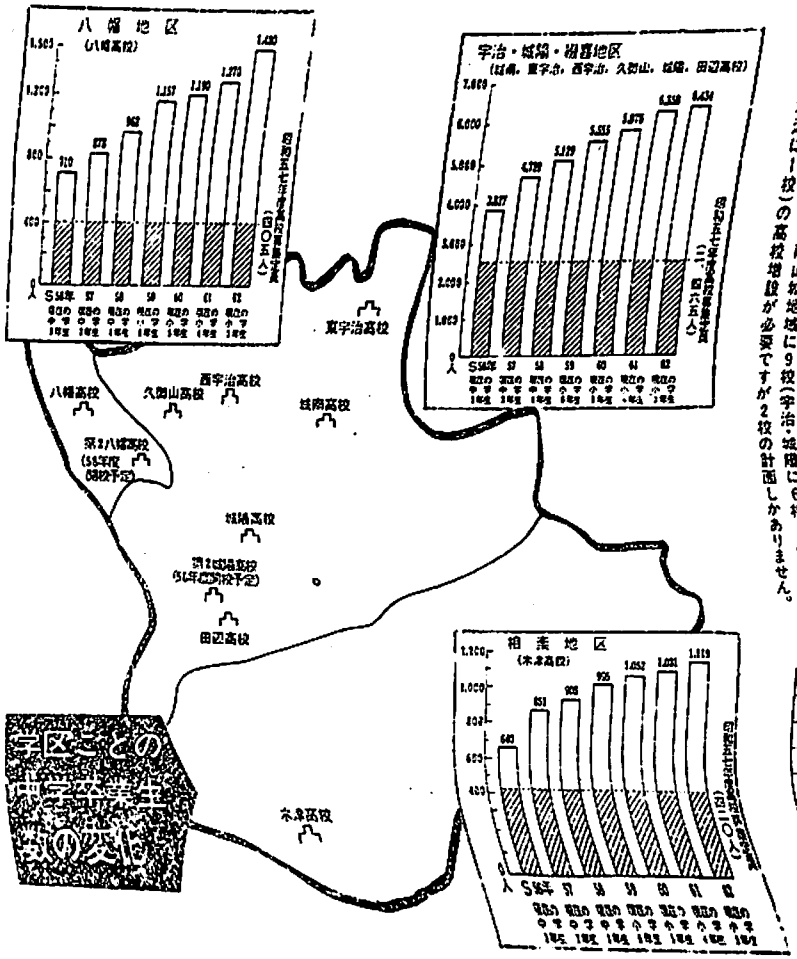

〈革新の埼玉とは大違い〉
高校増設計画の比較

	京都	埼玉
昭和57	9	7
58	2(八幡)	7
59	2(宇治)	6
60	?	8
61	?	4
計	4校	32校

人口(昭和56年2月1日)
京都府 2,527,246
埼玉県 5,425,480

府立高教組　城陽高校分会
京教組　維孝館中学校分会

【付属資料(5)】府民本位のあたらしい民主府政をつくる船井の会の見解を発表しました。

日本三大農業教育発祥の地 伝統ある須高農業教育の灯が消されようとしています！

北大・東大・須高

丹波町民のみなさん

- 去る三月二十七日、自民党府政は「船南地域に農業科単独高校をつくる！」と発表しました。
- 同じ口丹地域の中に新たに多額の予算をつぎこみ、農業に関連する三学科を持つ船南農業高校が新設されるとなると、須知高校の農業科はいらなくなるので、「須知高校は農業を中心とした一歩下の農業教育をせよ」と言っていま す！
- このことは地元丹波町で百年の歴史と伝統に輝く須知高校の農業教育の灯を消し、府下の他校に類のない広大な須知地域の農業教育を破壊するという重大な問題です。

自民党府政でたいへんです

- 悲鳴をあげているのは農場だけではありません。小学三年生の学級定員制の高校三原則がなくなれば須知高校には人口急増地である京都市内や綾部、須知山市内などから行き場のなくなった生徒が集り、地域とつながりのない学校になってしまいます。地元の子供がそんなふうになってよいのでしょうか。

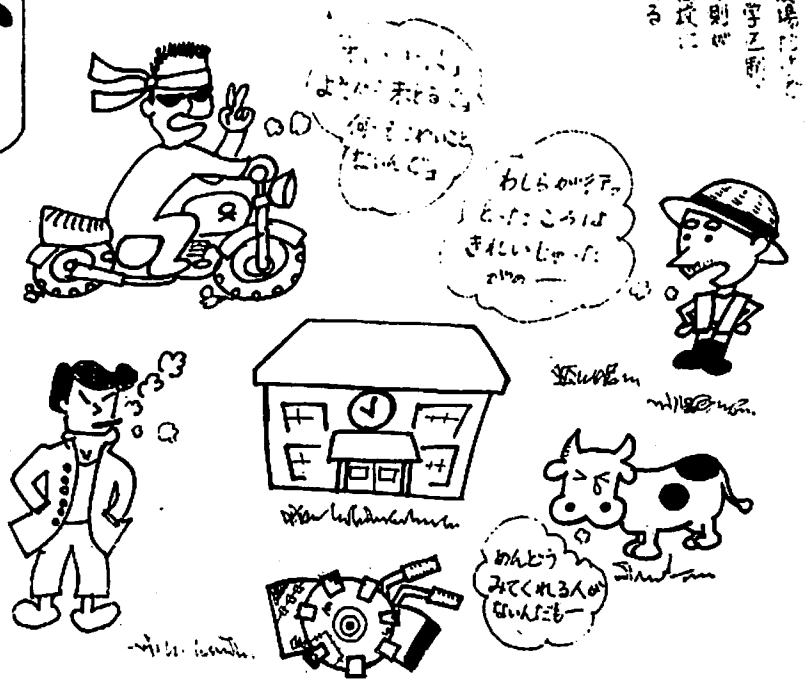

あたらしい民主府政

府民本位の新しい民主府政をつくる会機関紙

号外 1982年4月6日(火)

発行者●鈴木 元
発行所●新しい民主府政の会
京都市中京区御座通り御池角
☎075−256−2751

（丹波町版）

（ウラへつづく）

小学区制だからこそ広がる連帯と協力の輪

原則が崩されたら丹後の高校は……

ガンバル京都の高校生

「しらけ世代」といわれる高校生ですが、朝がシャンと熱くなる……。

毎年行われる附属学校と公立や私学の高校生の合唱コンクールには、一千名近くが参加し、感動的な交流をしています。

公立と私学がつないですすめる教育、差別と選別を許さない平和の教育に育ってきました。

丹後でおこすな！この悲劇

伊勢市の宇治山田高校の女生徒が、鉄道自殺……。

ひとりぼっちの下宿生活でした。

大学区制の中で、この高校には三〇〇名近くが下宿。まわりのみんなが"敵"に見え、親子のつながりも断たれた大学区制のもとでの生活が生み出した悲劇でした。

北の生徒が南に
南の生徒が北に
優越感と劣等感の
交錯する宮津線の
列車内。その光景を想像してみてください。

他府県も小学区制へ

●新しい民主府政の実現で京都の民主教育を発展させましょう

京都府高等学校教職員組合　久美浜高校分会

【本誌独自取材】

埼玉vs千葉vs神奈川
150字で分かる3県格差

埼玉県民は向学心が高い！？
千葉県民はお受験に狂奔
神奈川県民は見栄っ張り

★★★★★

埼玉県民の向学心、千葉県民のお受験狂奔、神奈川県民の見栄っ張り……。県民性を表すこれらのキーワードは、教育の現場でも顕著に表れている。

埼玉……「埼玉県民は教育熱心」とよくいわれるが……

千葉……「お受験」の千葉、中学受験率は……

神奈川……「見栄っ張り」の神奈川、中学受験率は……

＜本誌取材班の結論＞

埼玉県民は、向学心が高いというよりも、教育熱心な親が多いというべきでしょう。

千葉県民は、「お受験」の千葉というイメージとは裏腹に、中学受験率は全国平均を下回っています。

神奈川県民は、見栄っ張りというよりも、教育熱心な親が多いというべきでしょう。

埼玉の教育熱 大学合格実績

○どんどん伸びる東大合格者数

○どんどん下がる高校進学率

○どんどん増える父母負担

千葉の十八番 私立（直接請求）に活かす仕打ち

○東京ドーム32個分の大きさ

県庁所在地	面積	人口	人口密度
千葉	272	61万	2,243
横浜	435	369万	8,483
さいたま	217	122万	5,624

神奈川の誇り 200kmもはなれた学校へ

自民党府政では

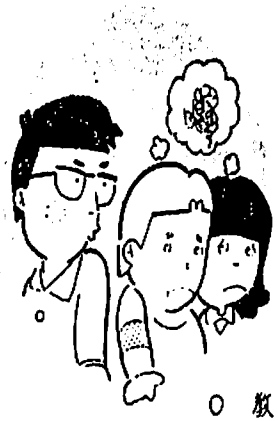

○ 教育予算は国の法律からみても、総合農業高校に集中し、1学科しかない須知高校にはわずかしかこない。

○ 須知高校の農業教育が1学科になれば、教職員の数はへらされ、農場の維持、管理が不可能になり、学校の教育力がおちる。

○ 畜産科だけになれば、農業科で学びたい地元の生徒が須知高校へこれなくなる。

○ 単独制、大学区制では、地域に根ざした農業教育はできなく、また学校と地域、父母との密接な連けいが不可能になります。

○ 全寮制で生徒指導が困難になります。

総合制・小学区制がくずされ 農業教育は衰退

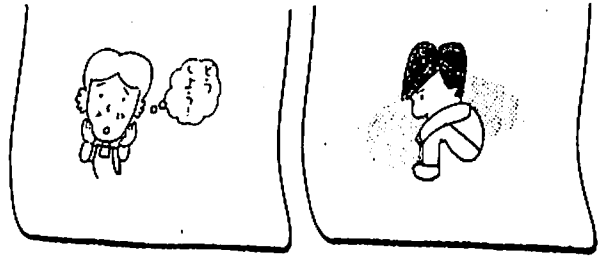

民主府政では

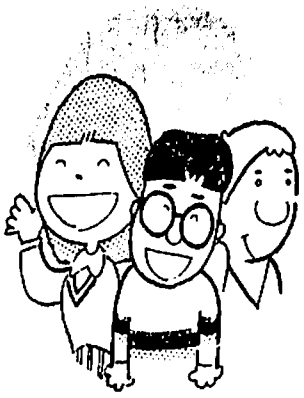

○ 須知高校は歴史と伝統をもつ「日本三大農業教育発祥の地」で、日本の農業教育に最適の土地です。

○ 総合制、小学区制ならではのこの地に根ざした農業教育で、生徒たちも進路がちがっても大きな成果をあげています。

○ 民主府政では農場の整備や校舎の改築をします。

○ 農業機械実習室の新設、農業実習助手の欠員補充や拡充などにつとめ、農業教育の発展をはかります。

○ 地域に根ざした農業教育を育て、後継者育成をはかるようにします。

高校農業クラブ連盟
全国大会

学校	品目	受賞者
高等学校	優秀賞	和知
〃	〃	久美浜
〃	最優秀賞	久美浜
〃	優秀賞	技術

総合制・小学区制をまもり 農業教育も充実

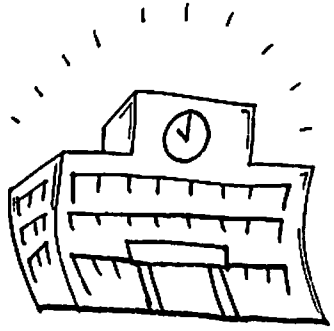

府教委は、この通知の実施について、次の見解と政策を発表しました。

【参考資料】

林田事務・野田副事務官における昭和二十四年の参議院議員通常選挙について

昭和二十四年の参議院議員通常選挙は、昭和二十四年六月四日に公示され、同月三十日に投票が行われました。

林田悠紀夫　副事務官
野田卯一　副事務官

昭和二十四年六月三十日

参議院事務局庶務課長
井上　清

一　選挙事務の概要について

1　選挙事務の概要について

参議院議員通常選挙の事務は、都道府県選挙管理委員会が管理し、市町村選挙管理委員会がこれを執行する。

2　選挙事務の概要について

参議院議員通常選挙の事務は、都道府県選挙管理委員会が管理し、市町村選挙管理委員会がこれを執行する。

3　選挙事務の概要について

参議院議員通常選挙の事務は、都道府県選挙管理委員会が管理し、市町村選挙管理委員会がこれを執行する。

二　選挙事務の概要について

1　選挙事務の概要について

参議院議員通常選挙の事務は、都道府県選挙管理委員会が管理し、市町村選挙管理委員会がこれを執行する。

2　選挙事務の概要について

参議院議員通常選挙の事務は、都道府県選挙管理委員会が管理し、市町村選挙管理委員会がこれを執行する。

3　選挙事務の概要について

参議院議員通常選挙の事務は、都道府県選挙管理委員会が管理し、市町村選挙管理委員会がこれを執行する。

三　選挙事務の概要について

参議院議員通常選挙の事務は、都道府県選挙管理委員会が管理し、市町村選挙管理委員会がこれを執行する。

四　選挙事務の概要について

参議院議員通常選挙の事務は、都道府県選挙管理委員会が管理し、市町村選挙管理委員会がこれを執行する。

五　選挙事務の概要について

参議院議員通常選挙の事務は、都道府県選挙管理委員会が管理し、市町村選挙管理委員会がこれを執行する。

六　選挙事務の概要について

参議院議員通常選挙の事務は、都道府県選挙管理委員会が管理し、市町村選挙管理委員会がこれを執行する。

どの高校生も誇りをもって
自宅近くの高校に通えるように

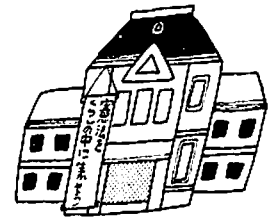

自民党府政の小学区制つぶしは許せない

ガンバル京都の高校生
――小学区制のもとでこそ――

○友だちといっしょに誇りを持って自宅近くの高校へ

高校に〝差〟のない京都では誇りと意欲をもって入学します。ガンバリしだいで希望の進路が開け高校生活にハリ合いがでてきます。

○京都の大学進学率は全国的にもトップクラス

図に示すように、京都の公立高校出身者の大学進学率は、全国的にもかなり高いところにあります。

○進路のちがう仲間の中で学び合い、育ち合う

学習の遅れた生徒が職業単独校に集中する他府県とは違い、進路のちがう仲間がともに学びあう京都の総合制は大きな成果をおさめています。(下表参照)

○「高校生春季討論集会」や障害児学校と高校との共同教育のとりくみは、高校生の大きな励みになっています。これらのとりくみは差別と選別を許さない「高校三原則」が大きな役割りをはたしています。

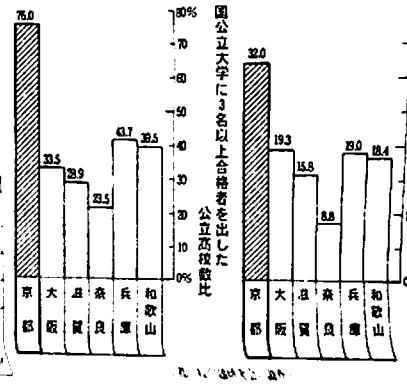

高校農業クラブ連盟全国大会 (S56)

競技	結果	学校名
畔塗競技会	優秀賞	久美浜
農業鑑定	〃	久美浜
家畜審査	最優秀賞	久美浜
	優秀賞	綾部

私たちは次の要求をかかげて、新しい民主府政の実現を目指します

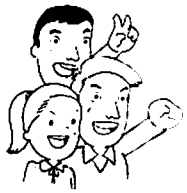

京都府立高等学校教職員組合青年部
京都府立高教組　分会青年部

地域と協力した防犯教室

子供凶悪化の背景　大人凶悪化の背景

どうします…？ 林田知事さん

三分間に一回の"ウソ"で副知事の品位をよごした野中さん

野中副知事は六月七日のKBS京都テレビの番組「京都の高校教育」に出演してわずか十五分の発言の中で三分に一回の割でウソを連発しました。ウソで教育を語っても心のいたみを感じない人が副知事であることは、京都の子どもの不幸、府民の恥です。

ウソ●その❶

「補習をしようとしたら組合活動家が妨害」という発言。

事実は…

出所不明のウソの典型。組合は何年も前から補習を大切にしています。補習をしていない高校があるなら、つてでも挙げてほしいもの。高校生や父母はみんな知っています。

ウソ●その❷

「ニナ川知事の五期目以後、京都の教育を批判した人が遠いところにとばされたり、校長や教頭をおろされた」という発言。

事実は…

これも具体例なしのウソ。「本人の意志を無視した人事は全くない」のがニナ川府政と府教委の自慢のタネでした。教育委員会の川本教育長も「そういう事実はなかったと思うが……」と、野中発言に大弱りです。

ウソ●その❸

「家庭科の副読本に、日本は最高の物価上昇率、と書いてある。昨年は先進国で一番目に低かった。偏向している」という発言。

事実は…

野中さんが示したのは七年前の石油ショックの時の国連統計のグラフ。本にはちゃんと年度も記されています。当時日本が最高だったことは誰でも知っていること。それを、昨年のこと、にスリカエてウソをつくようでは「府民の副知事」の品位がさがります。

ウソ●その❹

「家庭科の副読本に、国家の体制がかわらない限り、民主教育はできない、と書いてある」という発言。

事実は…

副読本のページをめくってさがすだけ損。どこにも書いてないのですから。

ウソ●その❺

「京都の公立高校の有名大学への進学は残酷な状況だ。東京・大阪・神奈川とつづいて京都は二十一位」という発言。

事実は…

何のことはない、ほぼ公立高校生数の多い順に並べただけ（京都は私学が多く他県に比べて公立高校生数は少ない）。比較するなら、公立高校生一万人あたり」というように示すべきです。

次のグラフのように京都の公立高校生は国立大学でも私立大学でも全国のトップクラスの合格率。「大学区制にしなければダメだ」というなら、大学区制の他府県の方が京都より低いわけをどう説明するのでしょうか。

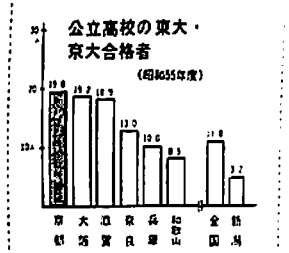

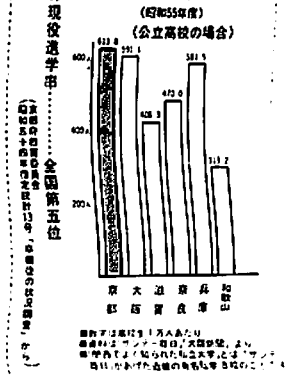

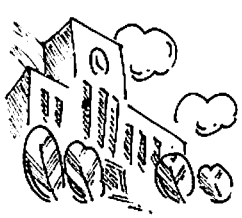

まじめに教育は一事実で語りましょう

まっすぐのばそう京都の子ども
高校三原則は府民の誇り

ほとんどの高校から国公立大学へ

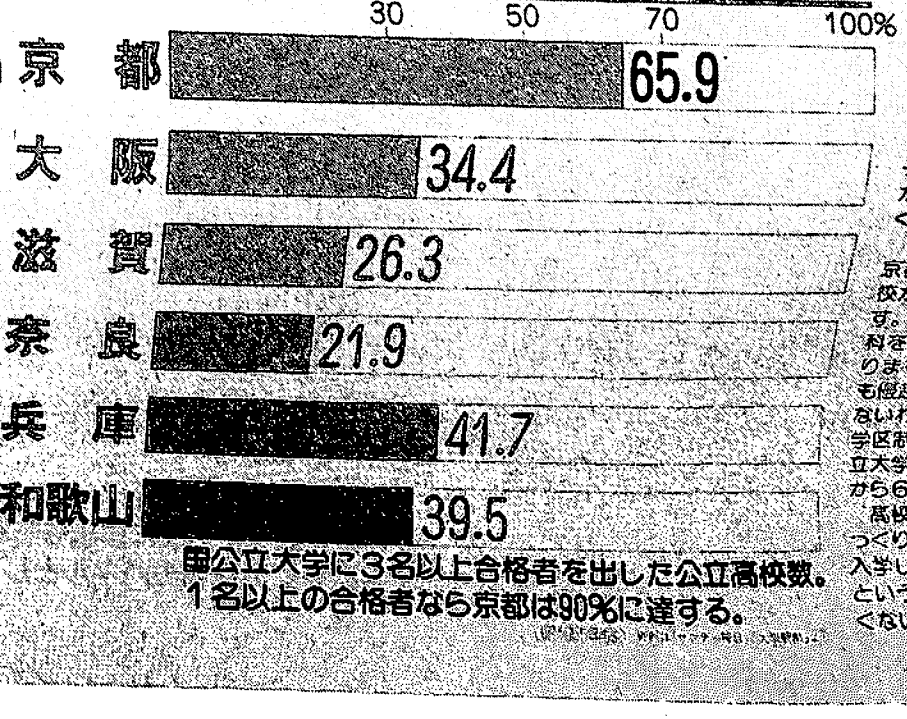

国公立大学に3名以上合格者を出した公立高校数。
1名以上の合格者なら京都は90%に達する。

小学区制のよい点は子どもの心のゆがみを防止できること。大学区制の所では一流校から何流校まで差がつけられて"できる子"も"できない子"もゆがんだ優越感や劣等感で心が傷つけられて、若者らしいぼっすぐな心を失いがちです。

国公立大学への進学を例にとると京都の公立高校では、65%以上の高校が3名以下の合格者を出しています。「1名以上」の合格となると普通科を持つほとんどの高校がこれに入ります。つまり、どの学校へ入っても優越感、劣等感などのゆがみが少ないわけです。これと対照的に、小学区制をつぶした他府県では、国公立大学へ1人も入れない高校が8割から6割にも登ります。

高校時代は自分の適性や将来をじっくり見きわめるべき時期。"高校に入学したが最後将来をあきらめる"という悲しい思いを子どもにさせたくないものです。

まっすぐのばそう京都の子ども
高校三原則は府民の誇り

野中副知事のインチキぶり

野中副知事はKBSテレビで「京都の公立高校からの有名大学への合格は他県にくらべて悪い」と言って下の表のような"資料"を示しました。

これには3つのウソとすりかえがあります。

その1、京都の「93名」は全くのウソ。京都の公立からの合格者数は、東大・京大の2校だけに限っても100名を下ったことは一度もありません。

その2、合格者の絶対数を並べるのは、まともな比較とはいえません。人口（公立高校生数）が京都の何倍も多い都府県が上位に来るのが当り前だからです。

その3　野中氏が対象として挙げた5大学の内西日本の大学は京大のみで、残りはすべて関東の大学。これも常識では考えられない不公平な比較のしかたです。

野中副知事はこんな異常なインチキをしてまで京都の高校生を悪くいいたいのでしょうか。

1位	東　京	754名
2位	大　阪	562名
3位	神奈川	428名
4位	愛　知	318名
5位	埼　玉	268名
22位	京　都	93名

野中氏が対象とした大学…
東大、京大、東工大、筑波大、一橋大

トップクラスの大学進学

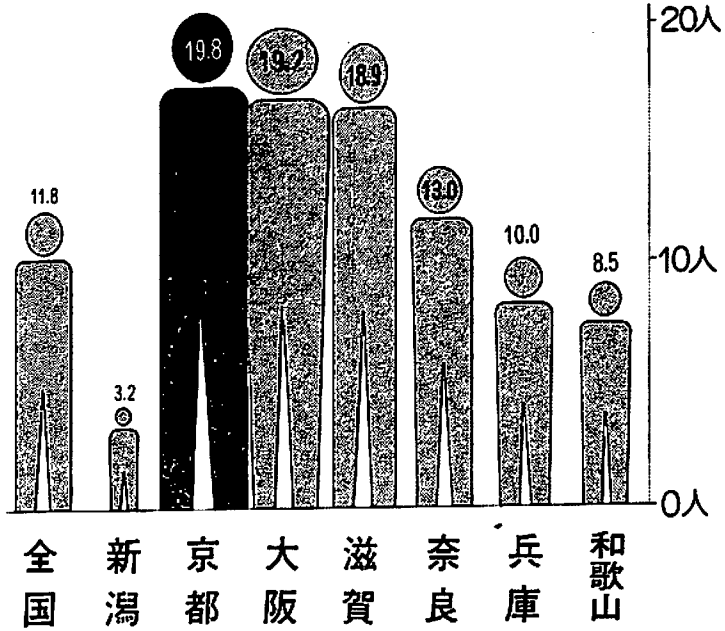

公立高校からの東大・京大合格者
（高校生1万人比・昭和55年度）
＊全国・新潟の資料は昭和53年度
（資料は「サンデー毎日」「大阪新聞」より）

一部の人々は「公立高校からの進学がよくない。小学区制のせいだ」と宣伝しています。これには二つのまちがいがあります。

その1。京都の公立高校の進学成績は全国有数です。たとえば、東大・京大への合格者は公立高校生1万人につき約20名で近畿のトップ。全国の公立高校の平均は12名弱ですから、京都は2倍近い成績をおさめています。京都と人口が似ている新潟県（240万人）は京都の6分の1以下の合格です。

その2。「小学区制はダメ、大学区制にせよ」と言う人は、小学区制をつぶした他府県のほとんどが京都より成績が悪いことをどう説明するつもりでしょうか。

事実は雄弁です

大学進学問題でのデマは通らない

―資料集・大学進学問題―

京都府高

府高情宣部
京都市左京区丸太町
新道上ル　教育会館内
TEL(751) 1645

1982年
3月3日
号外

(注) (1) この表は、京都高校問題研究会の調査にもとづいて作成したものです。
(2) 調査は「大阪新聞」「サンデー毎日」に記載された資料にもとづいて作成されています。
(3) 公立高校は府立・市立校とし、国立高校は除いています。
(4) 「公私全ての高校」は国立高校も含んでいます。
(5) 特に記すもの以外は昭和56年度の結果です。

〔Ⅰ〕すべての大学（国・公・私立）の合格者

<公立高校の場合>

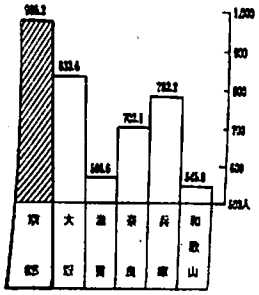

<公・私全ての高校の場合>

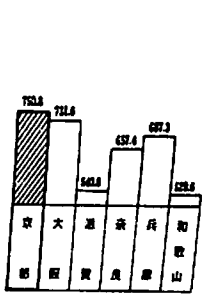

※ 高校生一万人あたり　現役合格率は全国で第8位（S56年度）

〔Ⅱ〕国公立大学の合格者

<公立高校の場合>

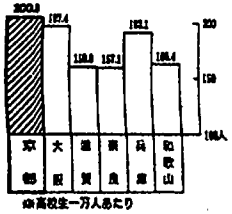

<公・私立全ての高校の場合>

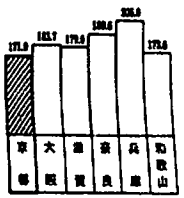

※高校生一万人あたり

〔Ⅲ〕関西でよく知られた私立大学の合格者

<公立高校の場合>

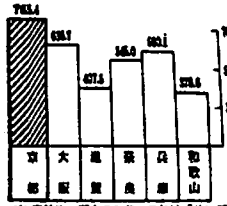

<公・私全ての高校の場合>

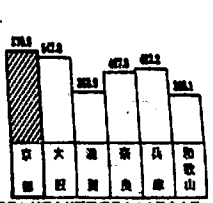

※ 高校生一万人あたり、これは「サンデー毎日」が選んだ近畿府県8つの私立大学の合格総数である。

〔Ⅳ〕国公立大学に合格者を出した公立高校数の率……小学区制の優位性がクッキリ

<3名以上合格校>

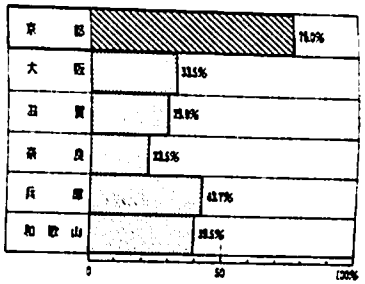

<30名以上合格校>

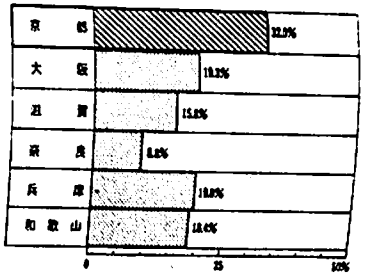

〔Ⅴ〕東大・京大の合格者

(1)<公立高校の場合>

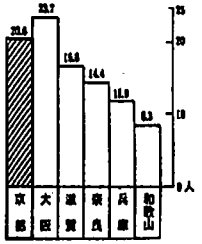

※高校生1万人あたり
全国平均は11人強

(2)<公・私立全国順位>

順位	公立		私立	(右肩の数字は公立の順位)	全高校	
1位	富山	29.9人	鹿児島	63.3人	㊾	京都 32.8人
2	大阪	25.6人	兵庫	60.2人	㊺	兵庫 27.1人
3	福井	25.2人	奈良	51.7人	㊽	東京 24.7人
4	岡山	23.6人	京都	47.0人	⑥	奈良 23.5人
5	愛知	23.5人	広島	46.3人	㊹	富山 23.1人
6	京都	22.2人	石川	45.9人	㊶	大阪 21.3人
7	島根	21.7人	東京 愛媛	29.9人	㊸ ㊻	福井 愛媛 19.4人
8	岐阜	21.3人				
9	香川	20.6人	高知	28.2人	㊼	島根 18.7人
10	滋賀	19.3人	大阪	14.0人	②	岡山 18.3人
最下位	沖縄 高知	0人	25県	0人		沖縄 0人
平均		11.6人		16.0人		12.8人

※昭和54年度　高校生1万人あたり

〔Ⅵ〕京都の私立高校の京大合格者数

―公立高校が中・大学区制になればこのような格差ができます―

ア	55名	テ	0名
イ	33名	ト	0名
ウ	5名	ナ	0名
エ	2名	ニ	0名
オ	2名	ヌ	0名
カ	1名	ネ	0名
		ノ	0名
キ	0名	ハ	0名
ク	0名	ヒ	0名
ケ	0名	フ	0名
コ	0名	ヘ	0名
サ	0名	ホ	0名
シ	0名	マ	0名
ス	0名	ミ	0名
セ	0名	ム	0名
ソ	0名	メ	0名
タ	0名	モ	0名
チ	0名		
ツ	0名		

※ 昭和55年度実数

まっすぐのばそう京都の子ども
高校三原則は府民の誇り

・こんなに違う通学範囲・

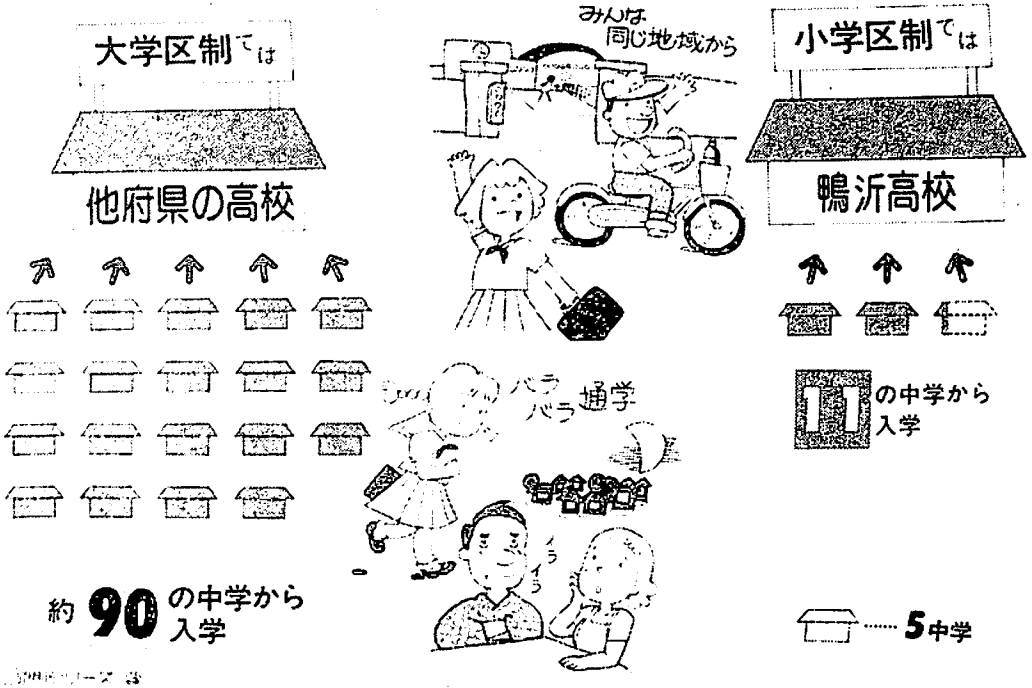

小学区制のすぐれた点は通学区域が小さく「地元の子は地元の高校へ行ける」という点です。このおかげで、「通学費や通学時間が少なくてすむ」「クラブやクラス活動の時間がとれ、友情が育つ」「家庭学習の時間もとれる」「親と学校が協力しやすい」「親どうしも子どものために力を合わせやすい」「小中高が協力して一貫した教育ができる」「地域ぐるみで子どもを育てられる」などの良い点が生まれています。

大学区制になれば、これらのいい点がすべてつぶされます。

京都では家庭訪問や町区ごとの教育こんだん会は当り前のことになっていますが、他府県では夢に近いことです。

る。また，安上がり教育を政策的にも財政的にも強制し，定員・施設・設備をはじめとした教育条件整備がなおざりにされ，職業教育の矛盾はいっそう助長されている。

このような中で，学習指導の上でも，生活指導の上でも，さまざまな発達のゆがみを抱えた生徒が職業科に集中する傾向となってきている。

(2) 京都においては，根本的には前述したような全国的な制約のもとで，差別・選別による弊害を大きくくいとめてきた高校三原則を堅持し，地域と結びついた有利な条件を生かし，ミックスHRやミックス授業，自主活動の推進，普通科生徒への選択による職業教育の保障，農業クラブ活動の育成などさまざまな努力がなされ，貴重な成果と教訓を積み重ねてきた。

しかし，今日に至るまで産業教育振興法のもつ問題や，地方財政へのしめつけ，地財危機などから職業学科の施設・設備をはじめとした教育条件上の課題が多く残されていることも明らかである。今日，私たちが積み重ねてきた高校三原則の教訓の上に立って，自営者育成，地域後継者育成をはかり，地域や地域産業を守り発展させるため，父母・地域住民の要求に応じた職業教育をいっそう充実させることはきわめて重要な課題となっている。

(3) この地域における主要な問題は次のとおりである。

① 亀岡高校では，学校周辺が急速に住宅・市街化することとあわせ，農業科・農業土木科が本校舎から300m程離れており，さらに農場が国道9号線を越えた1500m程離れたところにあり，教育活動の面でも，安全面でも大きな課題となっている。

② 農業に関わる学科の設置校では，大正時代や昭和一ケタ台に建てられた校舎など，施設・設備の老朽化が著しいばかりでなく，必要な施設・設備のないものも多い。

③ 豊かな職業教育，とりわけ農業教育の保障や農場・演習林の管理の上からも教諭・実習助手の欠員補充，拡充が課題となっている。

④ 農場会計における還元方式は，財政上の権限による教育介入を排し自主性を守れるなどすぐれた点もあるが，施設・設備の維持や管理費とりわけ実習機械の維持や修理費など当然設置者負担とすべきものが放置されたり，生産の少ない小規模校や自然災害による生産減の生じた学校などに対する財政上の保障がされないなど，教育活動に支障が出るなど大きな問題がある。

3) 口丹地域における昼間定時制の役割からみて

産業構造等の変化の中で，口丹地域においても園部・須知などの昼間定時制が発展的に解消され，子ども・父母の要求に応えた全日制高校での後期中等教育が保障されてきている。

口丹地域の最後の職業科昼間定時制である園部高校船南分校では，その昼間定時制としての役割は終ったのではないかと考えられる。船南分校の白書にもあるように，その理由は，①家業や職業に従事している青少年の後期中等教育を保障するという本来の昼間定時制の在り方からみて，その該当者はほぼ皆無になった。②その結果，表(1)にあるように，本来の地域の高校という基盤が崩れてきている。③経済的事情ではなく，主に学力上の理由で昼間定時制に通わざるを得なくなってきている。④生徒・父母・地域住民の中に全日制高校に通いたい，通わせたいという広く強い要求がある。

以上のような主な問題点をあげたが，学力問題や生活指導上の問題，さらには全面的な発達保障の上で普通科の生徒に対する職業教育の問題などについてのとりくみをいっそう充実させる課題がある。

表(1) 船南分校の通学区別生徒数
(S・56・5・1)

通学地域	学科	小計	計
地元園部町西本梅小学校区	農業科	1	2
	家政科	1	
亀岡市	農業科	54	65
	家政科	11	
園部町	農業科	10	12
	家政科	2	
八木町	農業科	1	1
	家政科	0	
京都市・長岡京市	農業科	2	2
	家政科	0	
計			82

(地元園部町西本梅小学校区の数は園部町の数の中に含まれていません)

3. 口丹・北桑田地域における高校教育の展望

この地域の高校教育・職業教育を展望するにあたっても，国・自治体の政策，とりわけ経済・農業政策・教育行政などと根本的な関連があり，それらを国民・府民本位のものとするための運動がきわめて重要であることをふまえる必要がある。

1) 基本的態度

(1) 地域における後期中等教育を保障する。

(2) 子どもの発達保障と父母・地域住民の要求に応えた教育を進める。

(3) 子どもの発達保障の上で職業教育が果たす役割を重視する。

(4) 地域に根ざした農業教育を守り発展させ，自営者育成・後継者育成をはかる。

(5) 現在まで積み上げてきた各種・各分野での検討，現場・地域の討論にもとづく改革の方向性を重視する。

(6) 差別・選別の「能力主義」教育を助長させないためにも高校三原則を充実・発展させる。

2) 具体的構想

(1) 亀岡・八木・園部地域

① 亀岡市に中学卒業生の急増に対して，一校(昭和58年頃開校)増設する必要がある。急増地域・学区等を考慮し，亀岡市東部が適切である。

② 園部高校船南昼間定時制の募集停止はやむをえない。

③ この地域の産業基盤から考えて，農業教育の充実・発展が必要であるが，亀岡高校の現在の農場での充実は教育条件上きわめて困難である。この地域，1市2町全体の位置，農

口丹、北桑田地域の青少年の後期中等教育の保障をめざして(案)

―― 地域における農業教育の充実・発展のために ――

1982・2　　<討議資料>

京都府立高教組　口丹・北桑田高校問題検討委員会

高校教育は国民の要求と運動によって準義務教育化の段階まで到達した。一方，財界・自民党・文部省などは高校教育は言うにおよばず，教育全体を反動的に再編し，軍事ファシズムに向けて青少年の総動員を謀んできている。京都でも林田自民党府政は，高校三原則をはじめとする京都の教育に対して一貫して攻撃を強化し，民主的な教育やその成果を瓦解させようとしている。

したがって，地域における後期中等教育をいっそう豊かにしていくとりくみと同時に地域における教育方針・政策づくりは，我々後期中等教育に責任をもつものにとってとりわけ重要になってきている。このような情勢のもとで，口丹・北桑田地域の高校教育のあり方をめぐる問題もあり，分会・ブロックからの提起もうけ，府立高教組として，この地域における各校代表・定通部代表を含めた「口丹・北桑田高校問題検討委員会」を設置し，この地域の高校教育の現状や問題点，今後の在り方について検討することにした。

検討委員会は1981年10月8日を第1回とし，8回の会議（2回10/15，3回11/7，4回11/13，5回11/30，6回12/16，7回1/9，8回2/9）を開き，

①準義務教育化した高校教育を一層充実・発展させ，②地域における高校教育を保障し，③差別・選別の教育ではなく，真の総合制への発展を展望することを基本的な視点とし，検討を重ねてきた。

その結果を以下にまとめ，討議資料として，全組合員に配布します。全職場での検討・批判を要望いたします。

委員長　若林（園部）

副委員長　加藤（北桑田）

委員　福嶋（北桑田）　故谷（美山）　大槻（須知）
奥村（園部）　中井（船南）　小谷（南丹）
山内（丹波）　並河（亀岡）　金盛（定通部）
斉藤・杉本（書記局）

1 はじめに

1）高校教育をめぐる全国的な反動勢力の動向

憲法を敵視した教科書攻撃や自民党文教部会文教制度調査会に設置された5小委員会の策動など，反動勢力は憲法と教育基本法にもとづく民主教育を全面的に見直そうとしてきている。

とりわけ高校教育では新指導要領の「特色ある学校づくり」「習熟度別学級編成」「勤労体験学習」などの名のもとで，高校教育を徹底した差別・選別の「能力主義」教育のテコにするとともに積極的に軍事ファシズム化を推進する人間づくりを進めてきている。

2）京都における動向

林田自民党府政は，自民党「京都府政綱領（草案）」にあるように，高校三原則とりわけ小学区制と総合制に対して一貫した攻撃をしてきている。これは単に京都レベルだけの問題でなく独占・政府自民党の教育戦略の具体化であることは明らかである。(草案)の資料参照(9～10頁)。

2 口丹・北桑田地域における後期中等教育の主要ないくつかの問題

1）地域における後期中等教育の保障からみて

図(1)の示すように，今後北桑田・須知・園部学区の地域では，中学卒業生徒数の大きな変動はないが，亀岡市地域においては58年から若しく増加し，63年には56年比720名程の増となり，今後の人口増等も考慮すると後期中等教育の保障がきわめて重大な課題となっている。

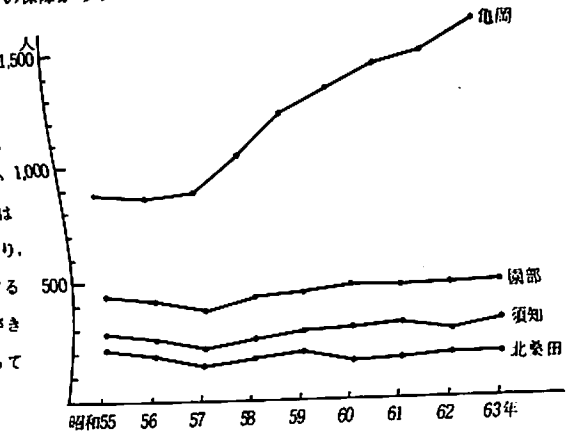

図(1)＜中学卒業生の卒業変化＞

2）地域における専門的な農業教育の充実・発展からみて

(1) 全国的にみて財界，政府・自民党の政策，とりわけ経済・農業政策によって農業でくらしをたてることがきわめて困難となった。1960年代から進められた多様化政策の矛盾の中で高校においては普通科志望が強まり，農業教育をはじめとした農業教育に矛盾が集中してきてい

府教委は「亀岡分校化」とともに全寮制（一年生のみ）構想を打ち出してきている。京都における寮（寄宿舎）は，通学困難の条件がある生徒に対して教育を保障するために重要な役割を果してきたが，新たに設置される高校・分校などの場合可能な限り通学条件がよくなるよう配慮されるべきであることはいうまでもない。

農業教育の特殊性から夜間や早朝などの当番実習などのために宿泊施設は必要であり，現在でもそれらを利用した教育活動が行なわれている。その施設・設備の充実，改善が要求されている。

府教委が提起したものは，以上のこととは全く別のものであり，特定の学科の一年生を全員強制入寮させるものとなっている。これは農業教育の教育活動の範ちゅうを逸脱し，子どもの発達保障の上でも，通学区の拡大に道を開く危険性の上でも，今日までの高校教育の総括の上でも，さらに教職員の労働条件の上でもきわめて重大な問題がある。全府的な各分野の充分な検討のないまま実施されることは容認できるものではない。

⑤ 学校農業協同組合について

さらに「学校農業協同組合」構想も打ち出されている。その構想の内容は詳細に明らかにされていないが，他府県にみられるように高校における教育活動という枠を越えて，生産・収益活動が優先され，結果として生徒を強制して勤労奉仕のようなものになってはならないことは言うまでもない。

京都府で今まで大きな成果と教訓をおさめてきた農業クラブ活動をさらに発展させると同時に，生徒がのびのびと実験・実習にとりくめるよう財政上の保障をいっそう拡大していくことが大切である。

⑥ 57年度の収容状況を58年度の学科設置とからませる問題について

府教委はヒノエウマにあたる57年度の入学生徒数の状況をみて，生徒数の少ない学科を58年度に募集停止する可能性を示唆している。生徒数が激減する57年度を基準にして，生徒数が激増する58年度以降の学科の廃止を判断するというのは全く不当である。

国の基幹産業である農・水・工などの学科は，今日の制度下にあっては，その地域及びその周辺にその産業が存在する限り存続させられるべきことはきわめて当然である。学科の廃止については長期的展望に立つとともに，現場・地域の充分な討議を前提とすべきである。

5 要 求 事 項

口丹・北桑田地域の後期中等教育・農業教育をいっそう充実・発展させるため，さしあたっての重点要求は次のとおりである。

1）増設について

人口急増地域である亀岡市東部地域に昭和58年度開校予定で高校を増設すること。

2）農業教育を充実させるための施設・設備および定員について

各校の要求に基づき，農場の老朽校舎の全面改築（須知・北桑田），農業実験棟の新設(美山)，農業機械実習室の新設（須知），農業実習助手の欠員補充や拡充（須知・北桑田・「亀岡分校」・美山）など施設・設備および定員を充実・拡充すること。

3）学区・学科について

今までどおりの学区・学科で競合のないようにすること。

業基盤，生徒の通学条件などからみて，その設置場所は園部，南丹，亀岡，船南の中では南丹高校が最も適当と考えられる。設置学科については地域産業，今日までの設置学科の果してきた役割を考慮するとともに地域制を崩さないよう配慮する必要がある。図(2)。

(2) 船北地域（須知学区）

現在須知高校に設置されている農業に関する学科を充実・発展させていく必要がある。

(3) 北桑田地域

① 北桑田高校本校では，地域産業からみて，林業を中心としつつも林業・農業教育の保障をし，充実させていくことが必要である。

② 昼間定時制美山分校については，課程・学科において地域の支持基盤も厚く，その特色をいかした実践が進められており，さらにその充実・発展がはかられるべきである。

(4) そ の 他

家政科などについては，基本的態度をふまえ，今後各分野各職場地域で充分検討していく必要がある。

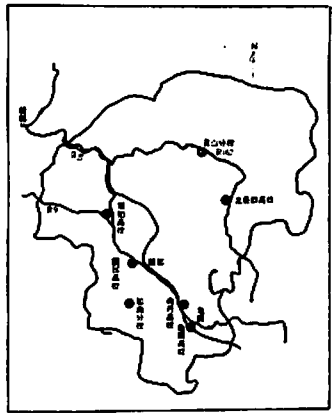

図(2) 口丹・北桑地域の全体図

4 府教委の「特色ある学校づくり」構想の基本的な問題点

1) 反民主的な提起の仕方

従来，京都府における高校教育，職業教育等については全府的にも自主的・民主的検討が積極的にされ，大きな推進力となってきた。農業教育や高校教育については府教委が設置した京都府産業教育審議会の答申（S 55.3）や教育課程検討委員会の報告（S 55.3）などがある。また，研究会でも自主的・主体的な研究が進められ，農業教育については京都府高校農業教育研究会の中の農業教育検討委員会（S56～57）が検討を進めてきている。

ところが府教委は口丹・北桑田地域の農業教育について「特色ある学校づくり」の名のもとに，収容対策と関連させ，①園部高校船南分校を57年度募集停止し，58年度には亀岡高校農業科・農業土木科と統合し，亀岡高校の分校とする。②須知高校の農業科・畜産科を畜産科に特色を持たせた学科とする。③北桑田高校の農業科・林業科を林業科に特色を持たせた学科とする。という内容で各職場の検討を強要してきた。その後，ヒノエウマにあたる57年度入学生徒数を見て少人数の学科の廃止の可能性を示唆している。

これは，府教委自らが求めた前述の答申や報告の趣旨にも反していること，今日までの民主的な検討の経過と到達点を全くふまえないこと，農業教育検討委員会の検討のさ中に具体的な指示を先行させていることなど，全く反民主的な提起と断ぜざるを得ない。さらに，亀岡・船南の農業科教職員が積極的に検討し，これから職場全体や口丹・北桑地域全体で検討を進めようとしている段階で，一方的に予算計上し既成の事実を積み重ねようとしている。教育上の問題というより，政治的背景によるものといっても過言ではない。

2) 提起内容の問題

① 「亀岡高校の分校」の設置場所について

亀岡・八木・園部の1市2町のこの地域ではその産業基盤から農業教育のいっそうの充実が求められている。しかし現在の亀岡高校での農業教育の充実は教育条件上きわめて困難である。府教委は57年度募集停止する園部高校船南分校に亀岡高校の農業教育関連学科を移し亀岡高校の分校とする構想を打ち出した。

しかし，1市2町全体の位置からみて，さらに亀岡盆地を中心とした農業基盤のある地域からみて，また生徒の通学時間・通学費・交通機関などからみてこの設置場所には多くのしかも大きな問題がある。

② 新たな学科づくりと一層の多様化の問題

府教委が「特色ある学校づくり」の名のもとに提起している内容は，具体的には須知高校畜産科・北桑田高校林業科・「亀岡分校」農業経営科・造園土木科・生活科となり，④新たな学科づくり，⑤多様化をいっそうすすめる小学科づくりを促進させる危険性をもっている。

京都では教育内容の自主編成のとりくみを進めつつ，政府自民党・財界が押しつけてきた多様化路線に反対してきた。そして，系の構想など総合制の観点に立って，農・工学科の学区の縮小の方向でとりくみを進めてきている。全国的には多様化路線が破綻し，政府自民党自身小学科を一定大学科にせざるを得なくなってきているが，基本的姿勢は依然として多様化路線である。

府教委の提起した内容は，生徒・父母の希望の上からも地域産業の実態や要求に根ざした農業教育を保障する観点からも重大な問題がある。

③ 地域制をなしくずしにする問題

府教委の提示した内容によれば，口丹・北桑田地域の農業に関する学科は，各学校ごとに異るものとなるばかりか，京都府下ただ1つの学科となる。そして通学区も京都府下全域となる危険性がある。これは農業教育に限らず全ての職業教育において可能な限り地域制を実施するという従来の京都の高校教育の根幹に関わる重大な問題である。

④ 高校教育の内容を変える全寮制(一年生のみ)の問題

〈討議資料〉

生き生きとした教育活動をさらに前進させるため 研修の機会を拡大し研修の自由を発展させよう

1982 6

府立高教組　執行委員会

〔I〕研修問題をめぐる情勢

1．職場の状況

1）教職員の研修に対する切実な要求

今日の高校生の実態の中で「教材の研究をもっと充分にしたい」「校内でもさらに討論したい」「他校と実践交流をしたい」など教職員の研修に対する要求が高まってきています。

2）研修が保障されない多忙な職場

どの職場でも、どの教職員も研修の機会が充分保障されていません。「とても1日あけられない」「研修の余裕がない」など教職員の定員不足を中心にして、出張旅費の不足や研究会への助成金の少なさ、研究会やサークルの会場不足など、研修をめぐる教育条件はきわめて劣悪になっています。

2．「京都府総合教育センター」（以下「センター」と略称）を中心にした研修の反動的再編成

民主府政の下では、憲法と教育基本法に基づく教育を発展させる上で、研修については自主的・民主的研修を常に尊重してきました。

そして、上から研修内容を押しつけることは厳に戒め、各研究会などの自主的な研修活動を奨励・援助してきました。また、各研究会などとの共催の研修においても、研究会などの要請に応じて財政上の援助をはじめとした外的諸条件を保障するためのものとして官制研修についての基本的立場を堅持してきました。同様の立場から、「センター」は、その自主的・民主的研修の場として、さらに資料提供の場などとして構想されていました。

ところが林田自民党府政の下で、とりわけ第2期目を迎えて次のように研修の基本に関わる反動的再編成がされてきています。

1）自主的研修への攻撃と官制研修の強化

民間教育研究団体や組合主催の教育研究への参加について、一方的に「年休」を押しつけようとしてきています。また「センター」の研修講座については別枠の出張旅費を確保しています。このように研修についての「役い」や財政上の締めつけによって、自主的研修を抑圧し、官制研修を強化しようとしています。

2）研修権に対する攻撃

研修時間をはじめとした研修権の行使については、学校教育のいっそうの充実・発展のために活用されているかという教育的観点からではなく、ただ学校にいるかどうかという管理的立場から攻撃が強化されてきています。これは、教育課程の自主編成権への侵害、超勤の実態を放置しながら一方的に労働時間をはじめとした労働条件への締めつけの策動と表裏一体のものとなっています。

3）研修の三原則「自主・民主・公開」の蹂躙

官制研修における基本的なあり方は前述のとおりです。同時に、研修への「自主」的参加、「民主」的な研修内容や運営の決定、「公開」による批判・検討の保障の「自主・民主・公開」の研修の三原則が決定的に重要です。

ところが「センター」は新採研を辞令公布式とセットにして強制参加とする、管理職研修講座では欠席者を集めた指名研修を行うなど、研修の命である「自主性」を踏みにじっています。

また、各研究会と共催して研修の内容・運営などを民主的に決めてきた従来の貴重な成果を踏みにじり、研究主事が一方的に内容を決定できる方向に走りました。

さらに、新採研におけるように公開さえしないという態度を表明しています。

4）研修内容の統制

研修の三原則を踏みにじり、研修内容の統制を行なおうとしています。講師の資料を事前に検閲する、研究主事の講義をつくる、批判・検討の保障のない講座とするなど、研修の内容を統制し、教育内容を統制しようとしています。

一方、職場や研究会などから大きな批判の声が湧き起こってきています。そして予定人数の半分にも満たない講座が続出するなど矛盾が広がってきています。

3．研修をめぐる政策動向と狙い

1）政策動向

中央教育審議会答申(1971.6)、同審議会答申(1978.6)、教育職員養成審議会建議(1972.7)などで一貫して研修の強化が打ち出され、79年には文部省が初等中等教育局地方課に「教員研修企画官」というポストを新設し、さらに「兵庫教育大学」を80年にスタートさせました。

政策動向の特徴の1つは、新採研の強化となっています。「組織的・計画的な初任者研修を」求めるとともに、「特別な身分において1年程度の期間任命権者の計画のもとに実地修練を行なわせ、その成績によって教諭に採用する制度」を打ち出しています。

第2には、研修の「体系的な整備」を方針として、新採研・5年研・主任職務研修・管理職研修などの具体化を図っています。

第3には「高度の専門性を持つ者に対し、特別の地位と給与を与える制度」とそのための「教員研修を目的とする高等教育機関」を求め、任命主任制や兵庫教育大学を一方的に強行してきています。

2）反動勢力の狙い

反動勢力は今日の社会問題となった教育の荒廃が政府文部省の文教政策や政治にあることを覆い隠し、その責任を教職員の力量や家庭に求めようとしています。さらに、研修の強化によって教育内容の反動的統制を図るとともに、研修を組合対策に利用し教職員の分断・統制を図ろうとしています。

そのことは次の事実によっても明らかです。

① 日の丸掲揚と「君が代」斉唱で研修を始め、「能力主義」と「国家主義」を基調とした学習

資料

自由民主党　京都府政綱領（草案）より抜粋

京都府政批判とわが党の立場

4. 学力低下と偏向教育

日教組のなかで最強最大の共産勢力は京教組であり，その京教組が蜷川府政を支える一つの柱であることはよく知られています。

教育行政は，いうまでもなく教育委員会の仕事でありますが，京都の実態は京教組の方針なり支配に副うて教育委員会が動いているといえます。

京教組の教育方針は，彼等が編執する科学的真理たるものの有能な実践家を養成することであり，その科学的真理とは被害者意識をうっ積させる闘争意識をうえつけることに外なりません。

こうした偏向教育を行うためには政府をはじめ，他の干渉をはねつけなければならないわけで，そのため国会という民主的機関を通じて制定された法律も勝手に無視したり反対してとり入れようとせず，学校管理規則のないのは京都だけという有様です。また気に入らない意見などに対しては反動呼ばわりして来たのであります。このような体制下にある教育が正常に行なわれるはずがありません。

しかしそれを隠蔽するため，スローガンや，言葉巧みに「全人教育」だとか「15の春は泣かせない」などと言って，京都の子供をモルモット扱いするような特殊な施策を独善的に行って来ました。

例えば，彼等が，金科玉条のようにいう「高校三原則」なるものも，施設の貧弱化を助長する空論と化しています。小学区制は子供たちの素質を抑える方向に作用し，総合制も技術系学徒のとり残しの傾向を増幅させているのみです。

いかに言葉巧みに誤魔化しても，京都の子弟の学力低下，非行の増加は現実の数値として表われています。また高校や大学への進学率が高いといっても何処の学校も同じだという暴論のもと子弟の素養を充分に伸すことをせず，子供達と父兄に犠牲を強いての結果であります。

特に今年，私学の財政難につけ込んで監督官庁である府政と圧力団体である京教組の両面から私学への干渉と支配を強めつつあります。公立学校の学力なり規律の低下が顕著になって来たため，多くの父兄が高い犠牲を払っても子弟を私学に通わせる傾向は近年とみにふえて来ましたが，私学の教育は公立学校の相対的悪さを引き立てる役目を果してきた面もあります。これに対し巧妙にワナを仕掛け，私学の自主性や，それこそ全人教育を体現している卒業生や，父兄の間を分断して，ここにまで悪平等主義と，偏向教育による教育の荒廃を持ち込もうとしています。

われわれの目指すべき京都府政

6. 偏向教育の是正

蜷川知事は「ＰＴＡと言っても母ばかりで，先生がいない。そうしたＰＴＡからの先生に対する批評はうけ取れない」といった趣旨のことを述べています。活発なＰＴＡに参加をしよって来たのは先生方であり，規制を加えてきたのは京教組ではなかったでしょうか。

私たちはＰＴＡなどを中心とする地域の人々や，団体，卒業生などと一丸となった教育行政を推しすすめなければならないと思っています。そうしたことを通い，自分達だけの殻の中で唯我独尊的な議論をして，逃げることもできない子供たちに特定の政治的意見や思想を強調することは許されません。

また「ストも職務のうち」とするような態度や，政治参加のための休講などは許せないことです。

① 中立・公正で普遍妥当な教育行政を推しすすめ，そのなかから子供達がしっかりと自覚した生活信条なり，理念を育てる指導を行ないます。

② 学校が地域の精神的，文化的中心であるような，地元との一体感を育てる努力をします。

③ 教職員の昇格，移動について，特定の団体や個人のつながりを排し偏向をなくします。

④ 学校管理規則，教員の勤務評定を実施し，教職員の管理・指導について秩序を回復します。

7. 学力向上と教育行政の充実

学力の向上は先生と保護者が信頼し合い，子供達に学ぶ意欲を育てる関係があれば自然に伸び上ってきます。

「教育は人なり」という格言は教育の本質をついています。学力の向上というと，すぐに詰め込みや長時間学習だと反対する非人格的な先生を排し，子供の素養を伸ばしてくれる有能で優しい先生方の充実につとめます。

こうした先生方と子供たちが，尊敬と愛情に支えられ明るく学習する場として，また愛着をもち美しく維持することが誇れるような学校施設の充実をはかります。

① 教師が安心して子供たちの教育に専心できる待遇をはかります。

② 高校を中心として学校の増設は急務です。従来の場当り的なやり方を排し，地域の実情に即した総合計画を策定して建設の促進をはかります。

③ 障害児の中・高等教育の充実を重点的にはかり，その指導内容を向上します。

④ 既存施設を総点検し，これらの改修と機能の向上をはかります。

⑤ 私学の自主性・建学の精神を尊重しつつ，財政援助を大幅に拡大します。

⑥ 青少年の健全な生活環境を守るため，地域ぐるみで参加協力できる条例の制定をはかります。

⑦ 技術系高校の新設をはかります。

<資料集>

〔1〕教員の地位に関する勧告

(1966 ILOとユネスコ)

第6項 「教育の仕事は専門職とみなされるものとする。教育の仕事は，きびしい不断の研究を通じて獲得され，かつ，維持される専門的知識および特別の技能を教員に要求する公共の役務の一形態であり，また，教員が受け持つ児童・生徒の教育および福祉に対する個人および共同の責任感を要求するものである」

第61項 「教職にある者は，専門的職務の遂行にあたって学問の自由を享受するものとする。教員は，生徒に最も適した教具および方法を判断する資格を特に有しているので，承認された計画の枠内で，かつ，教育当局の援助を受けて，教材の選択および使用，教科書の選択ならびに教育方法の適用にあたって，不可欠の役割を与えられるものとする」

〔2〕教育基本法

第10条 (教育行政)教育は，不当な支配に服することなく，国民全体に対し直接に責任を負って行われるできものである。

②．教育行政は，この自覚のもとに，教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

〔3〕学校教育法

第28条第6項 「教諭は，児童の教育をつかさどる」

〔4〕地公法

第39第1項 「職員には，その勤務能率の発揮及び増進のために，研修を受ける機会が与えられなければならない」

〔5〕教育公務員特例法

(研 修)

第19条 教育公務員は，その職責を遂行するために，絶えず研究と修養に努めなければならない。

2，教育公務員の任命権者は，教育公務員の研修について，それに要する施設・研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し，その実施に務めなければならない。

(研修の機会)

第20条 教育公務員は，研修を受ける機会が与えられなければならない。

2．教員は，授業に支障のない限り，本属長の承認を受けて，勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3，教育公務員は，任命権者の定めるところにより，現職のままで，長期にわたる研修を受けることができる。

〔6〕政府側の解釈

イ．辻田政府委員の答弁 昭和23年12月9日

教育公務員がその職責を遂行するために……権利として研修をなし得るような機会を持たなければなりませんので，従来単に自発的に行なっておりましたが，これを法の根拠のもとに行なうことができるように研修したのでございます。(衆院文部委員会)

ロ．昭和24年2月5日付文部次官通達

勤務態様について

勤務は必要に応じ必ずしも学校内ばかりでなく，学校外で行い得ること。なお教育公務員特例法第20条の規定による研修の場合は当然勤務とみるべきである。

ハ．昭和33年9月13日付文部省回答

夏期休業日においても……勤務場所を離れて勤務(たとえば研修会等への参加，自宅での研修等)すべきである。これらの場合にはもとより勤務扱いとなる。

〔7〕

確 認 書

(1) 教職員が自主的に研究を進めていくことは大変いいことである。

(2) 組合主催の教研だからといって，出張にしないなどということは府教委の方針ではない。真に教育的内容のものであれば主催者の如何によって差別しない。

(3) 研究会の出張については，地教委・校長と青年部が合意に達し出張扱いとしたことを府教委は尊重する。

以上の三項目は，これまで行われた事実について交渉の中で了解に達した部分であることを確認する。

昭和45年11月19日

京教組青年部長 倉本 頼一 ㊞

京都府教委管理部長 佐々木元雄 ㊞

〔8〕

京都府青年教職員研修事業実施にあたって

京都府教育委員会が青年教職員を対象として実施する研修事業については，多年の経過と実績のうえにたち，青年教職員の自発的，積極的研修にもとづいて，今後についても，次の点を尊重してすすめる。

1．公教育は憲法と教育基本法に則って行われるべきものであり，この趣旨にそう民主教育の充実発展をめざして，青年教職員研修事業を実施してきたか，今後もこの趣旨を遵守してすすめます。

2．教職員の参加は自発的，自主的なもので，かつ，積極的なものでなければならない。府教委は研修を民主的に企画し，その機会の保障に努める。

3．研修事業の運営については，双方の協調と協力により，年々充実発展してきた経過をふまえて，今後もこの方向ですすめる。

4．新たな問題については，双方の協議により，民主的，前進的な解決につとめる。

昭和54年3月8日

京都府教育庁指導部長 横山 正幸 ㊞

京都教職員組合青年部長 川口 秀明 ㊞

〔9〕府立高教組定通部の研修権問題についての基本方針より

1982・4・21

定通部では研修権問題を昨年度一年間の最重要課題としてきました。そして従来どおりの慣行を維持することに成功しています。しかし職場によっては困難な情況も生じています。今年度は更に厳しい攻撃も予想されるなかで，各分会・班でのいっそうの意志統一の強化が必要と

指導要領の徹底した押しつけ。
② 研修を人事・身分・給与に結びつけようとする執拗な策動。
③ 研究団体への助成金の資格資料として，団体の役員は中正穏健で政党・労組・民間会社との関係のないことをあげたり，教育研究グループ補助についても，政治的団体・民間会社・職員団体等と特別な関係をもつものでないことを強要していること。
④ 官制研への強制参加を押しつける一方，自主的民主的研修を抑圧していること。

〔Ⅱ〕研修問題をめぐるたたかい

1．たたかいの重要性

以上のように，今日の青少年の発達をさらに保障しようとする教職員の切実な要求，父母・府民の教職員・学校に対する期待の高まり，さらに反動勢力が軍事ファシズムに向けて戦後民主教育の全面的見直しの一環の中に研修を位置づけていることなどを見る時，研修問題は鋭い対決点となってきています。

2．たたかいの基本的態度

1）研修に対する教職員の要求を重視し，研修を保障させる条件整備のたたかいを強化します。
2）研修は，子どもに働きかけその成長発達を促し，学問・文化・技術などの人類の蓄積してきた価値を与える教育のいとなみと不可分のものです。「何をどのように教えることが子どもの発達に役立つか」という個人的または集団的研修の積み重ねはまさに教育の維持・発展の基盤を築いています。従って，研修権が文字どおり確立されるとともに，研修の自主性・専門性は最大限に保障されなければなりません。また，どのような研修が子どもと教育のためになるかは現場の教職員が判断すべきものであることは，いうまでもありません。
3）教育行政の研修についての任務は，研修の機会を保障するための外的な教育諸条件の整備です。また，官制や半官半民の研修にあっては「自主・民主・公開」の研修の三原則を厳格に守らせることも，研修の本質からみて，きわめて重要です。
4）従って，研修権への侵害，官制研修の三原則からの逸脱や蹂躙，教育行政の研修を利用しての教育介入・差別待遇などに対しては，教育・研修の自由を守るたたかいとして重視します。

3．具体的たたかい

1）研修の機会の拡大，研修権の保障をはじめとした条件整備のたたかい
① 研修のための時間の保障，出張旅費の増額や研修費の支給など定員上，財政上の要求実現運動を強化します。また，研究会への助成金の増額，府立学校教員研究奨励事業費の増額を求めます。
② 従来の研修に関わる民主的慣行を尊重し，拡大させるためにも校長との確認や職場協定のとりくみを強めます。
③ 研修についての出張・専免等の扱いについては，職員会議の検討を経て，その合理的な範囲を具体的に明らかにしていき，学校運営の民主的慣行の確立をいっそう進めます。それに対する教育行政の介入・一方的押しつけは許しません。

④ 定時制における研修権問題については，定通部の基本方針にもとづいてたたかいを進めます。
⑤ 教員外職員の研修については，地公法39条の適用を保障させるとともに，生徒に直接接するという学校の特殊性や今日まで果してきている役割の大きさ等から考え，教員に準じた研修の機会の拡大に向けてとりくみます。
⑥ 自主教研への参加について，分会で組織的に参加しやすい体制をつくるとともに積極的な呼びかけを行います。
2）官制研修に対するたたかい
官制研修の実態や狙い，職場や研究会などが今日まで積み上げてきた貴重な研究や実践を軽視・無視したり，逆行さえする反教育的な役割などを考え，官制研修に対するたたかいを徹底して強めます。このたたかいを成功させる中で，研修の三原則を蹂躙した新採研・研修講座を再考せざるを得ないようにしていきます。
(1)「センター」に対するたたかい
① 「京都府教育研究所」を拡充するにあたって出された「京都府教育研究所拡充懇話会」の答申の精神を尊重し，研究活動の推進・研修の場の提供・資料の集収・教育相談の4つの中心的任務を行うよう全ての分会ブロック・専門部・本部から厳重申し入れを行います。
② 「センター」の研修講座については，官制研修の三原則を踏みにじる限り，参加・講師の要請などについては協力しません。そして，その反教育的役割・実態を徹底的に暴露します。
(2)その他の官制研修については，研修の三原則を厳格に守らせるたたかい，研修歴を人事・身分・給与に結びつけさせないたたかいを強めます。
① 文部省など教育行政が一方的に趣旨徹底を図る「伝達講習会」には反対します。
② ヒモつき・差別的長期研修や海外派遣に反対し，民主的選考とその機会拡大を図ります。
③ 「研究指定校」については，どんなに秀れた実践であろうとも反動的にまとめをする目的をもつ現状の下では基本的に反対します。やむを得ず受ける場合は，学校の主体性の下で計画・実施・総括がされ，平常の教育活動が保障されることは当然ですが，全教職員の合意を前提とします。
3）自主的・民主的教研活動の推進
(1)職場教研の推進
全ての職場で，教諭外の職員を含む集団的教文部を確立します。「分会の日」などを利用し，月1回を目標に最低学期1回開催します。
(2)ブロック・専門部教研をさらに充実するとともに，地域における合同教研をとりわけ重視します。
(3)本部段階においても，組合員の要求に基づいた教育講座・高校教研・課題別学習・交流会をいっそう大きく前進させます。そのため，民主教育推進委員会の確立・強化を図ります。
4）以上のたたかいを具体的に進めるために
(1)全ての分会で研修問題についての意志統一を進めます。
(2)全ての分会で校長交渉を強化します。
(3)分会の教文部は分会委員会と連携しながらもその推進力となります。

【付属資料(61)】

高校入試科目五教科制の決定に対する抗議声明

我々は、昨日も府教育委員会に対し抗議申し入れを行なったところであるが、府教委は我々の誠意ある追及に対して、何らまともに応えようとせず、本日「五教科制」への改悪を強行した。我々は、以下の重大な問題をはらむ今回の強行に断固抗議するとともに、父母・府民と連帯し、京都の民主教育を守る運動を一層強めていくものである。

(1) 教育論議抜きの改悪強行である。

川本教育長は、今年二月の府会での自民党議員の質問に対し「入試科目九教科の見直し」を答弁して以来、二月十五日には「五教科移行」を表明、二月二十七日の入試選抜協議会ではじめて議題にとりあげ、九十分という短時間、形だけの論議で事を収めようとする全く非教育態度に終始。

能坂氏等学者八氏、前府教育長、元府立高校長、PTA関係など、多くの教育関係者の「もっと教育的論議を」の当然の要望に対してもまともに答え得ず、昨日の「重大な変更がある場合は、我々と協議されたい」という申し入れも踏みにじり、政治日程だけで事を運んだその責任は重大である。

(2) 全人教育否定の立場に立つ改悪強行である。

高校入試科目数問題は、小・中学校の教育にも重大な影響を及ぼすものであり、だからこそ府教委は全人教育の立場から、他府県が削減への道を踏み出しても、唯一、九教科を堅持してきたと言える。今回、学校現場での話し合い全く抜きに、何らの教育的根拠も示し得ないまま、三十余年にわたる制度の改悪を強行したことは、教育行政としての責任を放棄したものと言わざるを得ない。

特に、このような重大な、子どもたちの未来にかかわる問題を、二カ月という短期日で強行したという点で、学校現場・父母・子どもたちの中に混乱を持ち込んだその責任は重大である。

(3) 私たちは、今回の暴挙とも言える「五教科移行」決定に強く抗議する行動を府民レベルでまき起すとともに、今後、教育現場や受験生に与える不安や混乱を考慮しながらも、全教科入試を回復する教育論議やとりくみを粘り強く展開する決意である。

一九八二年四月二二日

京都教職員組合執行委員長　佐藤良輔
京都市教職員組合執行委員長　和田芳郎
京都市立高等学校教職員組合執行委員長　松岡賢三
京都府立高等学校教職員組合執行委員長　井上進

【付属資料(62)】

府立学校において使用する教材の取扱いに関する規則

京都府教育委員会規則第　号

(趣旨)

第一条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三一年法律第一六二号）第三三条の規定に基づき、京都府立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校において使用する教材（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二三年法律第一三二号）第二条第一項に規定する教科書及び学校教育法（昭和二二年法律第二六号）第一〇七条に規定する教科用図書（以下「教科用図書」という）以外の図書その他の教材をいう。以下同じ。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(教材の使用)

第二条　学校においては、有益適切と認める教材を使用し、教育内容の充実に努めるものとする。

(教材の選定)

第三条　前条の教材の選定に当たっては、その教育上の効果並びに保護者及び生徒の経済的負担について特に考慮しなければならない。

(教材の承認)

第四条　準教科書（教科書の発行されていない教科及び道徳の主たる教材として使用する図書をいう。以下同じ。）を使用するときは、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(教材の届出)

第五条　学年又は学級の全員の教材として計画的、継続的に教科用図書又は準教科書と併せて副読本の類を使用するときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(教育長への委任)

第六条　この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

なっています。研修権の確保は民主教育にとって本質的な重要さをもつことをふまえ，下記のような定通部の基本方針にもとづいて強力な闘いをすすめて下さい。

◎基本的態度

(1)教育にとっての研修は権利であるとともに義務として定められているところのもので職務の一部分を構成するものである。校内での勤務時間内における研修はもちろん，校外での自主研修も教育活動に資する点では異なるところはなく，いずれも勤務としてあつかわれるべきものである。

(2)教員の研修は自主的・自発的に行われるべきもので，これは憲法23条・教育基本法10条により教師の教育の自由ないし教育権の独立の一環として保障されているところのものである。

(3)教員から研修の申し出があった場合，校長は「授業に支障のない限りは」承認しなければならないと考えるべきである（教育公務員特例法20条２項）

(4)夜間定時制の研修日については

(イ)教育公務員特例法19・20条に基く民主的慣行であり，勤務実態から生ずる社会生活上の不利を補うものである。ただし，闘いの成果ではあるが法制的に制度化されたものではない。

(ロ)時間割の編成については，現場の教職員の民主的な討論を経て行われており，教育委員会や管理職が介入すべきものではない。

(ハ)学校の教育力・教師の専門的力量を高めている。

(ニ)学校だけで十分な研修が行える情況にはない。

(ホ)各校とも生徒の困難な情況のなかで超過勤務の実態がある。

(5)昼間定時制の土曜日については，

(イ)制度的にももともと授業のない日であり，それをどのように教育活動に生かすかは，現場の教職員の創意工夫にまつべきものであり，形式的な「出勤」のみを強制することは無意味である。

(ロ)，(ニ)，(ホ)については夜間定の場合と同様である。

(6)行政職の研修権については，法的には制度化されていないが，学校教育の現場での勤務の特殊性を考慮して教員に準じたあつかいがなされるべきである。

【付属資料(65)】

八氏による二つの緊急アピール

鍋坂二矢（中内なだ学長・京都大学名誉教授）
福富宏雄（京都大学教授・京都府教育研究所研究部長）
乾　昭三（立命館大学教授・前京都府教育委員長）
川村善之（京都市立芸大教授・今回入学の教育問題懇談会副会長）
古今信男（立命館大学教授・九条懇代表世話人）
高木正太郎（京都教育大学教授）
岡野武男（婦人民主クラブ代表・京都教育センター代表）
安永武人（婦人民主クラブ代表・京都文化団体連絡協議会会長）

京都の高校入試五科目制への改悪に反対する声明

わが子はなんとしてもまっすぐ伸ばしてやりたい」とりまく疑惑と困惑の多い今日、親のこの当然の思いはいっそうつのるばかりです。

こうした不安が強まる中で、京都府教育委員会川本教育長は、府議会での表明につづいて、二月十五日、定例記者会見で、仮に五十八年度から、「高校の入試科目を五教科に変えるとすれば、新学期に入る五十七年度初めには、（内容を）明らかにする必要がある。精力的に作業を進めていきたい」と述べられ、この三月末までに結論を出すことを示唆されました。

私たちは、広く教育関係者の意見も聞かれずに、突然、表明されたことなど、あまりの性急さに驚くとともに、教育の専門的な立場から、高校の入試科目を九教科から五教科にすることに多くの疑問をもつことを表明するものです。

府教委は、昭和四十二年、他府県が、強い反対があるにもかかわらず、九教科から三五教科への移行を決めてきていた時に、逆に、「全人教育をすすめ、教育の機会均等を徹底していくことを再確認」され、府民だけでなく国民の多くに正しい方向をはっきりと示されました。そして、この重要な一項として、今日まで、九科目入試を貫いてこられました。私たちのうち、鍋坂二矢は、「府教委広報」（昭和四八年三月）紙上でもこのことを次のように高く評価してきていました。

「現在の日本の社会を顧みて、公害、汚職、独占、脱税……などまことに残念な事実が多すぎる。その責任の一つは、悪しき意味の立身出世主義、誤った知育万能の教育にある。それを防ぐには、全人教育の理念の下に全面発達の教育の方法で、十分に若人を鍛える以外にない。命がけでそれに徹すれば、大学への合格率など見事に解決できる」と。

私たちは、この鍋坂と同じ立場から、五科目入試に移行すれば、他府県での事実が示すとおり、子どもたちの成長にとって、きわめて由々しき次のような問題が生じると懸念するものです。

一、正しい知育は非常に大切である。しかし、五教科への移行は必ず偏った知育を生じさせ、子どもたちを画一化し、いちじるしくゆがめることになる。

二、五教科での「つめこみ」など悪しき受験競争がいっそうつよまり、入試科目からはずされる四教科（美術・音楽）「技術・家庭」「保健体育」、なかでもそれらの実技を、子どもたちがいっそう軽視することになる。

三、四教科の好きな、もしくはその面で大きな可能性をもつ子どもたちが、十分に尊重されなくなり伸びにくくなる。

四、今日問題となっている「ついていけない子どもたちの問題」、「できる」が学んだ「知識」が生活に正しく生かせないなどの学力問題、幼児的で自立できないことなどからも生じている非行問題をいっそう助長する。なぜなら「知識のつめこみ」や成員過程での「ゆたかな活動」、表現活動が不十分であること」「手や体を動かすことが不十分であること」がそれらを生じさせる重要な要因だからである。

五、学校で教師間に、担当教科ごとの価値が今以上に生じ、子どもの教育にとって必要な協力が困難になる。

六、以上の五つの理由ともかかわって、学校が「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民（教育基本法第一条）の形成をめざすこと」を困難にする。

七、なお、府教委の目われる内申重視は大切なことである。しかし、内申重視はただちに試験の廃止につながるものではない。

私たちは以上の理由から、高校入試五科目制への移行には強く反対します。

私たちは、「学校は人間を育てる場である」ということをこれまで一貫してとってこられた立場に一日も早く立ちかえられることを切に希望するものです。

多くの父母・府民の方々の御支持をも心から呼びかけるものです。

一九八二年二月二十五日

【付属資料(66)】

昭和五十七年度京都府教委「指導の重点」の自主的・民主的再編成を求める声明

私たちは、二月二十五日、「高校入試五科目制への改悪に反対する声明」を発表しました。

私たちは、反対の理由として、七つの根拠を示しました。その根拠を一言でいえば、五科目制への移行は、「学校を人間を育てる場でなくする」ということでした。さらに、このような重要な意味をもつ問題を、広く教育関係者の意見も聞かれずに、あまり突然に表明され、かつ性急に処理されようとしていることにもつよい疑問をもったからでした。

ところが、それにつづいて、今度もまた、教育関係者の意見を全く聞くことなしに、重大な変更を加えられた「指導の重点」を突然発表されました。

このことは、府教育委員会がつくられた「高等学校教育懇談会」の座長、田畑茂二郎氏（前京都府立大学学長）が、「二年間ということで検討中であるのに私たちの意見も聞かず、高校三原則をはずされたことに疑問をもつ」（三月十二日KBS「タイムリー・10」の中で）という趣旨のことを述べられたことに端的に示されています。

私たちは、このたび発表された「指導の重点」の内容は、とくに次の点で、重大な問題をもっていると考えます。

一、広く府民・教育関係者の意見を全く聞くことなしに内容を抜本的に変更されたこと。

二、核戦争が人類を滅ぼすという危機感が日本だけでなく、世界的にも広まっているときに、「平和と民主主義の教育」の問題についての具体的な記述を削除されたこと。

三、すべての子どもにたしかな学力を保障することとかかわって、これまで府教育委員会も重視してこられた「到達度評価への改善」「わかる授業」などを文言としても削除されたこと。

四、その理念・制度があるかないかによって「どのような人間を育てるか」「どのような内容や方法で教育するか」ということなどに根本的変化をもたらす重要な問題の一つである「高校三原則」の記述を削除されたこと。

私たちは、以上の理由から、府教育委員会が昭和五十七年度「指導の重点」を、すみやかに撤回されるべきだと考えます。

そして、「わが子はなんとしてもまっすぐ伸ばしてやりたい」という父母・府民の切実な願いに真に応えうるよう、「不当な支配に服することなく」（教育基本法第十条）府民全体に対して直接に責任を負う立場から、教育学の成果、これまでの府教育委員会の「指導の重点」の長い歴史をふまえて、かつ広く府民・教育関係者の意見も聞かれて、教育委員会が自主的にみらたなものをつくられることを強く望みます。

私たちは、以上のように考えます。そして、今後の京都の子どもと教育にとって重大な影響を及ぼすこの内容について、広範かつ真剣な論議を心から呼びかけます。

一九八二年三月十六日

【付属資料(63)】

〈決　議〉

「教育の命」教材の創造・選択・使用の自由を守り民主的教育活動を一層発展させよう

子どもがまっすぐ伸びていくことは、子ども自身や親や家族だけでなく、地域住民・府民の喜びであり、私たち教職員の生きがいです。非行や学力の問題などがますます深刻になる中で、子どもと教育に対する期いや関待はいっそう大きなものとなっています。

私たち教職員は教育について「国民全体に対し直接責任を持つ」（教育基本法第十一条）立場から子どもの実態を直視の状況を的確にとらえ、それに見合った適切な教育内容や方法を発展させる努力を続けてきました。このような努力を生み出す決定的な条件は、教材の創造・選択・使用や教育研究・実践・交流の自由と権限が教職員に保障されることです。

ところが、京都府教育委員会は十一月二十五日、「府立学校において使用する教育の取扱いに関する規則」を制定しました。その後、各市町村教育委員会にも同様の規則を制定するよう指導しています。

第一の問題は、府教委がこの規則をてこに教育に携わる私たち教職員と一度も話し合うこともなく、一方的に強行したことです。そのやり方は、民主的な手続きも、教育的な配慮もない全くのファッショとさえいえます。

第二の問題は、この規則の中で教材の「承認制」や「届出制」をうたっていることです。これは現場教職員が、こどもを前に一番適切だと判断して使う教材を、教育行政が、いわば検閲のように一方的に不当に介入できるという事態が生まれることを意味します。

教材を初めとする教育の内容があまりに子どもたちの実態と発達の状況に即して決められなければならないことは、教職員の日々の教育活動を通じて明らかにされてきています。

また、そもそもそれを最も的確に判断できるのは、日々子どもと接し教育に直接責任をもっている教職員です。教育長時代の戦争推進勢力が教育に対して行ったような、国民全体の意思とかけ離れた戦前の教育の歩みの過ちを二度とくり返さないためにも、自民党をはじめとする

京都府の教育の発展のために

京都の教育が、今、大きく変わろうとしています。変革の念にかられてのことではありません。京都の教育の発展のために、京都の教育に携わる者として、自主的な改革に取り組もうとしているのです。

その一つは、小学区制・男女共学制の見直しです。京都府教育委員会は、昭和二十三年の「教育三原則」の一つである小学区制を、昭和四十年代の後半から、総合制高校の設置とともに、中学区制に改めてきました。しかし、小学区制が、地域の教育力を高め、子どもたちの豊かな人間関係をつくりだしてきたことは、否定できません。

また、男女共学制は、戦後の教育改革の中で、男女平等の教育を実現するために、大きな役割を果たしてきました。

しかし、小学区制や男女共学制が、子どもたちの自主的な学習意欲を引き出し、一人ひとりの個性を伸ばすうえで、大きな壁になっていることも、事実です。

小学区制では、学校の選択の幅が狭められ、子どもたちの学習意欲や能力に応じた教育を行うことが難しくなります。

男女共学制では、男女の特性や違いを十分に考慮した教育を行うことが難しくなります。

京都府教育委員会は、こうした問題点を解決するために、小学区制や男女共学制を見直し、総合制高校の設置とともに、中学区制や男女別学制を導入することを決めました。

中学区制では、中学校を一つの学区とし、その学区内の高校に入学することになります。

男女別学制では、男子校と女子校を設置し、生徒は自分の希望する学校を選ぶことになります。

この改革は、決して後戻りではありません。むしろ、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばすための、積極的な改革です。

京都府教育委員会は、この改革を通じて、京都の教育を、さらに豊かなものにしていきたいと考えています。

【付属資料(67)】

京都の高校入試五科目への変更問題と昭和五十七年度府教委指導の重点問題についての声明

今日の子どもと教育をとりまく情況は、高度な消費文明の影響の下、地域の教育力、家庭の教育力を弱めており、一方、偏った学歴志向と異常な受験競争の暗いかげは、児童や生徒が人間として発達していくうえに極めて憂うべき情況をつくりだし、教育現場において学習・生活指導上多くの困難をなげかけています。だからこそ、どの児童、生徒にもきっちりとした基礎学力・たくましい体力・豊かな情操を身につけさせ、特に高校においては生徒たちの納得のいく進路を保障してやりたいという願いのもとに、教職員もPTAも互いに協力して努力を重ねてきたわけです。

こうしたなかで、京都府教育委員会川本教育長は、先般来「高校入試科目九科目を五科目にへらすこと」について見解を出され、また「昭和五七年度学校及び社会教育の指導の重点」の内容発表をされました。これに対し、教育の専門家八氏による二つの緊急アピール（「京都の高校入試五科目制への改悪に反対する声明」「昭和五十七年度「指導の重点」の自主的・民主的再編成を求める声明」）が出され、教育関係者のみならず、多くの父母・府民の論議をよび関心を集めております。

私たちは、それぞれの内容を検討しましたが、この問題は、「常に教育の機会均等と児童・生徒の発達を保障する原則にたち、人間の尊厳、基本的人権の尊重を基盤とする、平和と民主主義の教育の推進を課題とし、そのために高校三原則を充実し、地域に根ざす幼・小・中・高等学校の一貫した教育の確立を図るとともに、……すべての児童・生徒の就・修学と基礎からの発達を保障する教育の拡充に努め、確かな実践を進めてきた」（昭和五十六年度府教委「指導の重点について」）京都の教育の、根本的・重大な変更ではないかと憂うものです。

特に、この二つの重要な問題が、広く現場の教職員、教育学者を含む教育関係者や父母・PTAなどの意見も聞かれずに、突然に表明され、性急かつ行政的に処理されはしないかと疑問をもちます。

高校入試九科目から五科目への移行は、入試科目からはずされる四教科（「美術」「音楽」「技術・家庭」「保健体育」）の軽視に連がり、ひいては、学力・体力・情操の三位一体の全人教育の破壊になりはしないかとの、現場の教科担当教職員の不安と混乱をよびおこしているのをみすごすわけにはいきません。

また、「指導の重点」の内容変更は、先ほども引用しました五十六年度の「指導の重点」の前文はすっかりと影をひそめ、本来、教育は過去から未来への長い人間形成であるにもかかわらず、過去の教育実践の成果には一切ふれられず、また、「努力点」においては、五十六年度のきめの細かい教育指導の充実、教育体制の確立から、具体性を欠く項目の羅列に終っております。特に今後の高校教育に根本的変化をもたらす重要な問題である「高校三原則」の特に「小学区制」については学力問題を中心に父母の間にも意見のあるのは事実です。しかし、府教委は昭和五十三年度に府立高校PTA各会長より高校教育に関する意見を聴取して以来、教育問題について直接父母やPTAまたは現場教職員より意見を聴取しておられません。

私たちは、今後の京都の子どもと教育の未来について決定的影響を及ぼすであろうこれら二つの事について、教育はあらゆる「不当な支配に服することなく」、府教委はもとより、現場教職員・教育学者などの教育関係者、子どもをもつ父母やPTA、また広く府民各位が腹蔵なく十分に時間をかけ論議をつくされ、未来の京都を背負う子どもたちの全面発達のため、多くの父母、教育関係者、府民の納得のいく新しいものがうみだされていくよう、また、多くの父母、府民の方々がこの問題に関心をおもち下さいますよう、心から呼びかけるものです。

一九八二年四月七日

京都市内府立高等学校PTA連絡協議会会長
洛北高校PTA会長　能勢　光
前京都市内府立高等学校PTA連絡協議会会長
鴨沂高校PTA会長　有吉孝雄

京都府教育委員会の教育方針の大改悪に反対し、
原則を守り発展させ、子どもの全面的な発達と父母・府民の期待に応えた教育をさらに前進させよう。

【付属資料(略)】

京都府教育委員会は三月十一日、「昭和五十年度学校教育指導の重点」を決定した。それは、まさに教育の自主性や政治的中立性を踏みにじって文化的な生活を保障し、憲法や教育基本法の示す教育の目的に基づいて人間的な発達をめざす教育を破壊するものである。

「国民が健康にして文化的な生活を保障」するための教育条件の整備は学校教育の目的、内容、方法のあらゆる面にわたって

第13分科会
（第２日目）問題別小分科会
第１小分科会「障害者の権利」

1982年１月30日

各 司 会 者 殿

京都府立高教組
教文部長　杉本　良雄

分科会運営についての申入書

今次教育研究全国集会の充実・発展のために，ご活躍されていることに敬意を表します。

分科会討論２日目の第１小分科会「障害者の権利」では，各府県でとりくまれた教訓や課題が報告されておりました。しかし，分科会討論の推移の中で，教育研究の原則にかかわる重大な事態があり，申入れ致します。

午前11時15分頃から一般参加者からヤジが続き，司会者の方からも数回にわたり制止されておりました。しかし，およそ15分間討論が保障されない事態となっています。同日の午後には，２回にわたって，発言時間を超過した報告者に対して，司会者の方から発言を終えるよう何度も指示されているにもかかわらず，それぞれおよそ10分間

・15分間マイクを離さなかった事態が生じています。

さらに重大なことは，マイク担当者が司会者の指示を無視し，そのことを擁護または黙認し，会場係の責任者が直接マイクをわたすよう指示する態度が起こっています。また，マイク担当者が司会者の指示とは関係なしに，一般参加者にマイクを渡すなどの事態も生じています。

これは教育研究の自由，民主的討論の保障からみて，決して容認できるものではありません。

分科会運営が円滑にされ，実り多い集会になるよう，今日の事態を運営担当にお伝えされ，善処されるよう申入れます。

子育てと京都の教育を語るつどい

行政区	中学校ブロック	会場	規模	教師	父母	合計
北	加茂川	立命館高校	200	40	140	180
	旭丘	商業企業	60	19	42	61
	笠置	洛星高校	100	20	61	81
	友遊	ライトハウス	100	15	45	60
		4会場	460	94	288	382
上京	鳥丸	成安高校	100	21	42	63
	上京	橘女子高校	60	25	44	69
	滋二	府教員会館	60	9	8	17
	野条	盛林診療所の発	60	14	21	35
		4会場	280	69	115	184
中京	朱雀	電気会館	30	8	15	23
	西ノ京	勤労会館	20	8	10	18
	原	越後会館	30	9	21	30
	池	菅弘寺	50	12	15	27
	音	みつばち保育所	50	9	14	23
	奨	壬生川団地集会所	30	6	20	26
	京	労働者総合会館	50	13	27	40
	原	社会教育総合センター	100	19	28	47
	雀	天理教会	30	9	13	22
	京	大将軍八神社	100	14	31	45
	野	10会場	490	107	194	301
下京	七条	中小企業会館	50	17	30	47
	梅小路	国鉄梅小路集会所	100	15	100	115
	西京極	五条天神社	50	17	40	57
	徳	六条仁齢保館	30	6	5	11
	山	5会場	330	61	269	330
南	陶化	九条住本寺	100	18	22	40
	九条	南労働センター	100	15	40	55
	八条	南大内社会福祉会館	80	18	46	64
	南	桂川ハイツ集会所	60	14	25	39
	第三乙中	吉祥院ガーデンハイツ	50	12	48	60
		防災会館集会所	100	14	15	29
		6会場	490	91	196	287
左京	崎	教文センター３号室	50	16	19	35
	岡近	下川原保育園	100	12	29	41
	衛	白川学区社会福祉会館	50	10	20	30
	野	吉祥院ガーデンハイツ	100	9	29	38
	学	教育センター	60	37	48	85
	院	入会館一階集会所	60	15	47	62
	洛北	松ヶ崎保育所	80	13	35	48
		岩倉三宅地域集会所	100	17	29	46
		10会場	730	155	313	468
西京	桂	西京区役所会議室	100	28	41	69
	樫原・桂川	桂・川島児童センター	200	26	28	53
	洛西・西院	洛西坂谷会館	100	18	97	115
		3会場	400	71	166	237

行政区	中学校ブロック	会場	規模	教師	父母	合計
東山	東	安井神社こんぴら会館	50	12	14	26
	泰	総芳院	50	14	25	39
	山	真教会館	50	13	42	55
	月	力寿寺	100	18	32	50
	弥	東三条隣保館	50	16	37	53
		5会場	300	73	150	223
山科	山	コーポ高水2F	100	11	35	46
	勧	西野山団地集会所	50	14	24	38
	修	方丈苑	60	9	36	45
	花	陵ヶ岡会館	100	18	26	44
	山	グレース幼児園	40	20	60	80
	音	小倉団地集会所	80	8	33	41
	羽	山科消防署2団集会所	30	9	40	49
	安	山科団地2棟集会所	30	9	40	49
	祥	当麻寺	30	15	18	33
	寺	9会場	520	113	312	425
右京	嵯峨	北嵯峨高校	100	30	60	90
	峨	生協さがの組合員センター	50	25	37	62
	嵐	右京区役所	100	21	27	48
	山	京都商業高校	150	34	43	77
	太秦	農協会館	30	7	29	36
	高雄	西京極ハイツ集会所	50	13	30	43
	西京極	安井区民集会所	100	16	25	41
	梅津	念仏寺	100	25	40	65
		梅ノ宮神社参集所	70	15	36	51
		9会場	750	186	327	513
伏見	深草	農民会館	50	11	22	33
	藤森	藤森神社	60	12	7	19
	本	本教寺会館	100	23	36	59
	桃山	東合同宿舎集会所	50	13	19	32
	陵	三栖会館	50	14	20	34
	淀	淀会館	50	10	33	43
	醍醐	総合泉文化教室	40	5	14	19
	栗	石田生協	50	9	58	67
	陵	小栗栖北団地集会所	30	9	12	21
		上田宅	15	4	9	13
	小栗栖	浅野宅	15	4	14	18
		石村宅	15	8	23	31
	神川	醍醐東団地集会所	30	8	29	37
	向島	醍醐北団地集会所	30	15	30	45
		石田集会所	30	15	5	20
		くりの実保育園	100	16	20	36
		光の子保育園	100	14	19	33
		府営住宅集会町	100	15	27	42
		向島団地集会所	80			
		19会場	895	205	397	602
合計	66中学校区	84会場	5,645	1,225	2,727	3,952

＜第１次集計分＞

の経過と統一労組懇の見解

はじめに

五月二十八日、総評第六十回定期大会は、「基本構想」について、全国民的な討論を呼びかけることを決定しました。

この決定は、「基本構想」が、総評の歴史的な転換をもたらすものであるだけに、全労働者の関心を集めています。

この問題をめぐる論議の中で、統一労組懇の役割に関心が寄せられています。

この際、統一労組懇は、この「基本構想」の問題点を明らかにし、全労働者の討論に役立てるために、この小冊子を発行することにしました。

総評主張の破綻

昨年二月、「基本構想」大綱試案の提示を受け、「基本構想」大綱試案の提示を受けて、総評は、統一労組懇の立場をとった総評は、統一労組懇の批判の大綱的ひろがりのなかで、国民春闘の成功をかちとり、「五項目統一要求」を実現するために、総評内の統一的対応をはかろうとしました。

しかし、「五項目統一要求」を踏まえて、「基本構想」を踏まえたうえでのものであり、これでは、真の労働戦線統一をすすめるものではないとする統一労組懇の見解は、総評内に大きな影響をあたえ、十月の定期大会も、十一月の臨時大会も、原案、基本構想どおり採択できませんでした。

十二月七日、総評は拡大評議会で、「統一準備会は、あくまで全労働組合にもとづくものである」との原則の確認、「総評・社会党と協議会の会議開催の同意を得ることなどの、三つの条件をつけ、基本構想の採択を強行しました。

十二月十四日の統一準備会の発足

協議会は「基本構想」に基づくもの

同盟主導ですすめられた右翼的再編成による新しいナショナルセンター結成をめざす統一労組懇の結成大会が、八一年十二月十四日に、三九団体で発足しましたが、その後、相組を経、五月に総評共と同盟の加盟があり、現在は、四七団体となりました。

統一準備会は、七月はじめに、活動方針、運営綱領、予算などの大綱を発表し、各団体の全国大会の討議を経て、来年の「四協議会」設立に向けて作業を急いでいます。

活動方針の中みは、①賃確、政策、賃金、社会保障の統一闘争などにしぼる、②八八年度一年の期間とにたくむ、③総評加盟組織などについては、現在、所属組織組織などの組織の全国組織の組織化にゆだねる、④総評加盟については、現在、所属組織組織などの組織の全国組織の組織化にゆだねる、などとなっています。（六月十九日現在）

準備会議では、「七月末までに十九名の組織化を終了する」ことなどが決定されています。

総評『労働戦線統一綱領』第二次討議素材（抄）—中間報告—

一、情勢の認識

（略）

二、労働戦線の統一の必要性

（略）

三、労働戦線統一の理念（略）

四、新しいナショナルセンターの目標と機能

（略）

五、労働戦線統一の展開過程

（略）

教文闘争集約

ブロック別	分会	高校教研 教職員	高校教研 レポート数	京都教研参加者数(のべ数)	全国教研参加者数	親と教師のつどい 教職員	親と教師のつどい 父母
市内	鴨沂	6	4	1	1	2	1
	〃 定	2				2	
	洛北	5			1	2	4
	〃 定	3	2	5	3	7	
	山城	3	1	8	1	5	10
	〃 定	8	3	13	4	4	
	朱雀	13	4	10	3	3	11
	鳥羽	1		24			
	桃山	6		2	1	1	
	〃 定	2			1		
	桂	3	1		1	2	1
	洛東	8	3	6	2	2	8
	嵯峨野	7	2	7	3	8	6
	北嵯峨				3	5	6
	東稜	14	2	1		5	2
	洛水	2		2	2	2	
	北稜	3		5		3	6
	洛西	5	1	2	3	1	2
	盲	2		3	2		
	聾	1		4	2	1	
	桃山養	6	2	19	7		
乙訓	乙訓	1					
	向陽	12	4	9	4	5	2
	向日丘	1		7	4		
南山城	城南	1				2	
	東宇治	5	1		1		1
	西宇治	5		3	2	2	2

ブロック別	分会	高校教研 教職員	高校教研 レポート数	京都教研参加者数(のべ数)	全国教研参加者数	親と教師のつどい 教職員	親と教師のつどい 父母
南山城	久御山	8		4			2
	城陽	4		1	1	2	1
	八幡	2				5	1
	田辺	15	9	17	5		
	木津	2	1		1		
	南山城	1	1	4	3		
北桑	北桑田	9	2	6	1		
口丹	亀岡						
	南丹	7		3	1		
	園部	2		1	2	1	
	須知	2	1	1	2		
	丹波養	2	2	28	6		
中丹	綾部	8	2	4	1	5	2
	石原	4	2	8	3	1	
	福知山	8	2	3		2	4
	大江	5			1		
舞鶴	西舞鶴	1		2	1		1
	東舞鶴	5	1	2	1		
	盲聾	1	1	3	1		
	舞鶴養	4		6	3		
与謝	宮津	3				1	
	水産	6			1	1	2
	加悦谷	7	2	2	2		
	与謝海	3	1	11	5		
丹後	峰山	6	1	6	1	2	
	網野	5	1	1		1	
	久美浜	6			1	4	
計		251 52分会		244 39分会	99 42分会	95 32分会	75 21分会

【本誌編集部】

全国大会を開催

教育委員会と連携し子どもたちに「夢」を

1，1世紀の発展を総括し大集合

（一）過去最多の「参加」

開催の意義と全体概要

全国大会は、JSL1世紀の発展を総括し、次の1世紀の発展を展望するとともに、教育委員会と連携して子どもたちに「夢」を与えることを目的として開催されました。

労働戦線統一問題について

総評の「労働戦線統一綱領」は「基本構想」の延長線

国際主義の立場に立脚した反共主義を排する」ことを明記しています。

これらを通じて明らかなことは、八二年五月二日発表の「基本構想」につぐ六月三日の第十三回統一懇談会の二つの重要な役割、⑴統一労組懇なるものの性格、⑵統一懇会議のための基礎的な合意点について、「基本構想」の延長線上にあるということです。総評が進めようとしているということです。総評及び民間労組の統一労組懇に対する態度は、いまや明らかになったといえます。

結び

統一労組懇の基本構想をめぐるこれまでの統一労組懇の性格に関する論議の根本的な問題点は、今回の「基本構想」の発表によっても、それが解決されるどころか、ますます明らかになったといえます。

統一労組懇は、労働戦線統一の促進を目的とするものであるとしながら、労働戦線統一の基本構想については、「全的統一をいうが、実は、民間のみの、しかも反共労働組合のナショナルセンター創立を当面の目標にしていることに明らかなように、官公労労働者の占める半数の組織がそれを拒絶しており、基本構想が、口では全的統一をいいながら

（5）全国革新懇の活動の強化

○各界・各分野との懇談――従来の分野はもとより、こんご、平和運動、農民、漁民、文化関係者などの分野での懇談会も計画していくようにします。

○講演会の開催――革新的世論をひろげ、革新統一の共感で大小の講演会を開催することなども考えます。

○講師のあっせん――全国各地でおこなわれているシンポジウムや講演会の講師派遣にこたえられるよう努力します。

○宣伝出版活動――「全国革新懇ニュース」の紙面の充実をはかるとともに、全国懇一周年にあたって読者を増加できるよう、各都道府県懇、中央団体に協力をお願いします。

パンフレット「全国いたるところに革新懇話会を」を、地域懇活動の「手引き」としても、団体、個人のなかに革新懇運動への理解をひろげるためにも役立てていきましょう。

○懇話会の経験交流――四国四県の懇話会は事務局レベルの交流会をつづけています。こうした交流は今後各地でおこなわれるでしょうが、できるだけ全国懇にも知らせるようにし、各地の連携、協力をすすめるようにしましょう。

世話人総会が開かれる機会などに、都道府県懇の事務局担当者の交流などもおこないましょう。

○中央諸団体との協力の強化――中央諸団体のなかで、この運動への賛同参加をさらにひろげるよう努力しましょう。また、賛同参加の中央諸団体との懇談を随時おこない、全国懇の日常的運営への連絡、協力の強化をはかりましょう。

（6）財政活動

運動を発展させるためには、必要な財政を革新懇らしい考え方、やり方で確立していくことが重要です。全国革新懇も、多くの県の懇話会も、この点では文字どおり財政難であり、積極的な創意工夫が急務です。これまでの財政も大いに努力しますが、全国懇一周年にも出版活動などでの事業収入にも努力しますが、全国懇の財政は、第一回世話人総会の申し合わせにもとづき、月一口千円の拠出金を月つき千口（百万円）確保することになっています。この申し合わせの実行のためにひきつづき努力することが何といっても基本です。各都道府県懇、中央諸団体の協力をあらためてお願いします。

ら、たゆみない成長をうつづけています。

私たちの運動がこのように発展してきたのはなぜでしょうか。

それは、とりわけ、この運動が今日の情勢のもとでまことに時宜にかなったものであったことです。自民党の激政にたいする国民の不安と怒りにこたえるため、国政には、政党間にどんな困難な事情があろうとも、国民革新のために大同団結が必要だと考える団体や個人が、ただ政局の好転を待つのではなく、すすんでこの運動を開始し、統一への探求をすすめてきたということです。これはわが国の政治史のうえでも画期的な意義をもつものです。

また、この運動に賛同し参加する団体や個人が、それぞれの思想、信条、政治的立場のちがいをこえ、対等平等の立場にたって、自由に話し合い、討論し、一致点で協力共同をすすめるという民主的運営に徹してきたことも大事なことでした。私たちはこの一年、この運動の発展に貢献するすべての政党、団体、個人にたいし、つねに門戸を開放し、不断に対話と共同の輪をひろげてきました。

そして今日、私たちはこの運動の必要性がますます高まっていることをあらためて確認しています。昨年、私たちは結成総会で「いま私たちの国は再びいまわしい軍事大国化の道を急テンポですすみつつありますし」と訴えました。同時に、「しかし今日の情勢は戦前の暗黒時代とはあきらかにちがいます。……私たちが力を合わせてとりくむならば、困難にうちかって前進することはけっして不可能ではありません」とのべました。この一年の経過と情勢の発展は、この「訴え」が正当であったことを明確にしめしています。

レーガン政権の限定核戦争構想は全世界の人びとを憤慨させています。いま世界で、日本で、核戦争の危険に反対し、核兵器の完全禁止を要求する声がどうきわたり、反核・軍縮の方向へ世界は大きく変わりつつあります。日本では鈴木内閣の軍拡と限定核戦争容認にたいする批判がつよまっており、五・二三「平和のための東京行動」では四十万人の人びとが反核・平和の断固たる意思を表明しました。日本国民は、鈴木内閣のレーガン政権への追随、軍拡と反動、国民生活破壊の政策を断じて許さないエネルギーをもっています。

憲法施行三十五周年にあたって、自民党と反動勢力は憲法の解釈、運用をゆがめつつ、明文改憲の意図をはっきりと政治目標におしだし、全国的に運動をつよめています。しかし憲法改悪阻止勢力のたたかいもかつてなくたかまっています。党利党略の国会会期大幅延長、参院全国区制の改悪、靖国神社公式参拝と国家化、教科書の国定化、文化の反動化など自由と民主主義に対する攻撃にたいしても、民主勢力の機敏な反撃がつよまっています。

財界と鈴木内閣の軍拡、大企業奉仕、国民犠牲の臨調「行革」路線は、七月の基本答申によって、いよいよ国の進路と制度を根本から反動化しようとしています。しかし憲法の平和的、民主的諸原則に真向うから挑戦するこのファッショ的暴挙にたいして国民はきびしい批判の声をあげており、諸分野の運動の前進のなかで、政府・財界内部の矛盾もますます深まっています。

こうして、もうこれ以上、自民党鈴木内閣に国民の運命をゆだねておくことはできない、いまこそ核戦争反対、改憲阻止、国民生活防衛のために力あがら現しようという気運がますますたかまっています。

このなかでとくに注目すべきことは、この一年間、自民党とそれに同調する勢力の、革新分断の策謀が、速に露呈し、しだいに破綻の兆候をつよめていることです。これは私たちがこの一年間、革新的世論をひろげ革新統一戦線を、どのようにしてつくるか、その障害はなにか、この障害をどう克服するかという対話や懇談をひろげてきたことと

革新統一の輪をさらに大きく

―核戦争反対・改憲阻止・国民生活防衛・政治革新のために

全国革新懇は、きわめて重大な内外情勢のなかで、きょう結成一周年を迎えました。

この一年間、全国革新懇とすべての都道府県懇話会（懇）会は、国政の民主的転換のために、革新統一への道を探求し、統一の障害をとりのぞくための活動を着実にすすめ、国民の心に希望と生きがいの灯をともし、明るい展望をきりひらくために努力してきました。このなかで百三十六の地域懇話会も結成され、各界との懇談も全国各地でひらかれ、私たちの運動は国民生活のなかにいっそう深く共感の根をおろしながらも不可分に結びついています。

いま、私たちは以上のような情勢の発展と運動の前進の時点にたってこの運動をますますつよめ、各界、各層との懇談をひろげ、全国いたるところに網の目のように地域懇話会をつくっていく努力をいっそうすすめる確固たる決意を新たにしています。

民族を破滅から救い、日本の明るい未来を切りひらくこの大事業にとって全国革新懇の果たすべき役割はいよいよ重大です。私たちの運動は国民の良識と願望を代表するものであり、それは必ず巨大な潮流となって、日本の民主的再生の道をきりひらく力となるにちがいありません。

私たちは、進歩と革新をねがいその統一をもとめる全国のすべての団体や個人が、思想、信条、政治的立場のちがいをのりこえ、この壮大な事業にさらに広範に参画してくださることを、全国革新懇結成一周年のこの日にあたり、ここにあらためて、心をこめてよびかけるものです。

一九八二年五月二十六日

全国革新懇結成一周年記念
第二回拡大世話人総会

二、その後の経過

(一)満洲国をめぐる情勢

満洲国の発展

満洲国は、建国以来、日満両国の緊密な協力関係のもとに、国防、治安、産業、交通、教育、衛生等あらゆる面において、目覚ましい発展をとげてきた。

特に、日満両国は、昭和十三年十一月三日の「日満新関係調整方針」に基づき、日満経済ブロックの確立を目指して、日満経済の一体的運営を推進してきた。

また、日満両国は、昭和十四年五月十二日の「日満共同防衛に関する議定書」に基づき、日満共同防衛の強化を図ってきた。

このような日満両国の緊密な協力関係は、昭和十五年三月一日の満洲国帝位継承、同年十一月二十五日の日満基本条約の締結により、一層強化されるに至った。

満洲国の自主性の確立

満洲国は、建国以来、日満両国の緊密な協力関係のもとに発展してきたが、満洲国の自主性の確立は、国際的にも国内的にも重要な問題であった。

満洲国の自主性の確立は、日満両国の緊密な協力関係のもとに、満洲国の国防、治安、産業、交通、教育、衛生等あらゆる面において、満洲国の自主的な発展をはかることによって、はじめて達成されるものである。

日満両国は、日満基本条約の締結により、満洲国の自主性の確立に関する日満両国の基本的な関係を明確にした。

満洲国の自主性の確立は、日満両国の緊密な協力関係のもとに、満洲国の国防、治安、産業、交通、教育、衛生等あらゆる面において、満洲国の自主的な発展をはかることによって、はじめて達成されるものである。

(二)満洲国の自主性の確立

満洲国の発展

満洲国は、建国以来、日満両国の緊密な協力関係のもとに、国防、治安、産業、交通、教育、衛生等あらゆる面において、目覚ましい発展をとげてきた。

特に、日満両国は、昭和十三年十一月三日の「日満新関係調整方針」に基づき、日満経済ブロックの確立を目指して、日満経済の一体的運営を推進してきた。

また、日満両国は、昭和十四年五月十二日の「日満共同防衛に関する議定書」に基づき、日満共同防衛の強化を図ってきた。

このような日満両国の緊密な協力関係は、昭和十五年三月一日の満洲国帝位継承、同年十一月二十五日の日満基本条約の締結により、一層強化されるに至った。

満洲国の自主性の確立

満洲国は、建国以来、日満両国の緊密な協力関係のもとに発展してきたが、満洲国の自主性の確立は、国際的にも国内的にも重要な問題であった。

満洲国の自主性の確立は、日満両国の緊密な協力関係のもとに、満洲国の国防、治安、産業、交通、教育、衛生等あらゆる面において、満洲国の自主的な発展をはかることによって、はじめて達成されるものである。

日満両国は、日満基本条約の締結により、満洲国の自主性の確立に関する日満両国の基本的な関係を明確にした。

満洲国の自主性の確立は、日満両国の緊密な協力関係のもとに、満洲国の国防、治安、産業、交通、教育、衛生等あらゆる面において、満洲国の自主的な発展をはかることによって、はじめて達成されるものである。

(三)満洲国の自主性の確立

満洲国の発展

満洲国は、建国以来、日満両国の緊密な協力関係のもとに、国防、治安、産業、交通、教育、衛生等あらゆる面において、目覚ましい発展をとげてきた。

特に、日満両国は、昭和十三年十一月三日の「日満新関係調整方針」に基づき、日満経済ブロックの確立を目指して、日満経済の一体的運営を推進してきた。

また、日満両国は、昭和十四年五月十二日の「日満共同防衛に関する議定書」に基づき、日満共同防衛の強化を図ってきた。

このような日満両国の緊密な協力関係は、昭和十五年三月一日の満洲国帝位継承、同年十一月二十五日の日満基本条約の締結により、一層強化されるに至った。

満洲国の自主性の確立

満洲国は、建国以来、日満両国の緊密な協力関係のもとに発展してきたが、満洲国の自主性の確立は、国際的にも国内的にも重要な問題であった。

満洲国の自主性の確立は、日満両国の緊密な協力関係のもとに、満洲国の国防、治安、産業、交通、教育、衛生等あらゆる面において、満洲国の自主的な発展をはかることによって、はじめて達成されるものである。

日満両国は、日満基本条約の締結により、満洲国の自主性の確立に関する日満両国の基本的な関係を明確にした。

満洲国の自主性の確立は、日満両国の緊密な協力関係のもとに、満洲国の国防、治安、産業、交通、教育、衛生等あらゆる面において、満洲国の自主的な発展をはかることによって、はじめて達成されるものである。